

第 5 期 吳 市 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 吳 市 障 害 児 福 祉 計 画
(案)

平成30年 2 月

吳 市

目 次

第1章	計画の趣旨と内容	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画に定める事項	3
5	計画の策定体制等	3
第2章	障害者数等の動向と障害福祉サービス等の利用状況	4
1	人口の動向	4
2	障害者の動向	6
3	4期計画における数値目標の達成状況	14
4	障害福祉サービス等の利用状況	16
第3章	障害者等の福祉ニーズ等と事業所の意向	22
1	障害者等に対するアンケート調査	22
2	障害児等に対するアンケート調査	31
3	事業所に対するアンケート調査	40
第4章	計画の課題	45
第5章	計画の目標と方針	49
1	計画の目標	49
2	計画の基本的考え方	50
3	計画の基本方針	52
4	基本的な取組	53
5	重点的な取組	56
第6章	障害福祉サービス等の推進	58
1	将来の障害者数の見通し	58
2	数値目標の設定	59
3	障害福祉サービス等の見込量	61
4	障害福祉サービス等のサービス見込量確保のための方策	77
第7章	計画の推進方策	79
1	市民意識の醸成	79
2	計画の推進体制づくり	79
3	計画の進行管理	80

参考 1	呉市障害者基本計画	81
参考 2	用語解説	110

資料編

資料 1	計画策定の経緯	117
資料 2	呉市保健福祉審議会条例	118
資料 3	呉市保健福祉審議会運営規程	121
資料 4	呉市保健福祉審議会委員名簿	122
資料 5	呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿	123
資料 6	呉市福祉保健審議会答申	124
資料 7	市民意見公募（パブリックコメント）の実施	125
資料 8	障害者等の福祉ニーズ等の把握	126
資料 9	障害者施策に係る国の動向及び呉市の障害者施策の推進	159

第1章 計画の趣旨と内容

1 計画策定の趣旨

現在我が国は、人口減少や少子高齢化など人口構造が大きく変化し、社会のつながりの希薄化が危惧される状況にあります。

今後、更なる高齢化の進展により、障害の重度化、重症化、介護者の高齢化などが懸念されており、障害の状況に応じた総合的な支援を行うことが求められています。

国においては、平成28年6月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）が公布（平成30年4月施行）され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等を進めることが求められています。併せて、障害児のサービス提供体制を計画的に構築するため、「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

また、本市においては、平成27年3月に「呉市障害者基本計画」（計画期間：平成27～32年度）、「呉市障害福祉計画」（計画期間：平成27～29年度）を策定し、障害者の支援施策を計画的、総合的に推進していますが、「呉市障害福祉計画」が計画期間を経過するため、改定を行う必要があります。

本計画は、このような背景を踏まえ、平成29年度に計画期間の最終年度を迎えた「呉市障害福祉計画」（以下「4期計画」といいます。）の成果と課題等に対応するとともに、障害者・障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「第5期呉市障害福祉計画」と「第1期呉市障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的とします。

2 計画の位置付け

第5期呉市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条1項に規定される「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」（市町村障害福祉計画）として策定します。

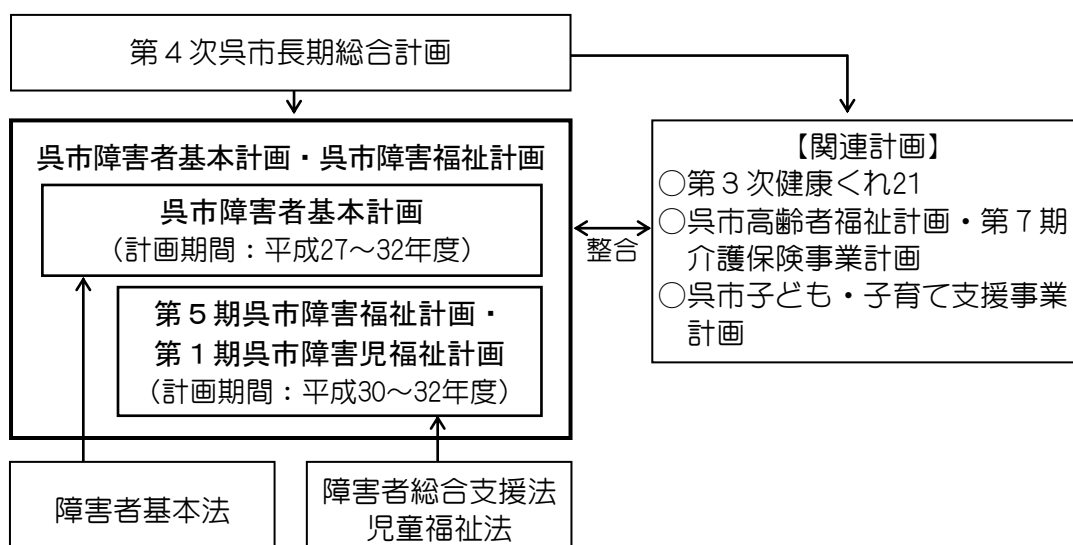
また、第1期呉市障害児福祉計画は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」（市町村障害児福祉計画）として策定します。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができます（児童福祉法第33条の20第6項）とされています。

計画の策定に当たっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）」に即するとともに、第5期広島県障害福祉計画及び第1期広島県障害児福祉計画（策定中）、呉市障害者基本計画などとの整合を図ります。

注：本文中*のある用語は、「参考2 用語の説明」参照

【計画の位置付け】



3 計画の期間

第5期呉市障害福祉計画・第1期呉市障害児福祉計画（以下「本計画」といいます。）の計画期間は、平成30～32年度とします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
呉市障害者基本計画	計画期間：平成27～32年度					
第5期呉市障害福祉計画・第1期呉市障害児福祉計画	(第4期計画期間)			計画期間：平成30～32年度		

注：呉市障害者基本計画については、参考として、当該計画の「第5章 計画の目標と方針」及び「第6章 分野別施策の方針」を第5期呉市障害福祉計画・第1期呉市障害児福祉計画の末尾に掲載しました。

4 計画に定める事項

(1) 障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第2項及び第3項に基づき、次の事項について定めます。

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑤ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第2項及び第3項に基づき、次の事項について定めます。

- ① 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ④ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

5 計画の策定体制等

本計画の策定に当たっては、障害者の現状やニーズを把握し、計画に反映するため、市内に居住する障害者等を対象に「障害福祉に関するアンケート調査」、障害児等を対象に「福祉サービス等に関するアンケート調査」を実施しました。

また、サービスの実施状況や今後の意向等を把握するため、事業所に対して、アンケート調査を実施しました。

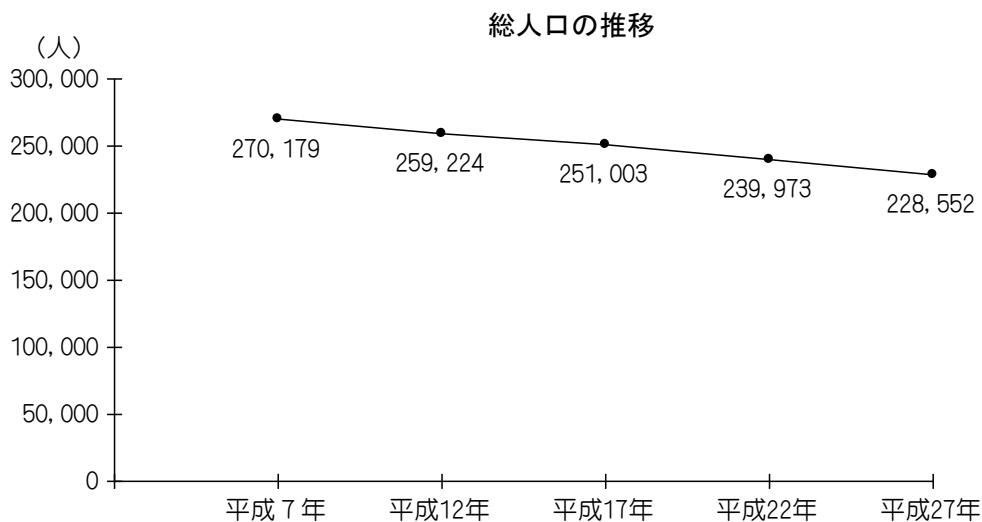
本計画案について、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体等から構成される呉市自立支援協議会*において検討するとともに、呉市保健福祉審議会（障害者福祉専門分科会）において審議されました。

第2章 障害者数等の動向と障害福祉サービス等の利用状況

1 人口の動向

(1) 総人口

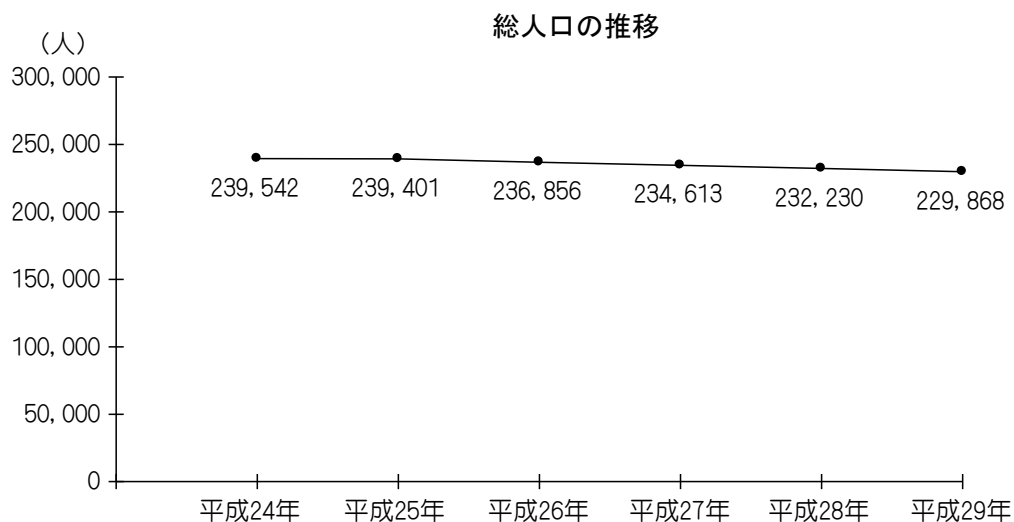
総人口（国勢調査）は減少傾向にあり、平成27年は 228,552人となっています。



資料：国勢調査

注：平成7～12年の人口は、旧呉市と合併8町の合計値

最近5年間の総人口（住民基本台帳）をみても減少傾向にあり、平成29年は 229,868人となっています。

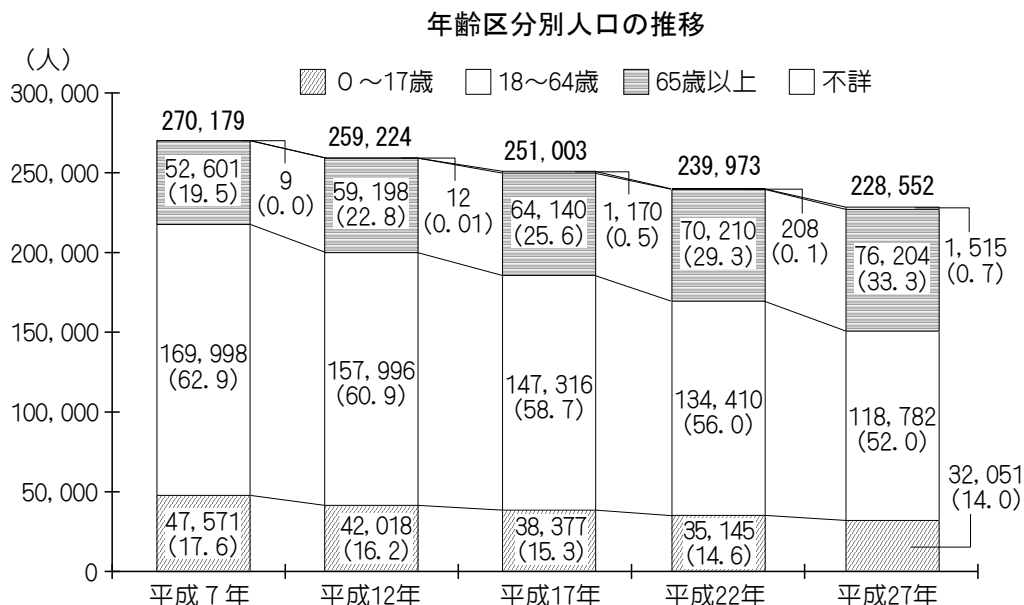


資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）

(2) 年齢区分別人口

年齢区分別人口（国勢調査）の推移をみると、0～17歳、18～64歳は減少、65歳以上は増加しています。

平成27年の65歳以上の割合は33.3%で、広島県（27.2%）、全国（26.3%）を上回っています。

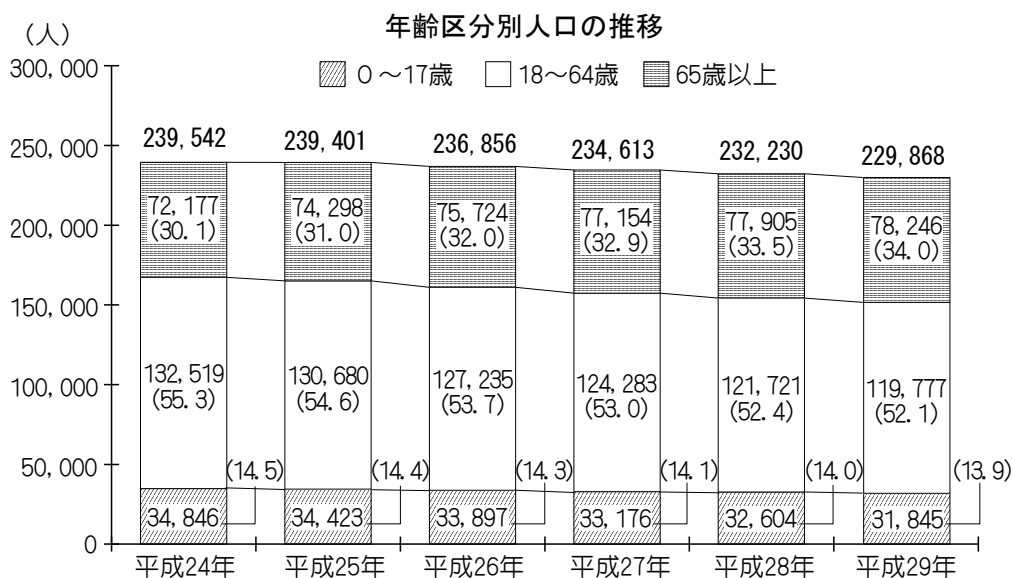


資料：国勢調査

注1：平成7～12年の人口は、旧呉市と合併8町の合計値

注2：図中()内数値は割合(%)を示す。

平成24年以降の年齢区分別人口（住民基本台帳）の推移をみても、0～17歳、18～64歳は減少、65歳以上は増加しています。



資料：住民基本台帳人口（各年3月末時点）

注：図中()内数値は割合(%)を示す。

2 障害者の動向

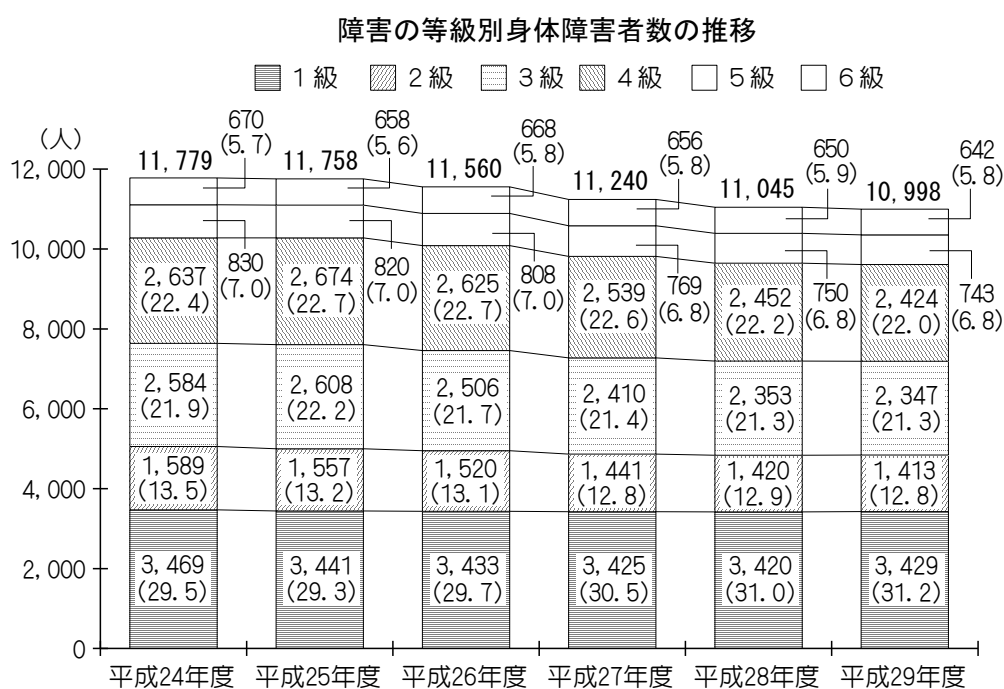
(1) 身体障害者

ア 身体障害者数の推移

身体障害者（身体障害者手帳*所持者，以下同様）数は，平成29年度10,998人で，減少傾向にあります。

イ 障害の等級別身体障害者の状況

障害の等級別に身体障害者数をみると，障害の程度が最も重度である「1級」が最も多く，約3割を占めています。次いで「3級」「4級」が多い状況にあります。



注1：平成24～28年度は3月末時点，平成29年度は7月末時点

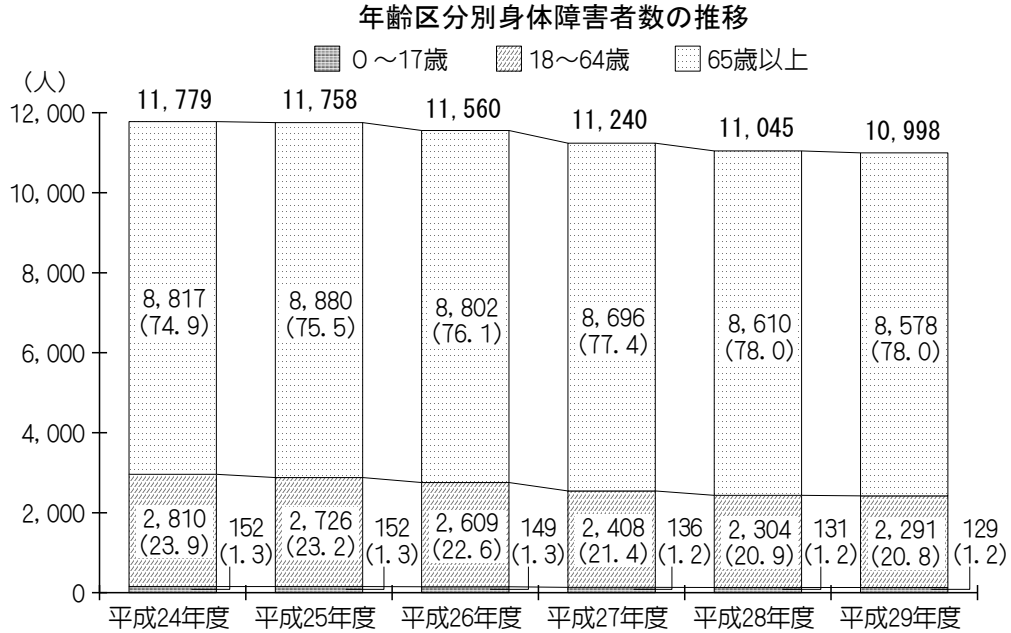
注2：図中()内数値は割合(%)を示す。

注3：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため，合計が100%にならない箇所がある。(以下同様)

ウ 年齢区分別身体障害者の状況

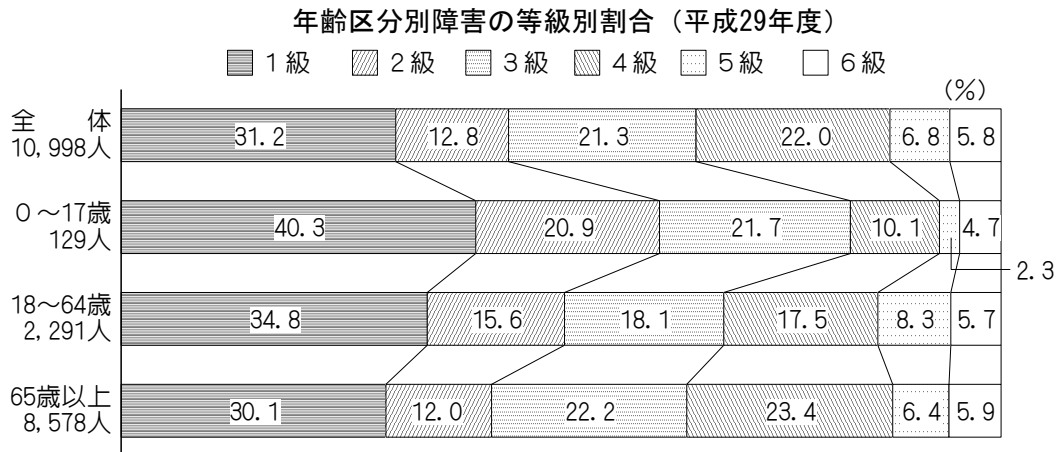
年齢区分別に身体障害者数の推移をみると、各年齢層で減少しています。

平成29年度の年齢区分別割合をみると、0～17歳は1.2%、18～64歳は20.8%、65歳以上は78.0%で、0～17歳は横ばいで推移、18～64歳は低下、65歳以上は高まっています。



注1：平成24～28年度は3月末時点、平成29年度は7月末時点
 注2：図中()内数値は割合(%)を示す。

また、年齢区分別に障害の等級別割合をみると、いずれも「1級」が最も高く、特に、0～17歳では40.3%と高くなっています。



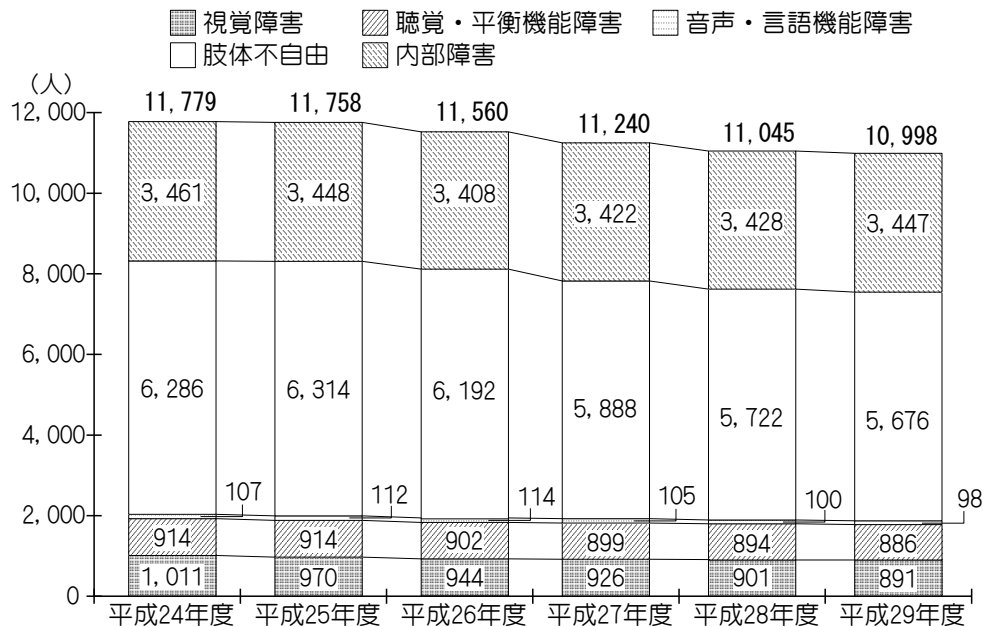
注：平成29年7月末時点

エ 障害の種類別身体障害者の状況

障害の種類別に身体障害者数の推移をみると、「肢体不自由」が最も多く、「内部障害」がこれに続きます。

「肢体不自由」は減少傾向にあります。が、「内部障害」「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」「音声・言語機能障害」は、おおむね横ばいで推移しています。

障害の種類別身体障害者数の推移



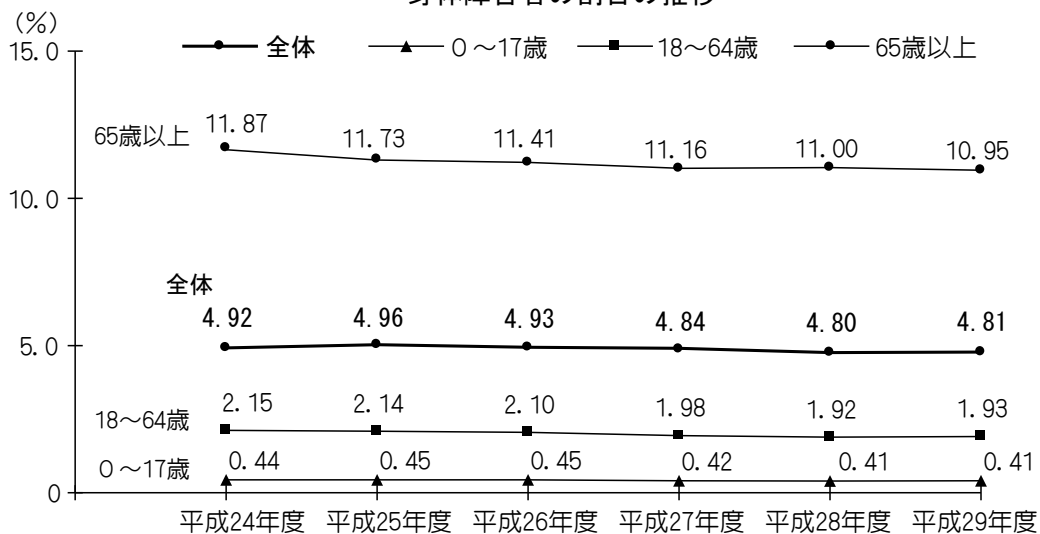
注：平成24～28年度は3月末時点，平成29年度は7月末時点

オ 身体障害者の割合

人口に対する身体障害者の割合をみると、平成29年度は、全体で4.81%となっており、おおむね横ばいで推移しています。

年齢区別にみると、0～17歳は0.41%、18～64歳は1.93%、65歳以上は10.95%で、0～17歳、18～64歳は横ばいで推移、65歳以上は低下しています。

身体障害者の割合の推移



注1：身体障害者数は、平成24～28年度は3月末時点，平成29年度は7月末時点

注2：割合は、身体障害者数÷住民基本台帳人口×100(%)で算出

(住民基本台帳人口は、平成24～28年度は3月末時点，平成29年度は9月末時点)

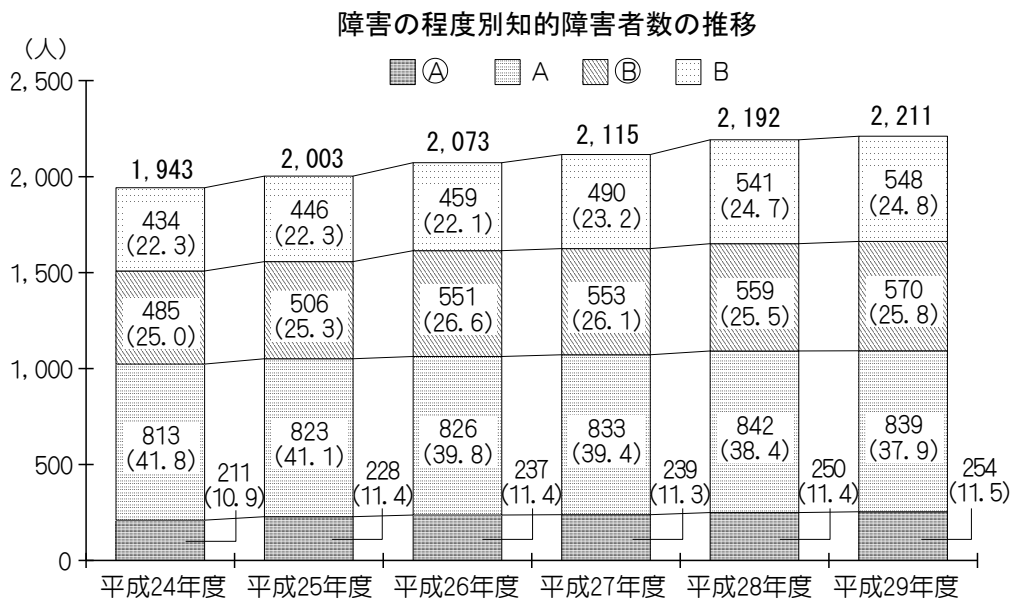
(2) 知的障害者

ア 知的障害者数の推移

知的障害者（療育手帳*所持者，以下同様）数は，平成29年度 2,211人となっており，増加傾向にあります。

イ 障害の程度別知的障害者の状況

障害の程度別に知的障害者数をみると，「A」（重度）が最も多く，約4割を占めています。次いで，「B」（中度），「B」（軽度）が多くなっています。

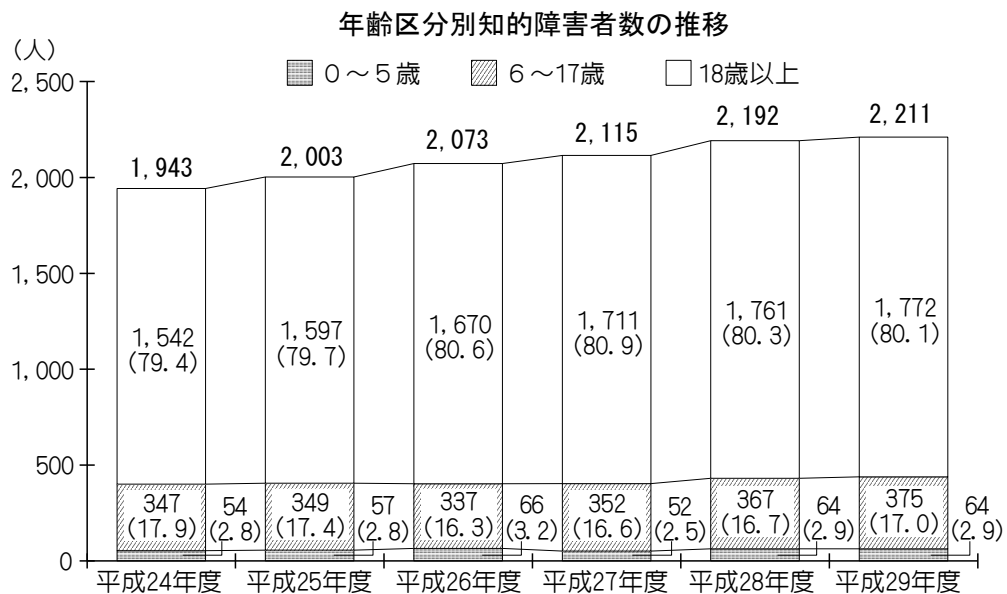


注1：平成24～28年度は3月末時点，平成29年度は7月末時点
 注2：図中()内数値は割合(%)を示す。

ウ 年齢区分別知的障害者の状況

年齢区分別に知的障害者数の推移をみると、各年齢層で増加しています。

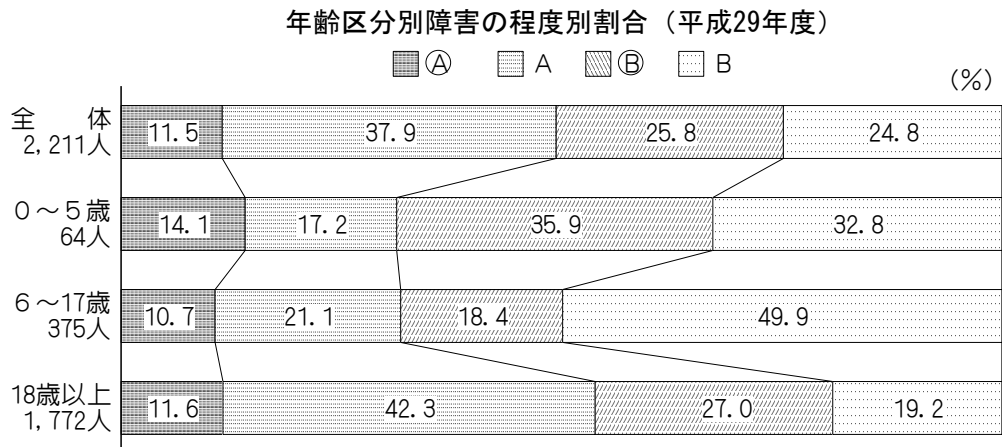
平成29年度の年齢区分別割合をみると、0～5歳は2.9%、6～17歳は17.0%、18歳以上は80.1%で、各年齢層ともおおむね横ばいで推移しています。



注1：平成24～28年度は3月末時点、平成29年度は7月末時点

注2：図中()内数値は割合(%)を示す。

また、年齢区分別に障害の程度別割合をみると、0～5歳では「㊸」、 「B」の割合が高くなっています。6～17歳では「B」、18歳以上では「A」の割合が、それぞれ最も高くなっています。

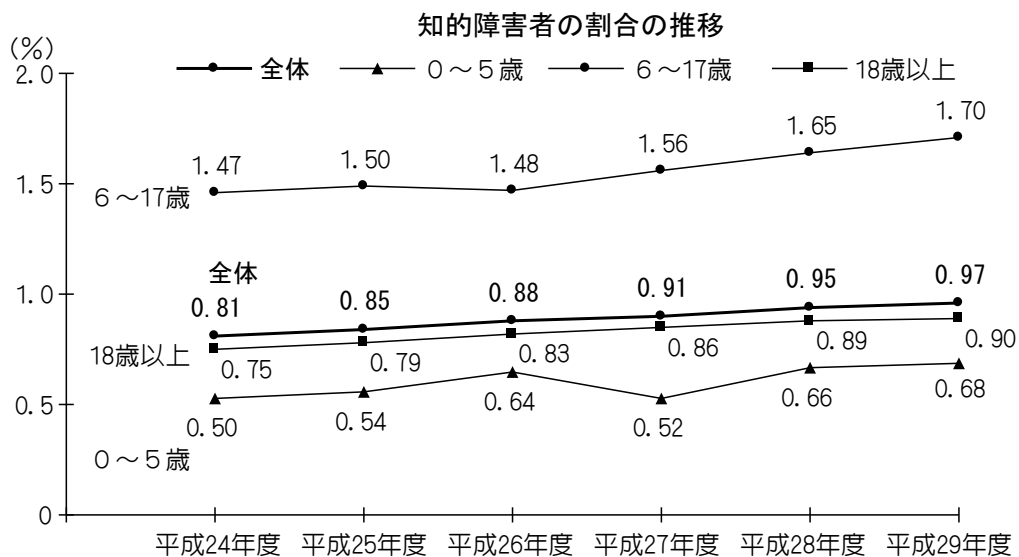


注：平成29年7月末時点

エ 知的障害者の割合

人口に対する知的障害者の割合をみると、平成29年度は全体で0.97%で、上昇傾向にあります。

年齢区別にみると、0～5歳は0.68%、6～17歳は1.70%、18歳以上は0.90%で、いずれも上昇傾向にあります。



注1：知的障害者数は、平成24～28年度は3月末時点、平成29年度は7月末時点

注2：割合は、知的障害者数÷住民基本台帳人口×100（%）で算出

（住民基本台帳人口は、平成24～28年度は3月末時点、平成29年度は9月末時点）

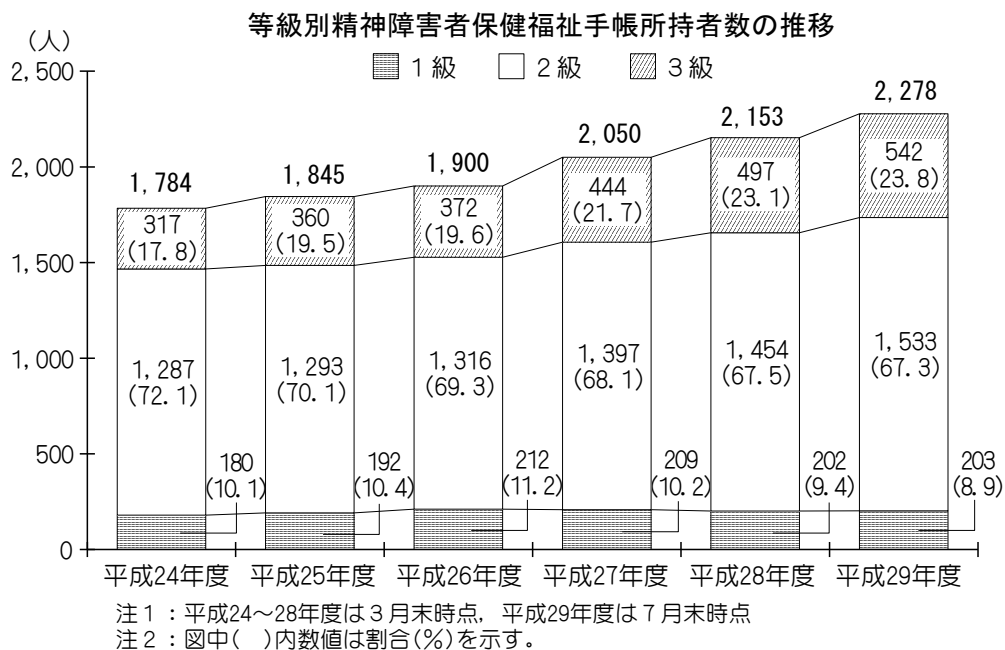
(3) 精神障害者

ア 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、平成29年度 2,278人で、増加傾向にあります。

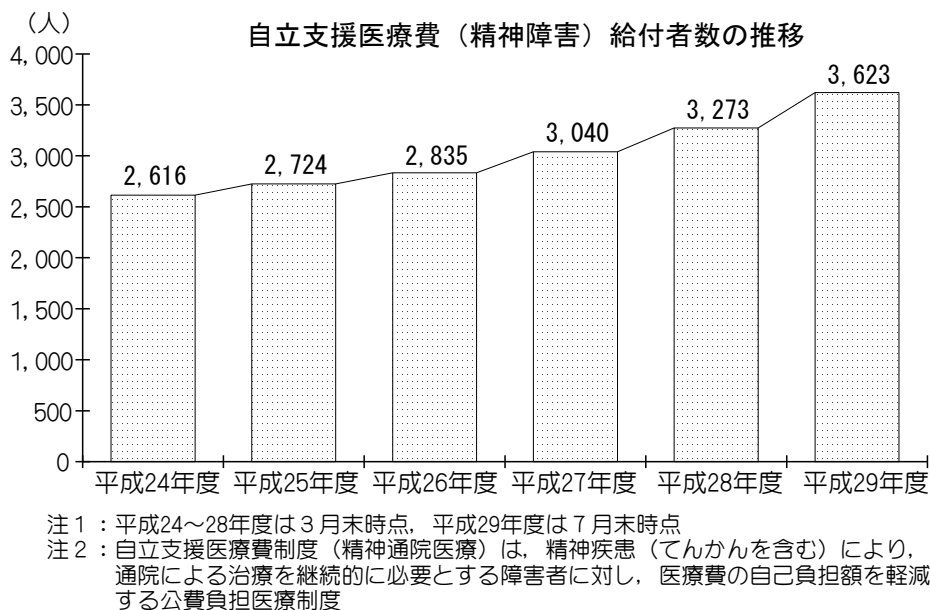
イ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、「2級」が最も多く、約7割を占めています。障害の程度が最も重い「1級」は約1割、「3級」は約2割となっています。また、「2級」、「3級」が増加傾向にあります。



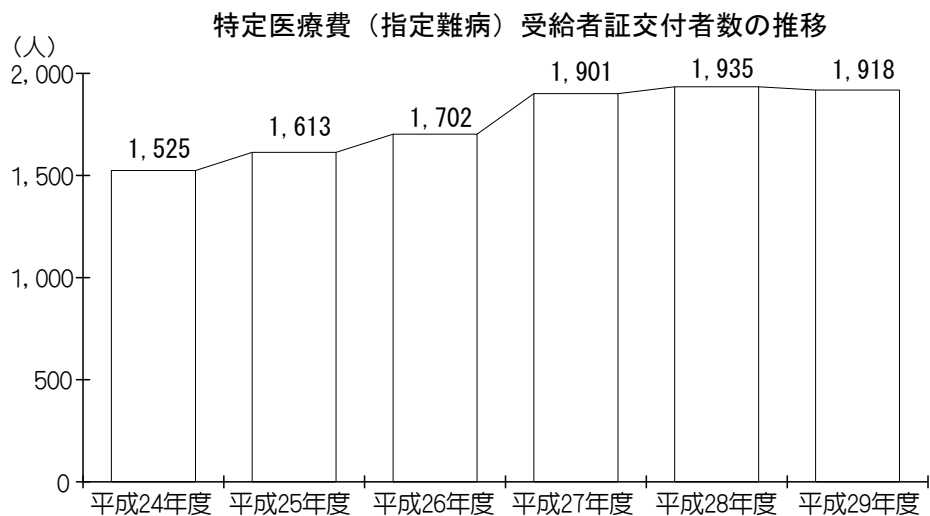
ウ 自立支援医療費（精神通院）給付者数の推移

自立支援医療費（精神通院）*給付者数は、平成29年度に 3,623人となっており、増加傾向にあります。



(4) 難病患者

難病*患者数を特定医療（指定難病）受給者証交付者数で見ると、平成29年度は 1,918人で、平成27年度以降、横ばいで推移しています。



注1：各年度4月1日時点

注2：難病医療費助成制度（平成26年以前は「特定疾患医療給付制度」）とは、厚生労働省が定める指定難病（330疾病）にかかり、同省が定める認定基準を満たす場合に、医療費を助成する制度

3 4期計画における数値目標の達成状況

4期計画で設定した数値目標について、達成状況を整理すると次のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行*を促進するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行者数」及び「福祉施設入所者数の削減数」に係る目標を設定しました。

福祉施設入所者数の削減目標に対する実績は、削減者数19人、削減率 5.5%で、目標を上回りました。

また、地域生活への移行者数目標に対する実績は、移行者数16人、移行率 4.6%で、目標を達成できていません。

引き続き、障害福祉サービス等に関する情報提供、相談体制の充実、グループホーム*の整備の促進などにより、障害者等の地域生活への移行、移行後の生活を支援するための体制づくりに努めます。

施設入所者の地域生活への移行に係る目標と実績

項 目		目 標	実 績	備 考
① 平成25年度末の福祉施設入所者数		-	345人	
福祉施設入所者数の削減目標	② 入所者数目標	331人	326人	
	③ 削減者数目標	14人	19人	・①-②
	④ 削減率	4.1%	5.5%	・基本指針：①の4%以上削減 ・③/①×100(%)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数目標	⑤ 地域生活移行者数目標	42人	16人	
	⑥ 移行率	12.2%	4.6%	・基本指針：①の12%以上 ・⑥/①×100(%)

注：実績は、平成28年度時点

(2) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、「一般就労への移行者数」、「就労移行支援事業利用者数」及び「就労移行支援事業所数」に係る目標を設定しました。

福祉施設から一般就労への移行者数目標に対する実績は、移行者数27人、増加倍率（移行目標）2.7倍で、目標を上回りました。

就労移行支援事業利用者数目標に対する実績は、利用者数66人、増加割合（利用目標）106%で、目標を達成できていません。

また、就労移行支援事業所についても、実施事業所数10か所、就労移行率3割以上の事業所数1か所で、どちらも目標を達成できていません。

本市の就労移行支援事業所は、近年設立された事業所が多く、今後、事業所との連携の強化を図り、一般就労への移行を促進します。

福祉施設から一般就労への移行に係る目標と実績

項 目		目 標	実 績	備 考
福祉施設から一般就労への移行者数目標	① 福祉施設から一般就労への移行者	-	10人	・平成24年度実績
	② 一般就労への移行者数目標	20人	27人	
	③ 移行目標	2倍	2.7倍	・基本指針：①の2倍以上 ・②/①
就労移行支援事業利用者数目標	④ 就労移行支援事業利用者数	-	32人	・平成25年度実績
	⑤ 就労移行支援事業利用者数目標	92人	66人	
	⑥ 利用目標	188%	106%	・基本指針：④の6割以上増加 ・ $(⑤/④-1) \times 100(\%)$
就労移行支援事業所数の目標	⑦ 就労移行支援事業所数	12か所	10か所	
	⑧ 移行率が3割以上の事業所数目標	6か所	1か所	
	⑨ 就労移行率3割以上の事業所割合	50%	8%	・基本指針：⑦の5割以上 ・ $⑧/⑦ \times 100(\%)$

注：実績は、平成28年度時点

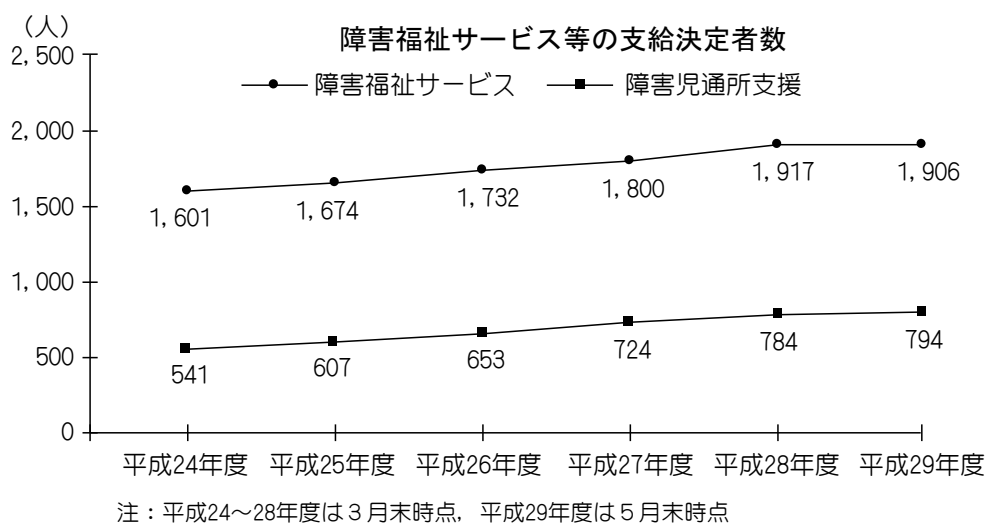
(3) 地域生活支援拠点等の整備

現在、川尻・安浦・安芸灘地域において地域生活支援拠点等*のモデル事業を実施しており、呉市自立支援協議会で、その成果や課題等を踏まえた協議を行いながら、本市に適した整備形態を検討しているところです。

4 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス等の支給決定者数

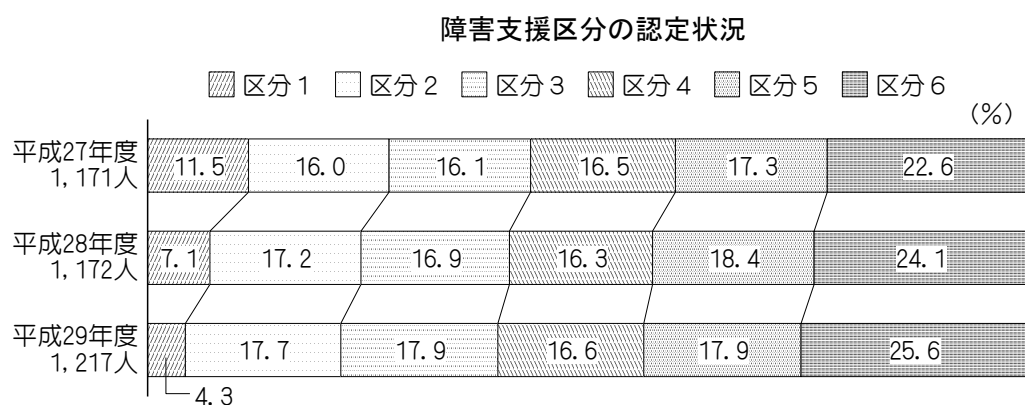
障害福祉サービス等の支給決定者数は、平成29年度、障害福祉サービス 1,906人、障害児通所支援 794人で、どちらも増加傾向にあります。



(2) 障害支援区分認定状況

障害支援区分*の認定状況は、平成29年度 1,217人で、平成27年度及び28年度に比べやや増加しています。

また、区分別割合をみると、最も支援の必要性が高い「区分6」が25.6%で、最も高くなっています。



注：各年度4月1日時点

(3) 障害福祉サービス等の見込みと実施状況の比較

4期計画におけるサービス見込みと、障害福祉サービス等の利用実績を比較すると、次のとおりです。

ア 訪問系サービス

訪問系サービスの見込みと実績は、次表（次ページ）のとおりです。

「居宅介護」「行動援護」については、事業所に対して開業の働き掛け等を行ったこともあり、利用者数、利用時間数とも見込みを上回っています。

「重度訪問介護」は、利用者数は見込みを上回り、利用時間数は見込みを下回っています。

す。

これらのサービスの利用時間数は、おおむね横ばいで推移しています。

「同行援護」は、利用者数、利用時間数ともおおむね計画どおりですが、利用時間数は減少傾向にあります。

障害福祉サービス等（訪問系サービス）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込みと実績の比較
居宅介護	利用者数 (人/月)	見込み	216	217	218	○利用者数、利用量とも見込みを上回り、おおむね横ばいで推移しています。
		実績	244	267	268	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	3,672	3,689	3,706	
		実績	4,389	4,417	4,233	
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	見込み	8	8	8	○利用者数は、見込みを上回っています。 ○利用量は見込みを下回り、おおむね横ばいで推移しています。
		実績	13	18	23	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	2,960	2,960	2,960	
		実績	2,239	2,265	2,295	
同行援護	利用者数 (人/月)	見込み	53	53	52	○利用者数、利用量ともおおむね計画どおりです。 ○利用量は減少傾向にあります。
		実績	53	53	46	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	689	689	676	
		実績	714	669	631	
行動援護	利用者数 (人/月)	見込み	15	17	19	○利用者数、利用量とも見込みを大幅に上回り、おおむね横ばいで推移しています。
		実績	42	42	42	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	345	391	437	
		実績	648	719	664	
重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	見込み	0	1	1	○各年とも、利用はありませんでした。
		実績	0	0	0	
	利用時間数 (時間/月)	見込み	0	250	250	
		実績	0	0	0	

注：平成27～28年度は3月実績，平成29年度は5月実績

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込みと実績は、次表（次ページ）のとおりです。

「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「短期入所（福祉型）」は、利用者数、利用量とも見込みを上回っています。

「自立訓練（機能訓練）」「就労移行支援」は、利用者数、利用量とも見込みを下回り、「生活介護」「療養介護」「短期入所（医療型）」はおおむね計画どおりでした。

また、「就労継続支援B型」「短期入所（福祉型）」は、利用量が増加傾向にあります。また、「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」は減少傾向にあります。

障害福祉サービス等（日中活動系サービス）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込みと実績の比較
生活介護	利用者数 (人/月)	見込み	542	544	546	○利用者数，利用量ともおおむね計画どおりで，横ばいで推移しています。
		実績	541	556	559	
	利用量 (人日/月)	見込み	10,840	10,880	10,920	
		実績	10,960	11,359	11,202	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	見込み	6	5	5	○利用者数，利用量とも見込みを下回っています。
		実績	5	2	2	
	利用量 (人日/月)	見込み	102	85	85	
		実績	107	28	40	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	見込み	23	24	24	○利用者数，利用量とも見込みを上回っています。 ○利用量は減少傾向にあります。
		実績	26	30	30	
	利用量 (人日/月)	見込み	368	384	384	
		実績	500	485	459	
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	見込み	57	74	92	○利用者数，利用量とも，平成27年度を除き，見込みを下回っています。 ○いずれも減少傾向にあります
		実績	71	66	60	
	利用量 (人日/月)	見込み	1,026	1,332	1,656	
		実績	1,339	1,287	1,152	
就労継続 支援A型	利用者数 (人/月)	見込み	105	115	125	○利用者数，利用量とも見込みを上回っています。
		実績	151	159	148	
	利用量 (人日/月)	見込み	2,100	2,300	2,500	
		実績	3,086	3,226	2,780	
就労継続 支援B型	利用者数 (人/月)	見込み	473	475	477	○利用者数，利用量とも見込みを上回り，増加傾向にあります。
		実績	488	528	544	
	利用量 (人日/月)	見込み	8,514	8,550	8,586	
		実績	8,919	9,771	9,635	
療養介護	利用者数 (人/月)	見込み	67	67	67	○おおむね計画どおりです。
		実績	62	65	63	
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	見込み	136	137	137	○利用者数，利用量とも，見込みを上回っています。 ○利用量は増加傾向にあります。
		実績	140	154	148	
	利用量 (人日/月)	見込み	1,088	1,096	1,096	
		実績	1,096	1,299	1,208	
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	見込み	11	11	11	○利用者数，利用量とも，おおむね計画どおりです。
		実績	11	10	10	
	利用量 (人日/月)	見込み	77	77	77	
		実績	101	87	89	

注：平成27～28年度は3月実績，平成29年度は5月実績

ウ 居住系サービス

居住系サービスの見込みと実績は、次表のとおりです。

「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」とも、おおむね計画どおりとなっています。

障害福祉サービス等（居住系サービス）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込みと実績の比較
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数 （人／月）	見込み	151	162	172	○おおむね計画どおりです。
		実績	146	182	179	
施設入所支援	利用者数 （人／月）	見込み	348	339	331	○おおむね計画どおりです。
		実績	332	326	330	

注：平成27～28年度は3月実績，平成29年度は5月実績

エ 相談支援

相談支援の見込みと実績は、次表のとおりです。

「計画相談支援」は見込みを上回り、「地域定着支援」はおおむね計画どおりでした。利用者数は、いずれもおおむね横ばいで推移しています。

「地域移行支援」は、見込みを下回り、利用者数が少ない状況にあります。

障害福祉サービス等（相談支援）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込みと実績の比較
計画相談支援	利用者数 （人／月）	見込み	244	245	246	○見込みを上回っています。
		実績	319	331	323	
地域移行支援	利用者数 （人／月）	見込み	10	10	10	○見込みを下回っています。
		実績	0	1	1	
地域定着支援	利用者数 （人／月）	見込み	10	10	10	○おおむね計画どおりです。
		実績	9	11	10	

注：平成27～28年度は年度平均，平成29年度は5月実績

オ 障害児を対象としたサービス

障害児を対象としたサービスの見込みと実績は、次表のとおりです。

「放課後等デイサービス」は、利用者数、利用量とも、見込みを大幅に上回り、増加傾向にあります。

「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」は見込みを下回っています。

また、「障害児相談支援」は、見込みを上回り、利用者数が増加傾向にあります。

障害福祉サービス等（その他）の見込みと実績

種類	単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込みと実績の比較
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	見込み	136	148	159	○見込みを上回り、増加傾向にあります。
		実績	151	159	189	
児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込み	272	295	318	○利用者数、利用量とも、おおむね見込みを下回っています。 ○いずれも、おおむね横ばいで推移しています。
		実績	293	296	271	
	利用量 (人日/月)	見込み	1,632	1,770	1,908	
		実績	1,572	1,582	1,547	
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込み	4	4	4	○利用者数、利用量とも、見込みを下回っています。
		実績	2	1	0	
	利用量 (人日/月)	見込み	12	12	12	
		実績	8	5	0	
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	見込み	311	337	362	○利用者数、利用量とも、見込みを大幅に上回り、増加傾向にあります。
		実績	342	404	428	
	利用量 (人日/月)	見込み	2,177	2,359	2,534	
		実績	2,761	3,791	3,646	
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	見込み	6	6	6	○利用者数、利用量とも、見込みを下回っています。
		実績	5	1	0	
	利用量 (人日/月)	見込み	6	6	6	
		実績	5	1	0	

注：平成27～28年度は3月実績，平成29年度は5月実績

(4) 地域生活支援事業の見込みと実施状況の比較

地域生活支援事業の見込みと実績は、次表のとおりです。

「日中一時支援事業」は見込みを上回り、「障害者相談支援事業」「日常生活用具給付事業」「訪問入浴サービス事業」は、おおむね計画どおりとなっています。

「意思疎通支援事業」のうち、「手話通訳者*・要約筆記者*派遣事業」は見込みを上回り、「手話奉仕員*養成研修事業」は見込みを下回っています。

また、「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」は、見込みを下回っています。

地域生活支援事業の見込みと実績

種類		単位	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見込みと実績の比較
障害者相談支援事業		実施箇所数(カ所)	見込み	5	5	5	○計画どおりです。
			実績	4	4	4	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	実施箇所数(カ所)	見込み	2	2	2	○計画どおりです。
			実績	2	2	2	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数(件/月)	見込み	29	29	28	○見込みを上回っています。
			実績	32	46	41	
手話奉仕員養成研修事業		修了者数(人/年)	見込み	32	32	32	○見込みを下回っています。
			実績	24	22	-	
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	利用者数(人/年)	見込み	15	15	15	○おおむね計画どおりです。
			実績	10	18	-	
	自立生活支援用具	利用者数(人/年)	見込み	31	31	31	○おおむね計画どおりです。
			実績	24	27	-	
	在宅療養等支援用具	利用者数(人/年)	見込み	38	38	38	○おおむね計画どおりです。
			実績	33	22	-	
情報・意思疎通支援用具	利用者数(人/年)	見込み	42	42	42	○おおむね計画どおりです。	
		実績	41	39	-		
排せつ管理支援用具	利用者数(人/年)	見込み	5,947	5,932	5,918	○おおむね計画どおりです。	
		実績	5,830	5,812	-		
居室生活動作補助用具(住宅改修)	利用者数(人/年)	見込み	5	5	5	○おおむね計画どおりです。	
		実績	9	5	-		
移動支援事業		利用者数(人/月)	見込み	163	163	164	○利用者数、利用時間数とも、見込みを下回っています。
			実績	151	139	141	
	利用時間数(時間/月)	見込み	2,119	2,119	2,132		
		実績	1,671	1,471	1,449		
地域活動支援センター機能強化事業		実施箇所数(カ所)	見込み	4	4	4	○実施箇所数は計画どおりです。
			実績	4	4	4	
		利用者数(人/月)	見込み	92	92	92	○利用者数は、見込みを下回っています。
			実績	73	59	67	
訪問入浴サービス事業		実施箇所数(カ所)	見込み	5	5	5	○おおむね計画どおりです。
			実績	6	6	6	
	利用者数(人/月)	見込み	11	10	10		
		実績	13	15	13		
日中一時支援事業		利用者数(人/月)	見込み	191	191	192	○利用者数、利用量ともおおむね見込みを上回っています。
			実績	183	208	218	
	利用量(人日/月)	見込み	1,204	1,204	1,210		
		実績	1,489	1,680	1,534		

注：平成27～28年度は3月実績、平成29年度は5月実績

第3章 障害者等の福祉ニーズ等と事業所の意向

障害福祉サービス等に係る現状と今後のニーズを把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、障害者及び障害児（保護者）を対象に、アンケート調査を実施しました。

また、事業所に対し、相談支援、就労支援等に対する意向、地域生活移行に係る意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

1 障害者等に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

主な調査内容	・障害の状況、介助の状況、日中の過ごし方、相談、地域における生活 ・障害福祉サービス等の利用状況・利用意向 など
調査対象者	・身体障害者：身体障害者手帳所有者の中から 1,300人を無作為抽出 ・知的障害者：療育手帳所有者の中から 400人を無作為抽出 ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所有者の中から 400人を無作為抽出
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・平成29年7月19日～8月4日
有効回収率	・身体障害者：有効回収数 686件、有効回収率52.8% ・知的障害者：有効回収数 225件、有効回収率56.3% ・精神障害者：有効回収数 212件、有効回収率53.0%

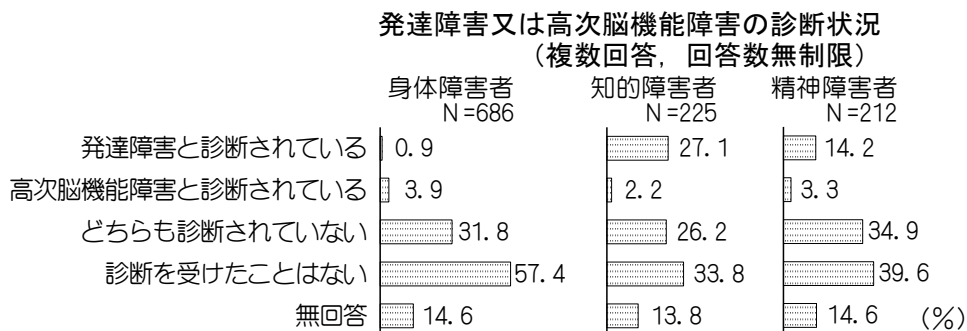
(2) 調査結果の概要

ア 発達障害等について

(7) 発達障害等の診断状況

「発達障害*と診断されている」と答えた人の割合は、身体障害者 0.9%、知的障害者27.1%、精神障害者14.2%で、知的障害者で高くなっています。

また、「高次脳機能障害*と診断されている」と答えた人の割合は、身体障害者 3.9%、知的障害者 2.2%、精神障害者 3.3%となっています。



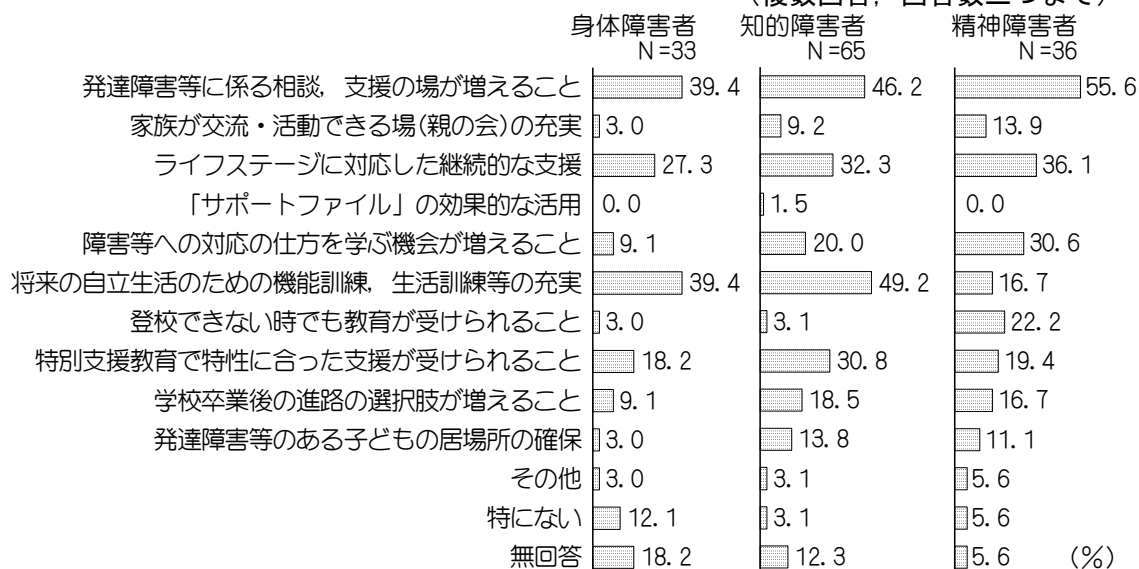
(イ) 発達障害等のある人に対して必要だと思う支援

① 学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要な支援

発達障害等のある人が、学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要だと思う支援として、各障害とも「発達障害等に係る相談、支援の場が増えること」「ライフステージ*に対応した継続的な支援」を挙げた人の割合が高くなっています。

そのほか、身体障害者、知的障害者で「将来の自立生活のための機能訓練、生活訓練等の充実」、知的障害者で「特別支援教育*で特性に合った支援が受けられること」、精神障害者で「障害等への対応の仕方を学ぶ機会が増えること」を挙げた人の割合が高くなっています。

発達障害等のある人が学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要だと思う支援策
(複数回答, 回答数三つまで)



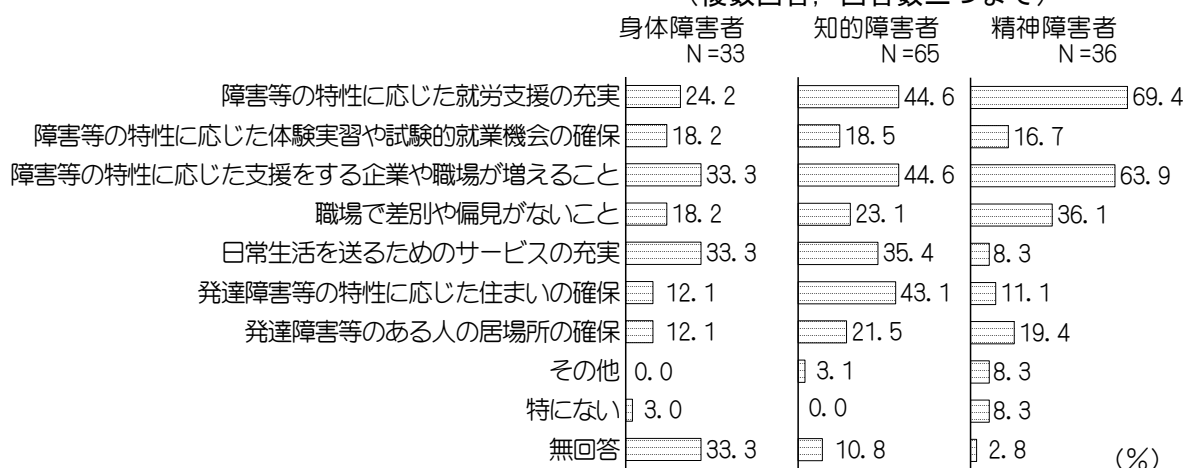
(発達障害または高次脳機能障害の診断状態で「発達障害または高次脳機能障害と診断されている」と答えた人)

② 社会生活を送る上で必要な支援

発達障害等のある人が社会生活を送る上で必要だと思う支援として、各障害とも「障害等の特性に応じた支援をする企業や職場が増えること」を挙げた人の割合が高くなっています。

そのほか、身体障害者、知的障害者で「日常生活を送るためのサービスの充実」、知的障害者、精神障害者で「障害等の特性に応じた就労支援の充実」、知的障害者で「発達障害等の特性に応じた住まいの確保」、精神障害者で「職場で差別や偏見がないこと」を挙げた人の割合が高くなっています。

発達障害等のある人が社会生活を送る上で必要だと思う支援策
(複数回答, 回答数三つまで)



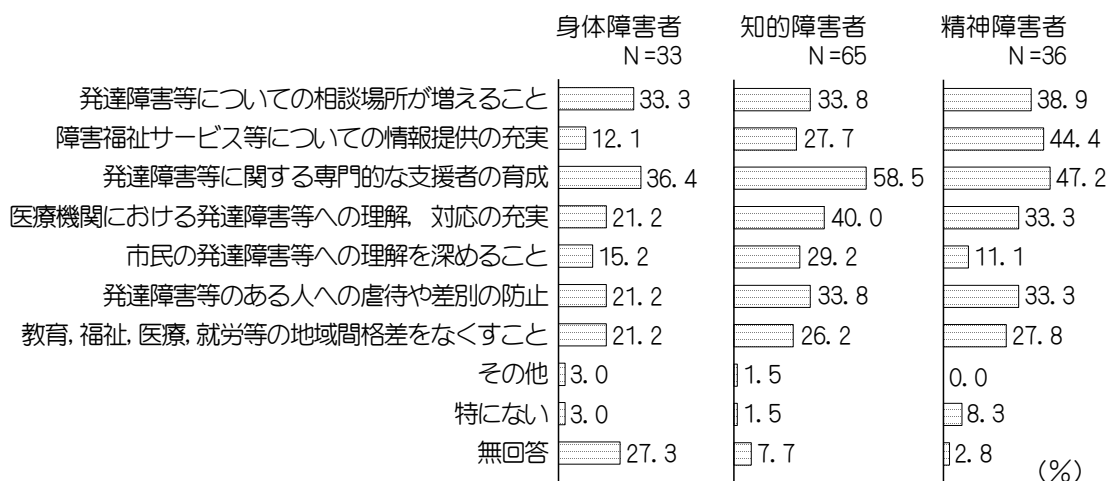
(発達障害または高次脳機能障害の診断状態で「発達障害または高次脳機能障害と診断されている」と答えた人)

③ 地域で暮らしていくために必要な支援

発達障害等のある人が地域で暮らしていくために必要な支援として、各障害とも「発達障害等について相談場所が増えること」「発達障害等に関する専門的な支援者の育成」を挙げた人の割合が高くなっています。

そのほか、知的障害者、精神障害者で「医療機関における発達障害等への理解、対応の充実」「発達障害等のある人への虐待や差別の防止」、精神障害者で「障害福祉サービス等についての情報提供の充実」を挙げた人の割合が高くなっています。

発達障害等のある人が地域で暮らしていくために必要だと思う支援策
(複数回答, 回答数三つまで)

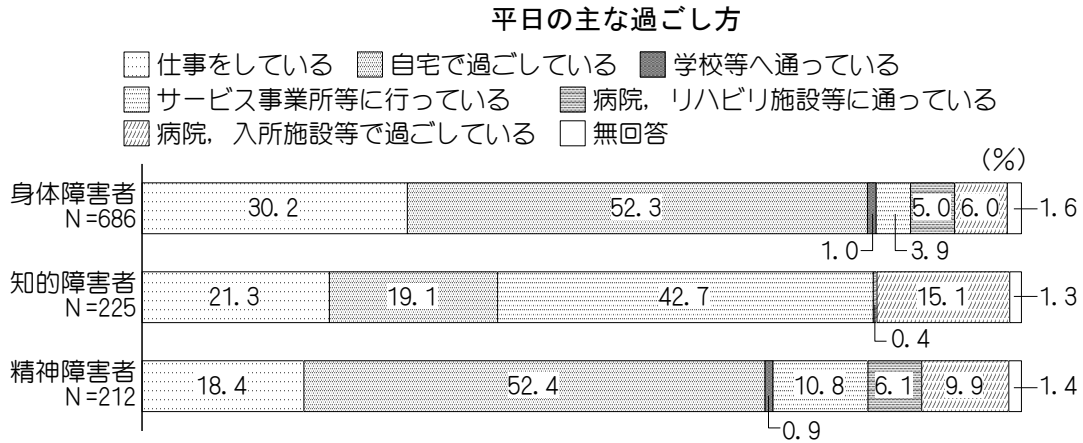


(発達障害または高次脳機能障害の診断状況で「発達障害または高次脳機能障害と診断されている」と答えた人)

イ 日中の過ごし方について

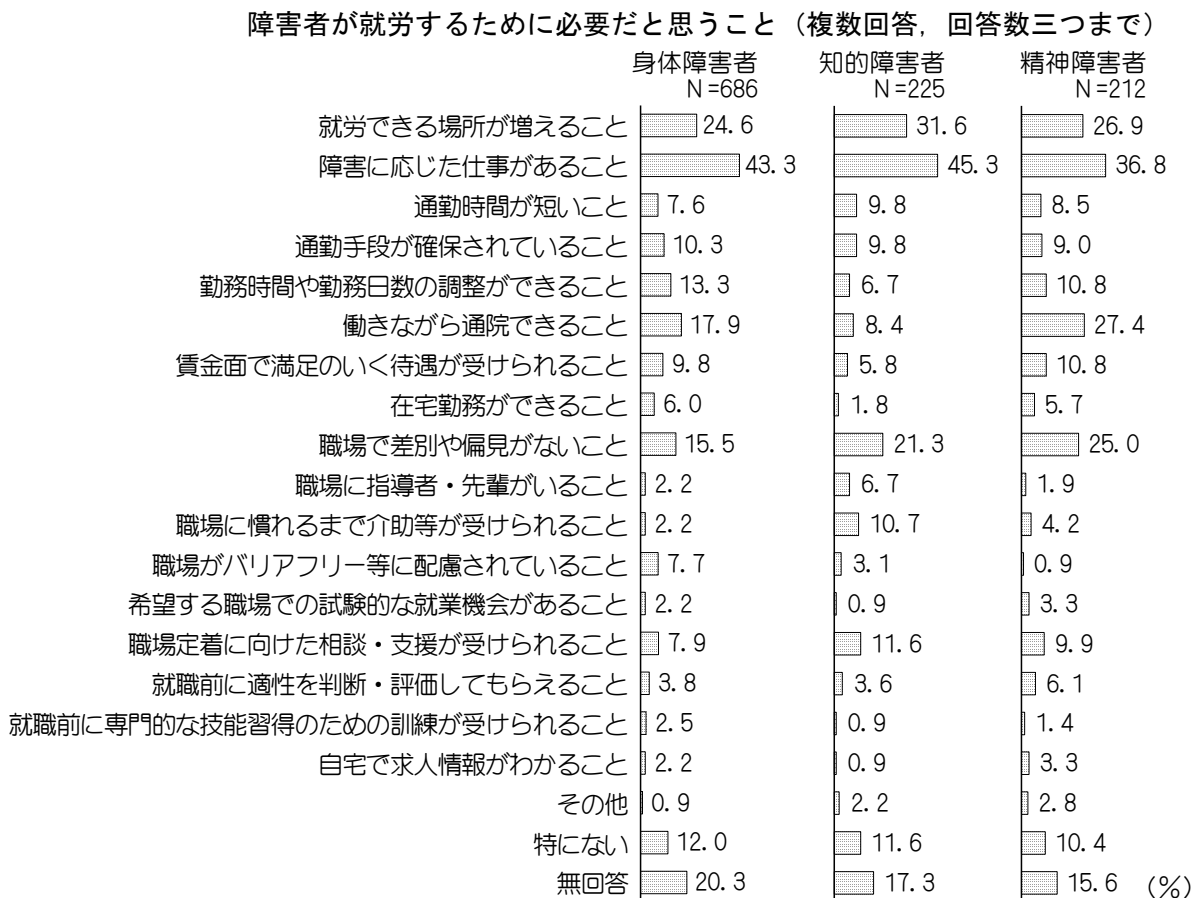
(7) 平日の主な過ごし方

平日の主な過ごし方についてみると、身体障害者、精神障害者では「自宅で過ごしている」、知的障害者では「サービス事業所等に行っている」と答えた人の割合が、それぞれ最も高くなっています。



(イ) 就労するために必要だと思うこと

就労するために必要だと思うことは、各障害者とも「就労できる場所が増えること」「障害に応じた仕事があること」、精神障害者で「職場で差別や偏見がないこと」「働きながら通院できること」などを挙げた人の割合が高くなっています。

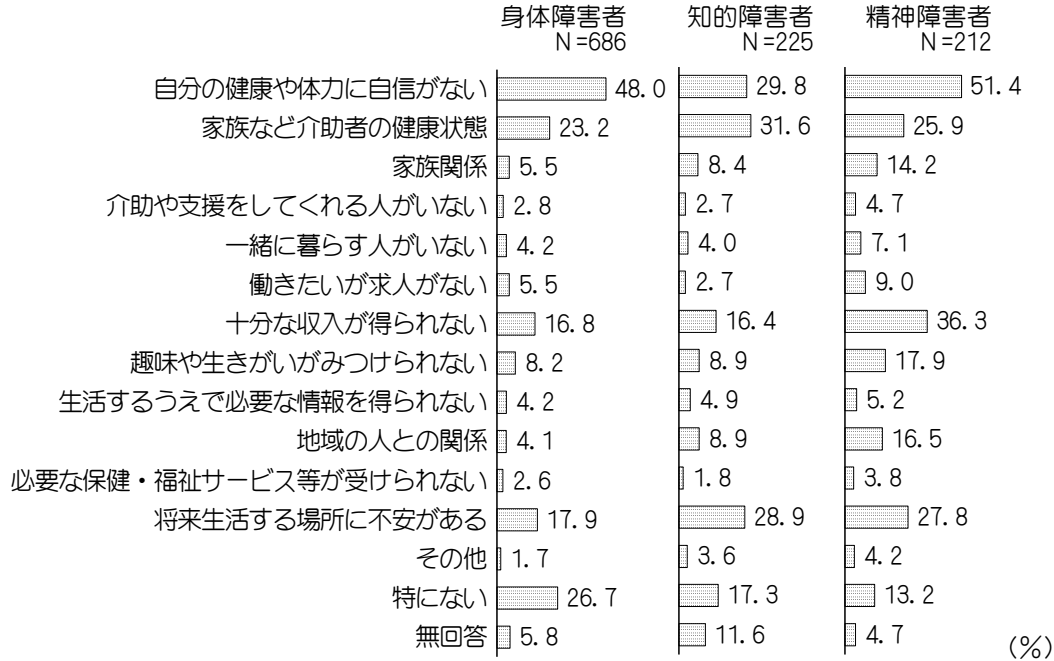


ウ 相談について

(7) 困っていること、不安に思うこと

日常生活で、困っていることや不安に思うことについては、各障害者とも「自分の健康や体力に自信がない」、知的障害者、精神障害者で「家族など介助者の健康状態」「将来生活する場所に不安がある」、精神障害者で「十分な収入が得られない」を挙げた人の割合が高くなっています。

日常生活で困っていることや不安に思うこと（複数回答，回答数無制限）

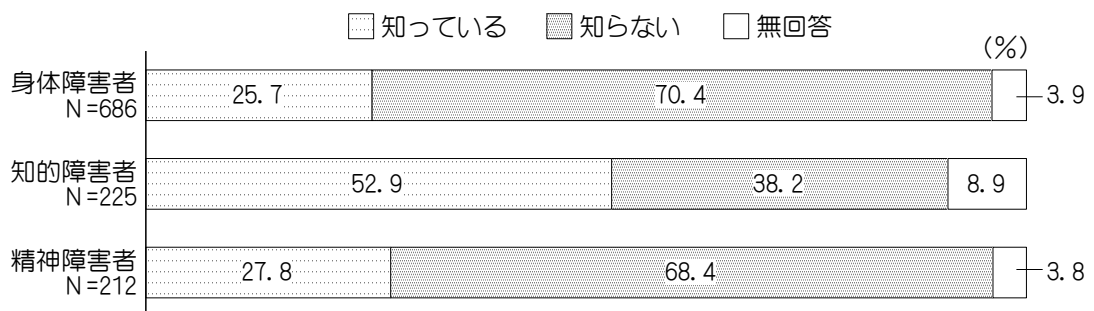


(4) 相談支援事業

① 相談支援事業の周知状況

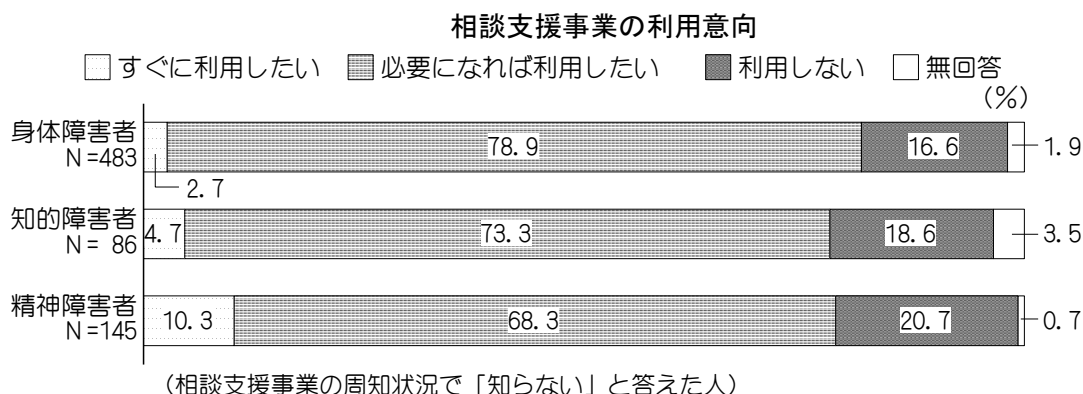
相談支援事業を「知っている」と答えた人の割合は、身体障害者25.7%、知的障害者52.9%、精神障害者27.8%となっており、身体障害者、精神障害者で低くなっています。

相談支援事業の周知状況



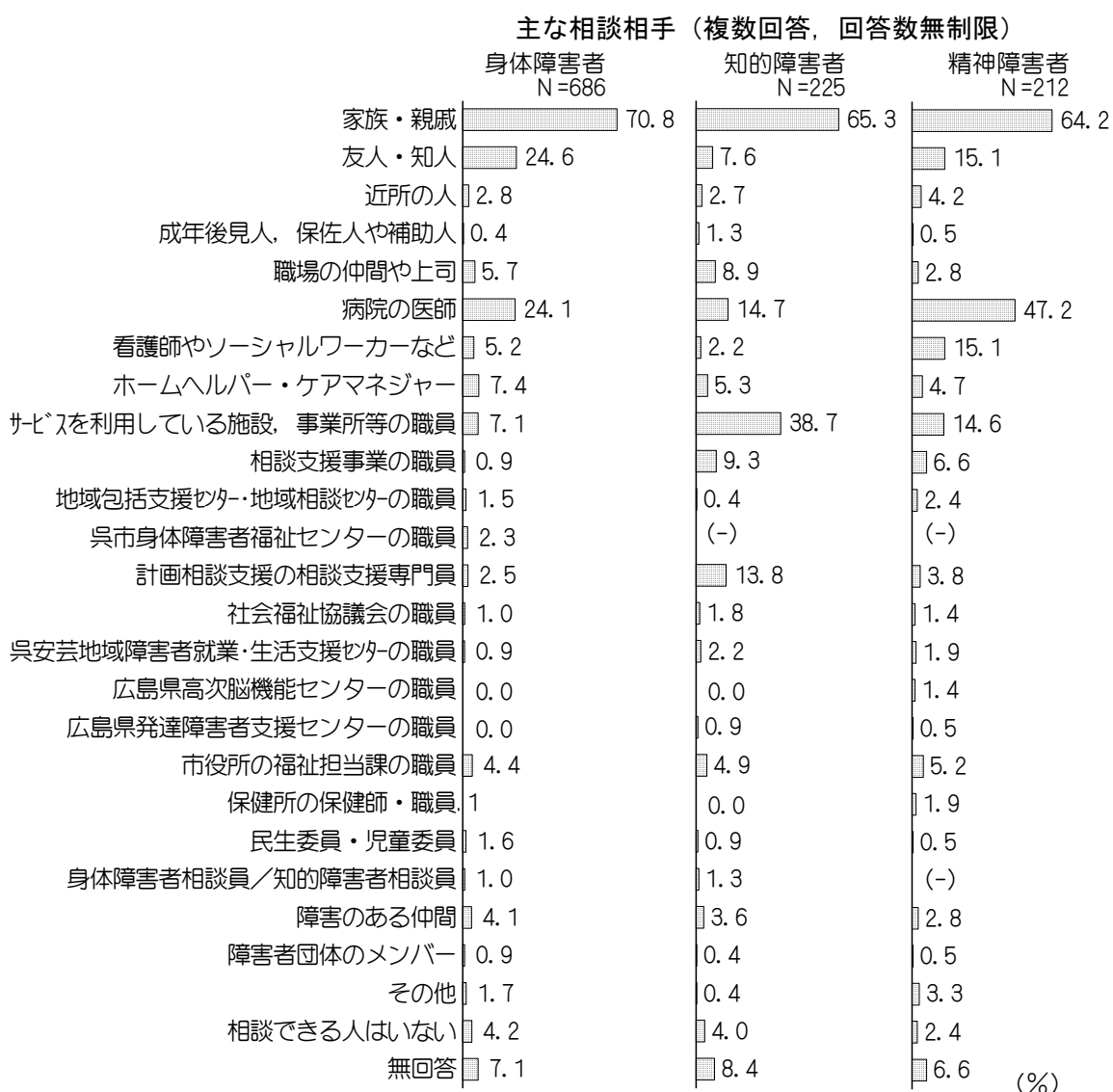
② 相談支援事業の利用意向（相談支援事業を知らない人）

相談支援事業を「すぐに利用したい」又は「必要になれば利用したい」と答えた人の割合を合わせると、身体障害者81.6%、知的障害者78.0%、精神障害者78.6%となっており、各障害者とも利用意向は高い状況にあります。



(ウ) 主な相談相手

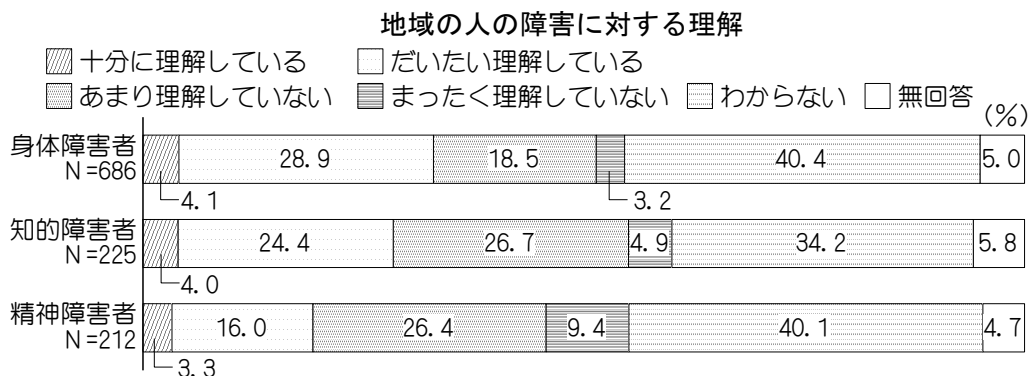
困っていることや不安に思うことを相談する相手は、各障害者とも「家族・親戚」を挙げた人の割合が6～7割と高いほか、知的障害者で「サービスを利用している施設、事業所等の職員」、精神障害者で「病院の医師」を挙げた人の割合も高くなっています。



エ 地域における生活について

(7) 障害に対する理解

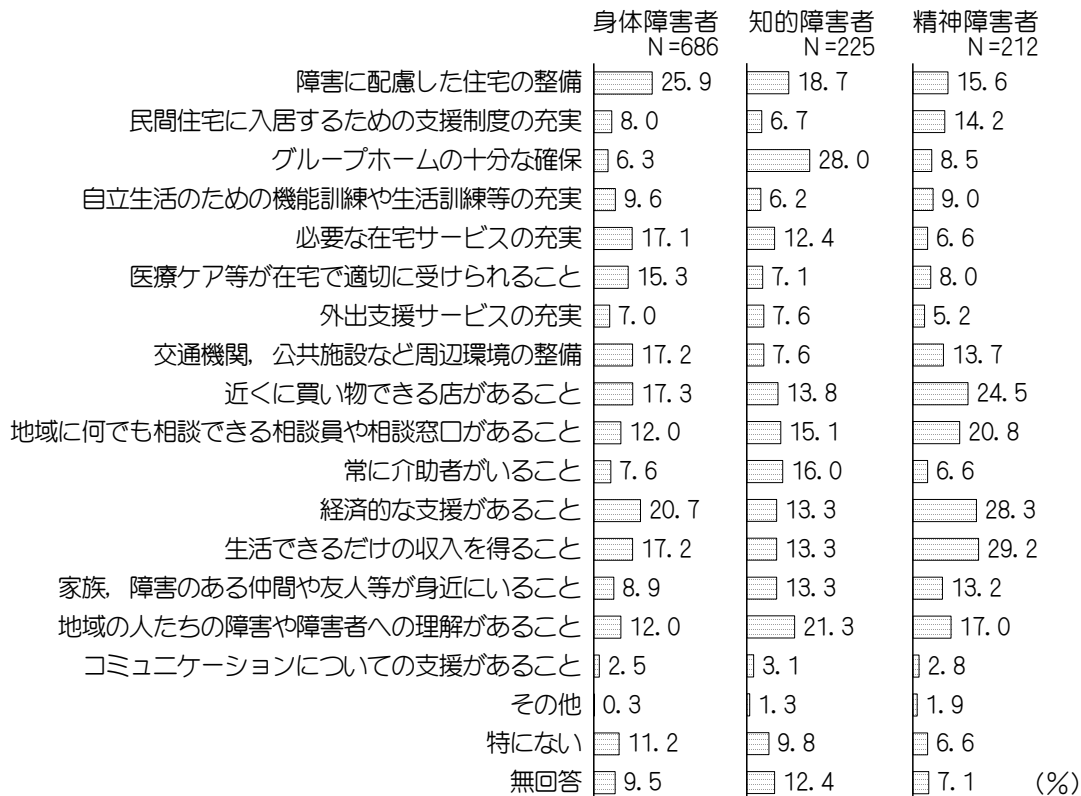
地域の人の障害に対する理解についてみると、「理解している」（「十分に理解している」「だいたい理解している」の合計）割合は、身体障害者33.0%、知的障害者28.4%、精神障害者19.3%、「理解していない」（「あまり理解していない」「まったく理解していない」の合計）は、身体障害者21.7%、知的障害者31.6%、精神障害者35.8%で、知的障害者、精神障害者で「理解していない」の割合が「理解している」を上回っています。



(イ) 障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援については、身体障害者で「障害に配慮した住宅の整備」、知的障害者で「グループホームの十分な確保」、精神障害者で「経済的な支援があること」「生活できるだけの収入を得ること」などを挙げた人の割合が高くなっています。

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援（複数回答、回答数三つまで）

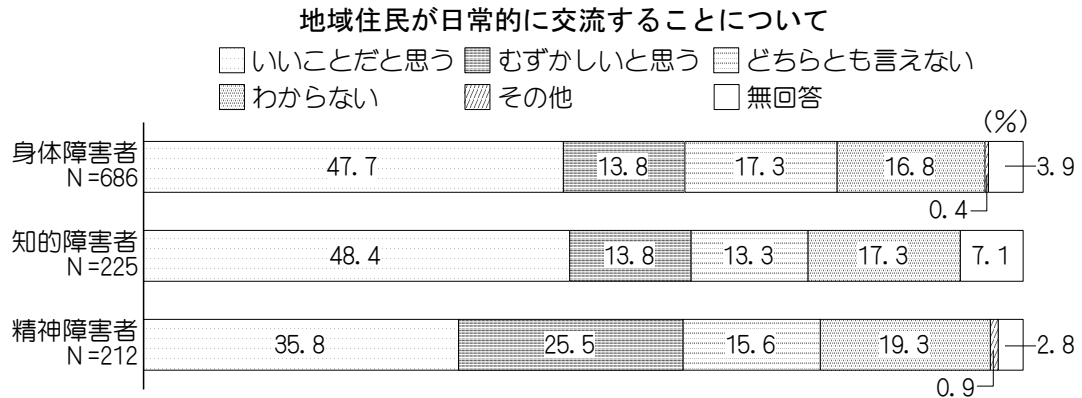


オ 「地域共生社会」について

(7) 地域住民が日常的に交流することについて

地域住民が同じ場所でサービスを利用したり，日常的に交流したりすることについて，「いいことだと思う」と答えた人の割合は，身体障害者47.7%，知的障害者48.4%，精神障害者35.8%で，各障害者とも高くなっています。

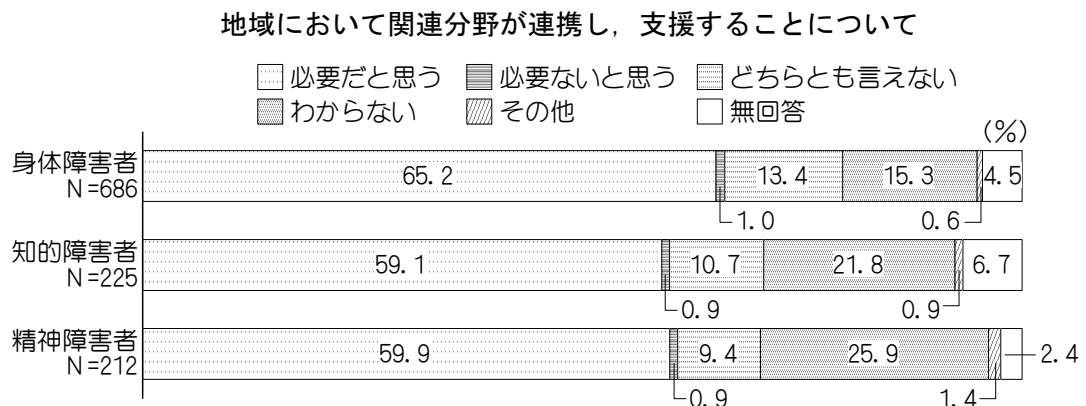
一方で「むずかしいと思う」と答えた人は，身体障害者13.8%，知的障害者13.8%，精神障害者25.5%で，精神障害者で高くなっています。



(イ) 地域において関連分野が連携し，支援することについて

地域において，保健，医療，福祉，保育，教育などの関連分野が連携し，支援することについて「必要だと思う」と答えた人の割合は，身体障害者65.2%，知的障害者59.1%，精神障害者59.9%で，各障害者とも高くなっています。

一方で「必要ないと思う」と答えた人は，各障害者とも約1%と，低い状況にあります。

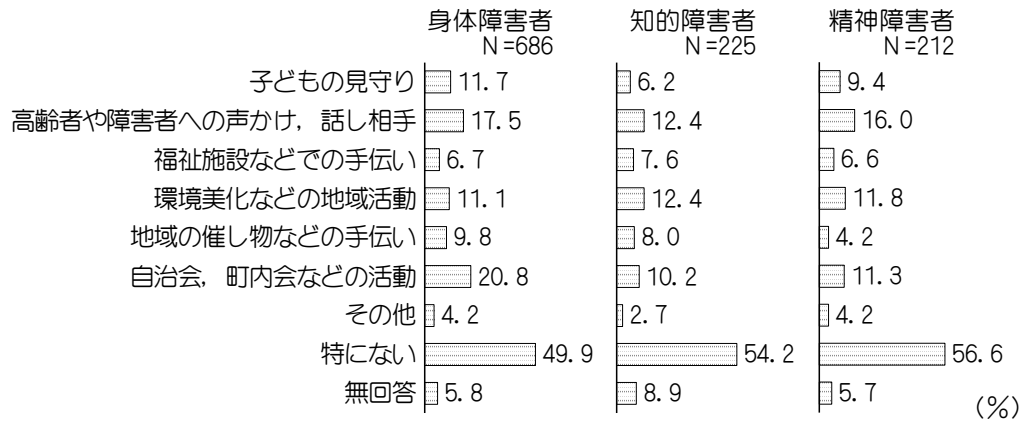


(ウ) 参加できる助け合い，支え合い活動

地域において参加できる助け合い，支え合い活動は，各障害者とも「高齢者や障害者への声かけ，話し相手」「環境美化などの地域活動」「自治会，町内会などの活動」，身体障害者で「子どもの見守り」を挙げた人の割合が，比較的高くなっています。

一方で「特にない」と答えた人の割合が，身体障害者49.9%，知的障害者54.2%，精神障害者56.6%と，各障害者とも高くなっています。

参加できる助け合い、支え合い活動（複数回答、回答数無制限）



(3) 留意事項等の整理

アンケート調査結果を踏まえ、計画の主な留意事項等を列記すると、次のとおりです。

- ① 発達障害等のある人に対する支援の充実
 - ・発達障害に係る相談・支援の場の確保、充実
 - ・専門的知識を持った人材の育成
 - ・発達障害に対する市民の理解を深めるための取組の推進 等
- ② 障害者の就労支援
 - ・働く意欲のある障害者のニーズ、特性に応じた就労支援
 - ・障害者の雇用の促進
 - ・就労移行支援、就労継続支援等を通じた就労支援体制の整備 等
- ③ 障害者が地域で暮らすための総合的な支援
 - ・障害に対する理解を深めるための取組の推進
 - ・就業機会の確保などによる経済的自立・支援の充実
 - ・地域における相談体制の充実
 - ・障害者の居住の場の確保 等
- ④ 地域共生社会の実現
 - ・「地域共生社会*」に対する考え方の周知と理解の促進
 - ・地域住民同士の理解を深め、地域共生社会の実現に向けた取組の推進 等
- ⑤ 総合的な相談支援体制の構築
 - ・市の相談体制の充実
 - ・ライフステージに対応した切れ目のない支援体制の構築
 - ・障害福祉サービス等の利用に関する支援 等

2 障害児等に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

主な調査内容	・障害の状況、介助の状況、日中の過ごし方、相談、地域における生活 ・福祉サービス等の利用状況・利用意向 など
調査対象者	・市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所有者のうち18歳未満の児童及び通所受給者証所持者の中から 400人を無作為抽出し、その保護者を調査票回答者として実施
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・平成29年7月19日～8月4日
有効回収率	・有効回収数 221件、有効回収率55.3%

(2) 調査結果の概要

ア 発達障害について

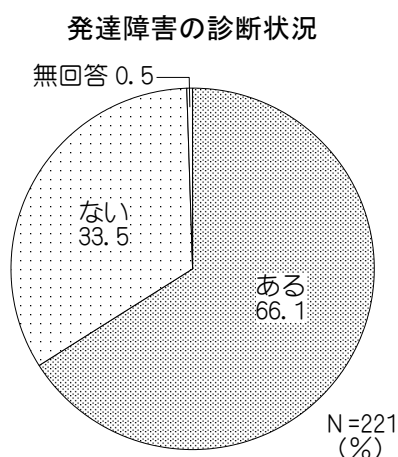
(7) 発達障害の診断状況

発達障害として診断されたことが「ある」と答えた人の割合は66.1%で、約2/3を占めています。

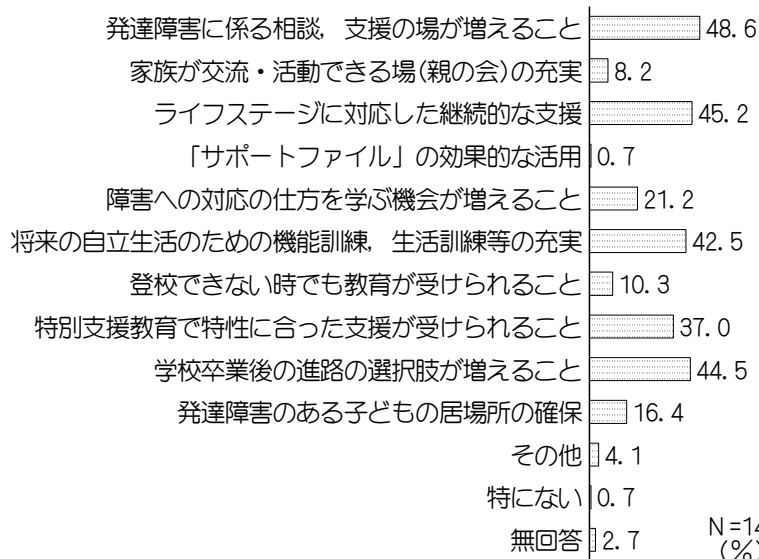
(イ) 発達障害のある人に対して必要だと思う支援

① 学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要な支援

発達障害のある人が、学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要だと思う支援として、「発達障害に係る相談、支援の場が増えること」「ライフステージに対応した継続的な支援」「将来の自立生活のための機能訓練、生活訓練等の充実」「特別支援教育で特性に合った支援が受けられること」「学校卒業後の進路の選択肢が増えること」を挙げた人の割合が高くなっています。



発達障害のある人が学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要だと思う支援策（複数回答、回答数三つまで）

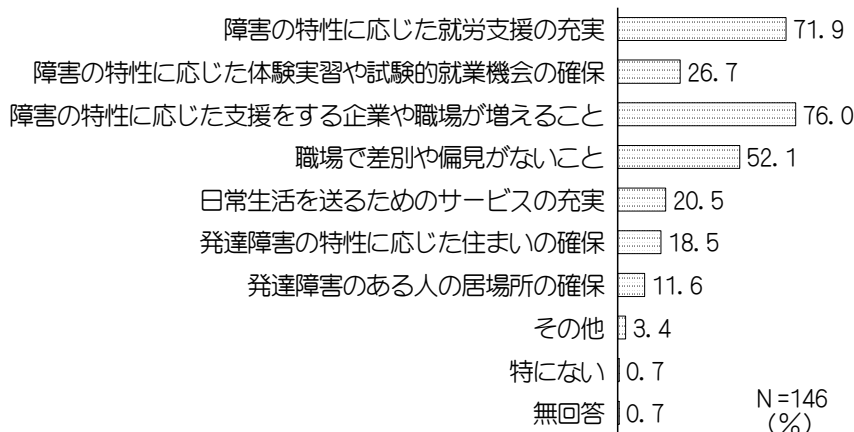


(発達障害の診断状況で発達障害と診断されたことが「ある」と答えた人)

② 社会生活を送る上で必要な支援

発達障害のある人が社会生活を送る上で必要だと思う支援として、「障害の特性に応じた就労支援の充実」「障害の特性に応じた支援をする企業や職場が増えること」を挙げた人の割合が7割を超えて特に高く、「職場で差別や偏見がないこと」も5割を超えて高くなっています。

発達障害のある人が社会生活を送る上で必要だと思う支援策
(複数回答, 回答数三つまで)

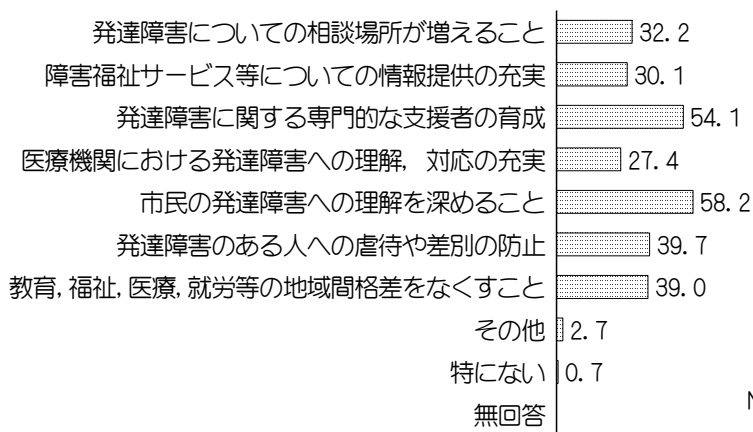


(発達障害の診断状況で発達障害と診断されたことが「ある」と答えた人)

③ 地域で暮らしていくために必要な支援

発達障害のある人が地域で暮らしていくために必要な支援については、各項目について割合が高くなっており、なかでも「発達障害等に関する専門的な支援者の育成」「市民の発達障害への理解を深めること」を挙げた人の割合が、5割を超えて高くなっています。

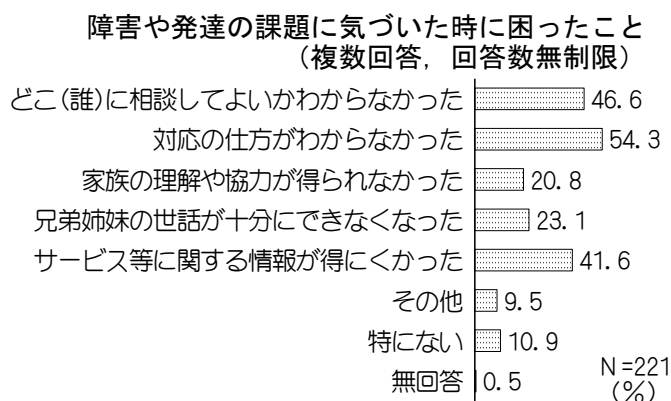
発達障害のある人が地域で暮らしていくために必要だと思う支援策
(複数回答, 回答数三つまで)



(発達障害の診断状況で発達障害と診断されたことが「ある」と答えた人)

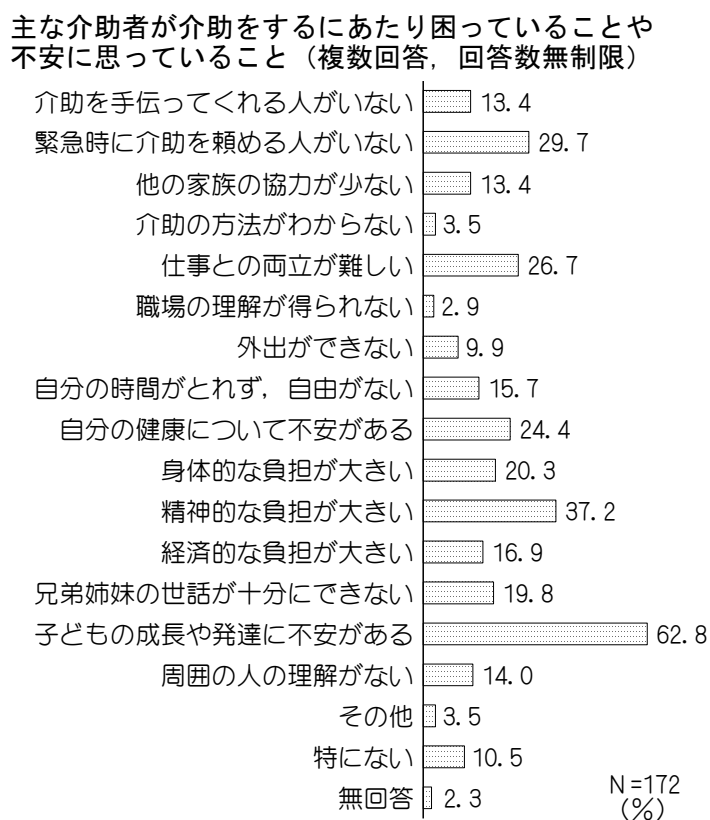
イ 障害や発達課題に気づいた時に困ったこと

障害や発達課題に気づいた時、困ったことや不安に思ったこととして、「どこ（誰）に相談してよいかわからなかった」「対応の仕方がわからなかった」「サービス等に関する情報が得にくかった」を挙げた人の割合が高くなっています。



ウ 介助をするにあたり困っていることや不安に思っていること

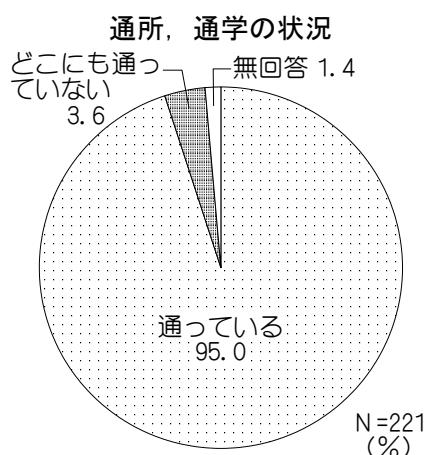
主な介助者が介助をするにあたって困っていることや不安に思っていることをみると、「子どもの成長や発達に不安がある」を挙げた人の割合が62.8%で特に高く、「緊急時に介助を頼める人がいない」「仕事との両立が難しい」「精神的な不安が大きい」などを挙げた人の割合も高くなっています。



エ 日中の過ごし方について

(7) 通所、通学の状況

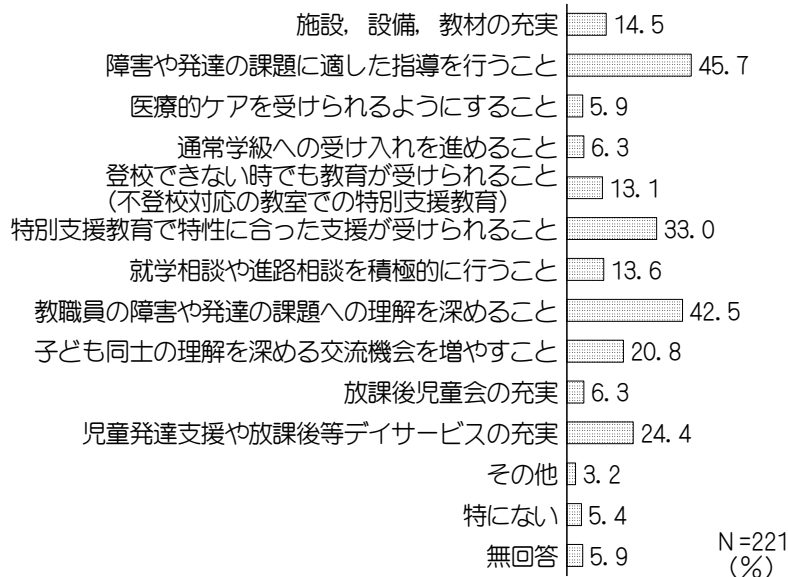
通所、通学の状況を見ると、「通っている」と答えた人の割合が95.0%で、大半を占めています。



(4) 保育・教育環境をよくするために必要だと思うこと

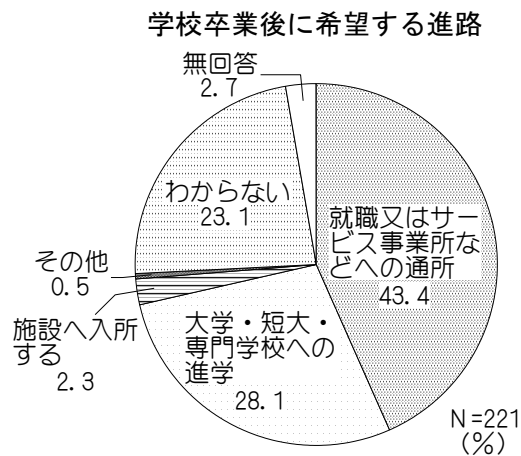
保育・教育環境をよくするために必要だと思うことは、「障害や発達の問題に適した指導を行うこと」「特別支援教育で特性に合った支援が受けられること」「教職員の障害や発達の問題への理解を深めること」を挙げた人の割合が高くなっています。

保育・教育環境をよくするために必要だと思うこと (複数回答, 回答数三つまで)



オ 学校卒業後に希望する進路

学校卒業後に希望する進路は、「就職又はサービス事業所などへの通所」と答えた人の割合が43.4%と最も高く、次いで「大学・短大・専門学校への進学」28.1%、「わからない」23.1%の順となっています。



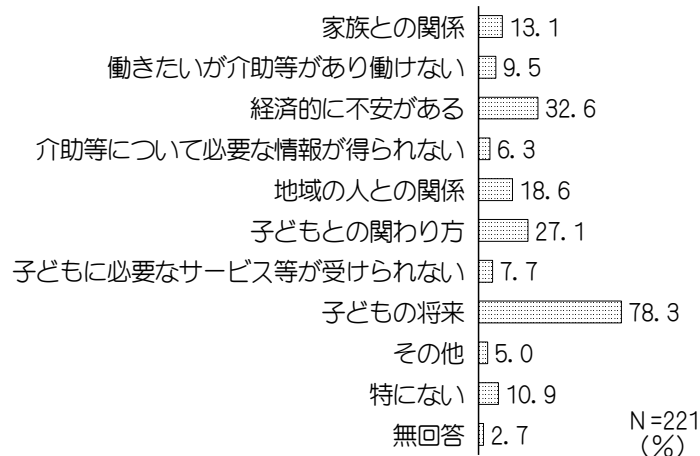
注：選択肢「自宅で過ごす」を選択した回答者はいない。

カ 相談について

(7) 困っていることや不安に思うこと

日常生活で、困っていることや不安に思うことについては、「子どもの将来」を挙げた人の割合が78.3%で特に高いほか、「経済的に不安がある」「子どもとの関わり方」を挙げた人の割合も高くなっています。

日常生活で困っていることや不安なこと
(複数回答, 回答数無制限)



(4) 相談支援事業

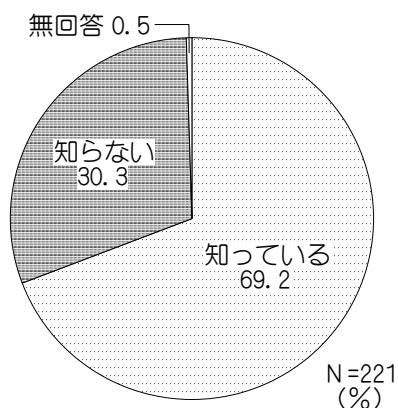
① 相談支援事業の周知状況

相談支援事業を「知っている」と答えた人の割合は69.2%、「知らない」は30.3%となっています。

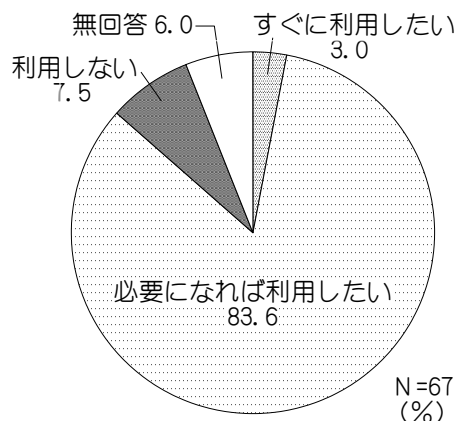
② 相談支援事業の利用意向 (相談支援事業を知らない人)

相談支援事業を「すぐに利用したい」又は「必要になれば利用したい」と答えた人の割合を合わせると86.6%で、利用意向は高い状況にあります。

相談支援事業の周知状況



相談支援事業の利用意向

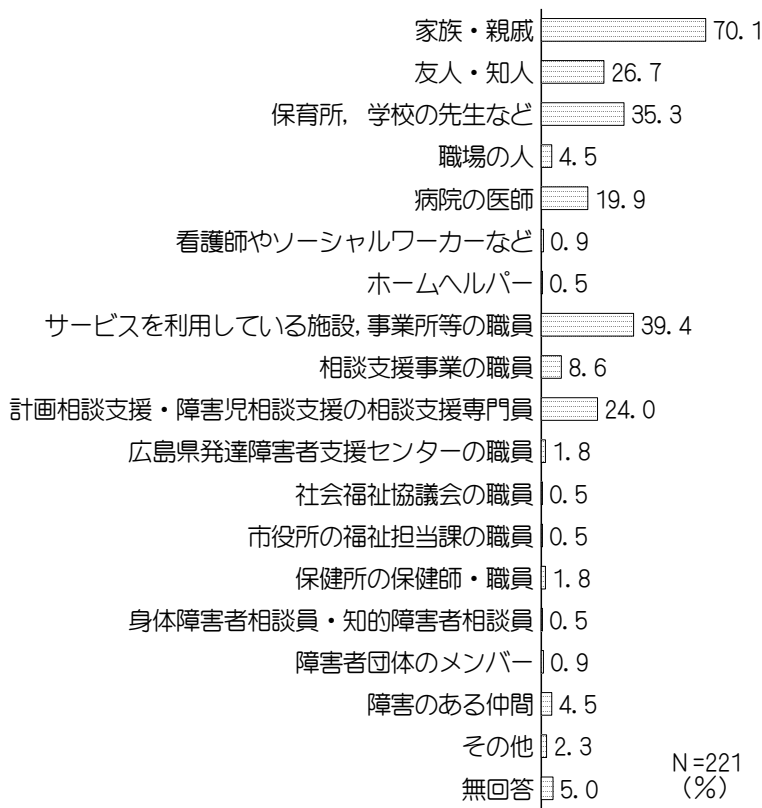


(相談支援事業の周知状況で「知らない」と答えた人)

(ウ) 主な相談相手

困っていることや不安に思うことを相談する相手は、「家族・親戚」を挙げた人の割合が70.1%で特に高いほか、「友人・知人」「保育所、学校の先生など」「サービスを利用している施設、事業所等の職員」を挙げた人の割合も高くなっています。

主な相談相手 (複数回答, 回答数三つまで)

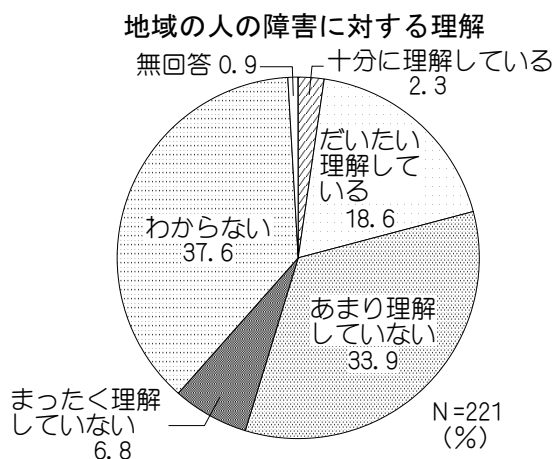


注：選択肢「近所の人」「呉市身体障害者福祉センターの職員」「広島県高次脳機能センターの職員」「民生委員・児童委員」「相談できる人はいない」を選択した回答者はいない。

キ 地域における生活について

(7) 障害に対する理解

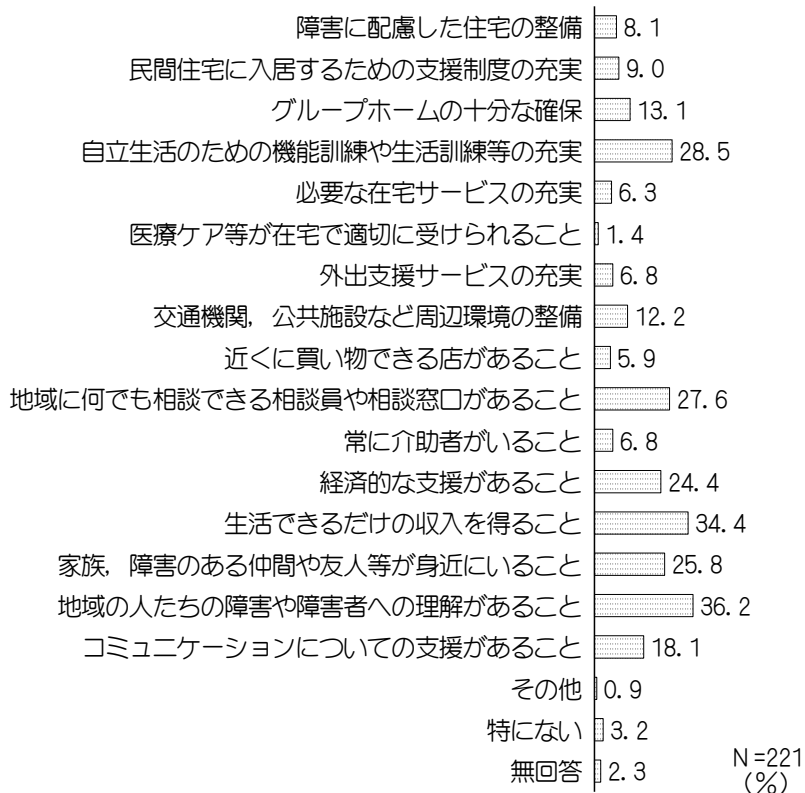
地域の人々の障害に対する理解についてみると、「理解している」（「十分に理解している」「だいたい理解している」の合計）割合は20.9%、「理解していない」（「あまり理解していない」「まったく理解していない」の合計）は40.7%で、「理解していない」の割合が「理解している」を上回っています。



(イ) 障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援については、「自立生活のための機能訓練や生活訓練等の充実」「地域に何でも相談できる相談員や相談窓口があること」「生活できるだけの収入を得ること」「家族、障害のある仲間や友人等が近くにいること」「地域の人たちの障害や障害者への理解があること」などを挙げた人の割合が高く、その内容は多岐にわたっています。

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援 (複数回答, 回答数三つまで)



ク 「地域共生社会」について

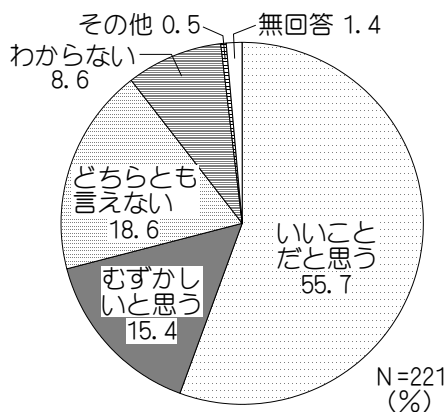
(7) 地域住民が日常的に交流すること

地域住民が同じ場所でサービスを利用したり，日常的に交流したりすることについて，「いいことだと思う」と答えた人の割合は55.7%，「むずかしいと思う」は15.4%となっています。

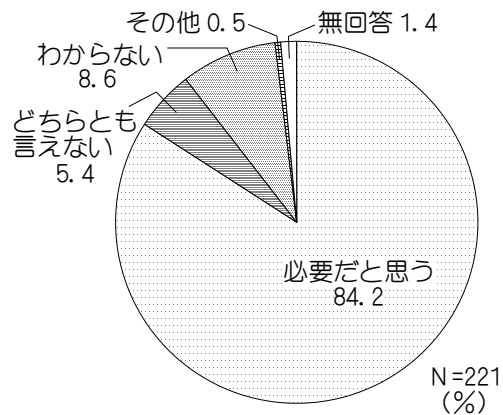
(イ) 地域において関連分野が連携し，支援すること

地域において，保健，医療，福祉，保育，教育などの関連分野が連携し，支援することについて「必要だと思う」と答えた人の割合は84.2%と，高くなっています。

地域住民が日常的に交流することについて



地域において関連分野が連携し，支援することについて

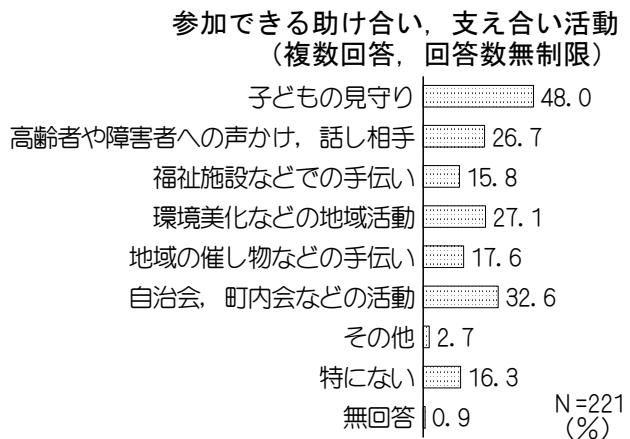


注：選択肢「必要ないと思う」を選択した回答者はいない。

(ウ) 参加できる助け合い，支え合い活動

地域において参加できる助け合い，支え合い活動は，「子どもの見守り」「高齢者や障害者への声かけ，話し相手」「環境美化などの地域活動」「自治会，町内会などの活動」を挙げた人の割合が高くなっています。

一方，「特にない」と答えた人の割合は16.3%となっています。



(3) 留意事項等の整理

アンケート調査結果を踏まえ、計画の主な留意事項等を列記すると、次のとおりです。

① 発達障害のある人に対する支援

- ・発達障害に係る相談・支援の場の確保，充実
- ・教育，保育，福祉，保健医療，就労等の関係機関が連携した切れ目のない支援体制の構築
- ・発達障害等に関する専門的知識を持った人材の育成
- ・発達障害に対する市民の理解を深めるための取組の推進 等

② 保育・教育環境等の整備

- ・専門的知識を持つ人材の育成，確保
- ・障害の状態に応じた指導体制の構築
- ・障害等に対する教職員の理解を深めるための取組の推進
- ・教育・療育*等に関する情報提供の充実 等

③ 障害児とその家族が地域で暮らすための総合的な支援

- ・障害に対する理解を深めるための取組の推進
- ・地域における相談体制の充実
- ・介助者（保護者）に対する支援，不安の解消
- ・子どもの居場所づくり，受入体制の整備 等

④ 地域共生社会の実現

- ・「地域共生社会」に対する考え方の周知と理解の促進
- ・地域住民同士の理解を深め，地域共生社会の実現に向けた取組の推進 等

⑤ 総合的な相談支援体制の構築

- ・障害等に気付いた段階から児童とその家族を支援するため，教育，保育，福祉，保健医療等の関係機関が連携した支援体制の構築
- ・市の相談体制の充実
- ・障害等への対応方法，サービス等の種類や利用方法，相談先など，分かりやすい情報提供 等

3 事業所に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

相談支援、就労支援等に関する現状と課題等を把握するため、市内の指定特定・障害児相談支援事業所、就労支援に係る障害福祉サービス事業所を対象として、アンケート調査を実施しました。

調査方法は、郵送による配布・返信によるアンケート記入方式とし、平成29年10月3日～10月13日に実施しました。

調査対象事業所数及び回答のあった事業所数は次のとおりです。

種 別	調査対象事業所数	回答事業所数
指定特定・障害児相談支援事業所	22事業所	20事業所
就労支援に係る障害福祉サービス事業所	30事業所	28事業所

(2) 調査結果の概要

ア 相談支援に関する調査（指定特定・障害児相談支援事業所に対するアンケート調査）

(7) 計画相談支援等の依頼への対応状況について

計画相談支援や障害児相談支援の依頼を断ったことがあるのは16事業所で、回答事業所の8割を占めています。

断った主な理由としては、「慢性的に忙しく、対応ができなかった」「繁忙期に重なり、対応ができなかった」を挙げた事業所が多くなっています。

計画相談支援や障害児相談支援の依頼を断ったことの有無

	件数(件)			
	断ったことがある	断ったことはない	無回答	計
計画相談支援等の依頼を断ったことについて	16	4	-	20

(対象期間は4期計画期間中)

計画相談支援や障害児相談支援の依頼を断った主な理由（複数回答、回答数無制限）

選択肢	件数(件)
慢性的に忙しく、対応ができなかった	11
繁忙期に重なり、対応ができなかった	9
依頼者が「通常の事業の実施地域」に居住していなかった	4
依頼者が「事業の主たる対象とする障害の種類」に該当していなかった	1
意思疎通がとれなかった	-
自事業所の他のサービスを利用する予定がなかった	-
居宅への訪問を拒否した	1
その他	3
無回答	-
回答（該当）事業所数	16

(計画相談支援や障害児相談支援の依頼を「断ったことがある」と答えた16事業所が対象)

また、「慢性的に忙しく、対応ができなかった」事業所では、「人員が少ない」ことを主な理由に挙げた事業所が多くなっています。

慢性的に忙しく対応ができない場合の主な原因（複数回答、回答数三つまで）

選択肢	件数(件)
人員が少ない	7
他の業務量が多い	5
事務処理が効率的でない	1
居宅へ訪問する日時が偏る	1
事業所から遠方の訪問が多い	3
障害者等からの日々の相談が多い	2
利用者の関係者からの相談等が多い	2
事業所間の調整業務が多い	1
サービス利用と関係ない相談等が多い	4
その他	2
無回答	1
回答（該当）事業所数	11

（計画相談支援や障害児相談支援の依頼を断った主な理由で「慢性的に忙しく、対応ができなかった」と答えた11事業所が対象）

(イ) サービス提供の量、体制等が不十分な障害福祉サービス等

サービス提供の量、体制等が不十分なため、サービス調整が難しいと考えられる障害福祉サービス等は次表のとおりで、「居宅介護」「共同生活援助（グループホーム）」「移動支援事業」などを挙げた事業所が多くなっています。

サービス調整が難しい障害福祉サービス等（複数回答、回答数五つまで）

障害福祉サービス等		件数(件)
障害福祉サービス	居宅介護	9
	重度訪問介護	1
	行動援護	3
	生活介護	2
	就労継続支援（A型・B型）	4
	短期入所（ショートステイ）	5
	共同生活援助（グループホーム）	8
障害児に対するサービス	障害児通所支援	3
	児童発達支援	4
	放課後等デイサービス	4
地域生活支援事業	移動支援事業	6
	日中一時支援事業	2
	地域活動支援センター	1
その他		2
回答事業所数		19

(ウ) 医療的ケアについて

医療的ケア*が必要な児童の相談について、「対応している」事業所は6事業所となっています。

また、医療的ケアが必要な児童のサービス調整等で困ったことについては、サービスを「利用できる事業所が無かった」を挙げた事業所が多くなっています。

医療的ケアが必要な児童の相談対応

	件数(件)			
	対応している	対応していない	無回答	計
医療的ケアが必要な児童の相談対応	6	14	-	20

医療的ケアが必要な児童のサービス調整等で困ったこと（複数回答，回答数無制限）

選択肢	件数(件)
児童発達支援について，利用できる事業所が無かった	2
放課後等デイサービスについて，利用できる事業所が無かった	2
居宅介護や移動支援について，利用できる事業所が無かった	1
短期入所について，利用できる事業所が無かった	2
日中一時支援について，利用できる事業所が無かった	1
児童発達支援や放課後等デイサービスについて，外出できず利用できなかった	2
利用調整した事業所で，障害や医療について適切な支援が提供されなかった	-
その他	1
特になし	1
無回答	1
回答（該当）事業所数	6

（医療的ケアが必要な児童の相談対応で「対応している」と答えた6事業所が対象）

イ 就労支援に関する調査（就労支援に関するアンケート調査）

(7) 就労支援で困ること

就労支援で困ることについて上位3項目を挙げると次のとおりで，本人の就労意欲の低さ，就労に係るサービスの不足，企業等や雇用主との連携不足，理解不足，就労に対する保護者等の理解不足などが挙げられています。

<指定特定相談支援事業所等>

- ・就労継続支援A型事業所が不足等している（12件）
- ・企業等，雇用主と連携が取りづらく，就労機会がつかみにくい（6件）
- ・企業等，雇用主の障害者等に関する理解がない（6件）

<サービス事業所>

- ・本人の就労意欲が低い（15件）
- ・両親等保護者や他の支援者が，障害者等の就労支援について理解がない（8件）
- ・企業等，雇用主と連携が取りづらく，就労機会がつかみにくい（7件）

就労支援で困ること（複数回答，回答数五つまで）

選択肢	件数(件)	
	相談支援事業所等	サービス事業所
就労移行支援事業所が不足等している	5	2
就労継続支援 A 型事業所が不足等している	12	5
就労支援に関する相談に対応できる委託相談支援事業所が少ない	-	2
就労支援に関する相談に対応できる指定特定・障害児相談支援事業所が少ない	-	1
障害者等が，就労支援について相談ができる専門的な相談機関が無い	3	2
事業所が，就労支援に関して専門的なアドバイスを受けられる体制がない	5	4
近隣市町間で連携して就労支援に取り組む体制がない	-	1
就労支援関係者や出身校等の教育機関と連携が取りづらい	1	3
企業等，雇用主と連携が取りづらく，就労機会がつかみにくい	6	7
企業等，雇用主の障害者等に関する理解がない	6	6
両親等保護者や他の支援者が，障害者等の就労支援について理解がない	3	8
本人の就労意欲が低い	3	15
その他	6	3
特になし	-	5
無回答	4	-
回答事業所数	20	28

(イ) 事業が不足している理由

就労移行支援事業所，就労継続支援 A 型事業所が不足している理由としては，「呉市内に事業所が少ない」「事業所はあるが，支援内容が障害者等のニーズにあっていない」「障害者等の特性にあった支援を受けることのできる事業所が少ない」などを挙げた事業所が多くなっています。

事業が不足している理由（複数回答，回答数無制限）

選択肢	件数(件)	
	相談支援事業所等	サービス事業所
呉市内に事業所が少ない	10	4
障害者等が行ける距離に事業所がない	3	3
行ける距離に事業所はあるが，交通費等がかかり過ぎる	-	1
事業所はあるが，支援内容が障害者等のニーズにあっていない	6	3
障害者等の特性にあった支援を受けることのできる事業所が少ない	7	2
その他	1	-
無回答	-	-
回答（該当）事業所数	12	5

（就労支援で困ることで「就労移行支援事業所が不足等している」「就労継続支援 A 型事業所が不足等している」と答えた事業所が対象）

(ウ) 特性にあった支援が受けられていない障害種別

特性にあった支援が受けられていない障害種別は、「発達障害」「その他の精神障害」を挙げた事業所が多くなっています。

特性にあった支援が受けられていないと感じる障害種別
(複数回答, 回答数三つまで)

選択肢	件数(件)	
	相談支援事業所等	サービス事業所
視覚障害	1	-
聴覚障害	1	-
肢体不自由	1	-
知的障害	1	-
高次脳機能障害	1	1
発達障害	4	1
その他の精神障害 (知的障害, 高次脳機能障害, 発達障害以外)	3	1
その他	1	-
無回答	1	-
回答(該当)事業所数	7	2

(事業が不足している理由で「障害者等の特性にあった支援を受けることのできる事業所が少ない」と答えた事業所が対象)

ウ 留意事項等の整理

事業所に対するアンケート調査結果を踏まえ、計画の主な留意事項等を列記すると、次のとおりです。

- ・相談支援事業所等における人材の確保・育成
- ・相談支援事業所の参入の促進
- ・障害福祉サービス, 障害児通所支援, 移動支援事業等, 利用者のニーズへの対応, 提供体制の強化
- ・医療的ケア児の支援(サービス提供体制の確保等)
- ・就労に係るサービス事業所の参入の促進
- ・就労支援に係る企業等との連携, 就労に対する理解の促進
- ・発達障害, 精神障害など, 障害特性に応じた就労支援の充実
- ・障害者等の就労に対する意欲を高めるための取組

第4章 計画の課題

国の障害者施策等の動向、本市における障害者数等の動向と障害福祉サービス等の利用状況、障害者等に対するアンケート調査結果、事業所に対するアンケート調査結果などから、本計画の課題を整理すると、次のとおりです。

(1) 地域における生活の支援

ア 総合的な支援体制の構築

アンケート調査では、障害者が住み慣れた地域で生活するために必要なこととして、障害者においては「住宅の整備」「グループホームの確保」「経済的な支援」「生活するための収入」など、障害児においては「自立生活のための訓練等の充実」「地域における相談窓口」「生活するための収入」「地域の人々の障害に対する理解」などを挙げた人の割合が高くなっています。

このため、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため、生活場所の確保、適切な障害福祉サービス等の利用、就労支援、いつでも相談できる場の確保など、地域包括ケアシステム*の構築を進め、総合的な支援体制を整備する必要があります。

イ 障害福祉サービス等のニーズへの対応

本市の障害者数をみると、身体障害者は減少傾向にありますが、知的障害者、精神障害者、難病患者は増加傾向にあります。また、障害福祉サービス等のうち、計画相談支援、障害児相談支援、居宅介護、就労継続支援、放課後等デイサービスなどでは利用量が見込みを上回り、増加傾向にあります。

アンケート調査では、障害福祉サービス等に対する今後の利用意向は総じて強く、障害の種類、程度に応じたサービスの提供が求められています。

事業所アンケート調査においても、サービス提供の量、体制等が不十分な障害福祉サービス等として、多くのサービスが挙げられています。

このため、障害者や家族等の障害福祉に係るニーズの的確な把握に努めるとともに、関係機関が連携し、障害福祉サービス等の提供体制の強化を図る必要があります。

また、難病患者等について、保健、医療、福祉に対するニーズの把握、病気の特性に応じたサービス提供体制の構築等を進める必要があります。

さらに、事業所アンケート調査では、医療的ケア児のサービス調整等で困ったこととして、「サービスを利用できる事業所が無い」を挙げた事業所が多くなっており、医療的ケア児に対するサービス提供体制の確保を図る必要があります。

ウ 発達障害児者に対する支援の充実

アンケート調査では、発達障害等と診断されている割合が、知的障害者で約3割、障害児で約7割と、高い状況にあります。

また、発達障害等のある人が地域で暮らすために必要な支援として、障害者、障害児ともに「相談の場の拡充」「情報提供の充実」「専門的な支援者の育成」「医療機関における発達障害等への理解の促進」「発達障害等に対する市民の理解の促進」「差別や虐待の防止」などを挙げた人の割合が高くなっています。

このため、発達障害に関する専門的知識を持った人材の育成、発達障害に係る相談の場

の確保・充実、情報提供の充実を図るとともに、発達障害等への理解を深めるための取組を進める必要があります。

また、障害の早期発見・早期療育が、基本的な生活能力の向上、将来の社会参加へとつながることから、保健、医療などの連携により、これらの取組の充実と周知、利用の促進等を図る必要があります。

エ 相談支援体制の充実

アンケート調査では、障害者、障害児とも、主な相談相手として「家族・親戚」と答えた人の割合が高く、相談に関して不満なこととして「どこ（誰）に相談してよいか分からない」「満足のいく回答が得られない」などを挙げた人の割合が高くなっています。

このため、相談に係る専門的な人材の育成、身近な地域における相談場所の確保と周知、関係機関との連携等による総合的な相談支援体制を構築する必要があります。

また、事業所アンケート調査では、「慢性的な忙しさ」が理由で計画相談支援等の依頼を「断ったことがある」と答えた事業所が半数を超え、忙しさの原因の一つとして「人員が少ない」ことを挙げた事業所が多くなっています。

このため、障害者が障害福祉サービス等を円滑かつ継続的に利用できるよう、相談支援専門員の確保、計画相談支援、障害児相談支援の参入の促進と事業所間の連携を強化するとともに、相談支援事業の周知と利用促進を図り、障害者やその家族等の生活を支援する必要があります。

オ 介助者に対する支援の充実

アンケート調査では、介助者は親や配偶者の割合が高く、障害者では、60歳以上の介助者が約6割を占め、障害児では保護者（主に母親）の割合が高くなっています。

このため、介助者の健康づくり、レスパイトサービス*（介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって家族の負担を軽くする援助サービス）の周知と利用の促進など、介助者に対する支援策を充実する必要があります。

(2) 就労の促進、支援

4期計画において目標設定した「福祉施設から一般就労への移行者数」については、目標を達成し、障害福祉サービス等のうち就労継続支援については、利用者数、利用量ともに見込みを上回っています。

障害者アンケート調査では、就労するために必要なこととして、「就労場所が増えること」「障害に応じた仕事があること」などを挙げた人の割合が高くなっています。

障害児アンケート調査では、学校卒業後に希望する進路として「就職又はサービス事業所などへの通所」と答えた人が約4割、そのうち「常勤」を希望する人は約5割、「サービス事業所などへの通所」は約3割となっています。

一方で、「就労移行支援事業所数」「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数」は目標を達成できていません。

事業所アンケート調査でも、就労支援で困ることとして「就労に係る事業所等の不足」「企業等との連携不足、理解不足」「就労に対する保護者等の理解不足」などが挙げられています。

このため、働く意欲のある障害者の適性に合った能力を発揮できるよう、就労に関する情

報提供の充実，雇用促進，就労に係る障害福祉サービスの提供体制の強化，職業相談，職場定着のための継続的な支援，学校やサービス事業所，企業等の関係機関の連携による就労支援等，総合的な就労支援体制を構築する必要があります。

また，障害者アンケート調査において，仕事をしていない理由として「自信がない，不安がある」「自分に合う仕事がない」「職場の人間関係」などを挙げた人が多くみられ，事業所アンケート調査においても，就労支援で困ることとして「本人の就労意欲が低い」を挙げたサービス事業所が半数を超えています。

このため，障害者の就労に対する意欲を高めるための取組を進める必要があります。

(3) 障害児支援の充実

障害児に対するサービスのうち，障害児相談支援，放課後等デイサービスは，利用量が増加し，障害児アンケート調査においても利用意向が強くなっています。

また，望ましい保育・教育環境として，「障害の状態や発達の課題に適した指導」「障害の特性に合った教育」「教職員への障害への理解」など，発達障害のある人が社会に出るまでに必要な支援として「相談支援の場の確保」「ライフステージに対応した継続的な支援」「自立生活のための訓練等の充実」「学校卒業後の進路の選択肢の充実」などを挙げた人の割合が高くなっています。

このため，障害児及びその家族に対して，保健，医療，障害福祉，保育，教育，就労等の関係機関が連携し，乳幼児期から学校卒業までの継続的な支援，障害児の適性に応じた教育の場の充実，身近な場所におけるサービス提供体制の構築，相談体制の充実，障害への理解を深める取組等を行う必要があります。

一方，障害児アンケート調査では，障害に気付いた時に困ったこととして「相談先」「対応の仕方」「情報不足」，現在不安なこととして「子どもの将来」を挙げた人の割合が高くなっています。また，介助に当たり困っていることとして「緊急時の対応」「仕事との両立」「精神的な負担」などが挙げられています。

このため，専門的な知識を持った人材の確保，相談の充実，レスパイトサービスの充実などにより，保護者に対する支援体制の充実を図る必要があります。

さらに，障害児アンケート調査では，子ども・子育て支援策への利用意向が強く，子ども・子育て支援法に基づく子育て支援策との連携により，身近な場所において障害児とその家族等に対する効果的な支援を提供できる体制の構築を図ることが必要です。

(4) 共に支え合う社会づくり

ア 地域共生社会の実現に向けた取組

福祉ニーズの多様化・複雑化，人口減少や高齢化の進行による地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題になる中，制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が，地域，暮らし，生きがいとともに創り，高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すことが求められています。

アンケート調査では，障害者，障害児とも，地域住民が日常的に交流することを「いいことだと思う」，地域において関連分野が連携し，支援することについて「必要だと思う」と答えた人の割合が高くなっています。

また，地域において参加できる助け合い，支え合い活動として，障害者では「高齢者や障害者への声かけ，話し相手」「自治会，町内会などの活動」，障害児では「子どもの見

守り」「自治会、町内会などの活動」などを挙げた人の割合が高くなっています。

一方で、障害者、障害児とも、地域活動への参加状況は低く、近所の人から手助けを受けることが「ない」と答えた人の割合も高い状況にあります。

このため、今後「地域共生社会」に対する考え方の周知を図り、理解を深めるとともに、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりに取り組む必要があります。

イ 障害者に対する理解の促進

アンケート調査では、差別や偏見を感じるものが「ある」、地域の人々が障害に対して「理解をしていない」と答えた人の割合が、障害者、障害児とも高い状況にあります。

このため、障害への理解を深めるための取組、あらゆる場面における差別の解消を図るための取組を進める必要があります。

また、障害者アンケート調査では、判断能力の不十分な人を保護、支援する「成年後見制度*」の周知状況が低い状況にあり、制度の周知、後見人となる人材の育成等により、障害者の生活や財産等を保護する必要があります。

第5章 計画の目標と方針

1 計画の目標

(1) 上位計画における障害者保健福祉施策の位置付け

第4次呉市長期総合計画（計画期間：平成23～32年度）では、将来都市像を『「絆」と「活力」を創造する都市・くれ～協働による自主的で自立したまちを目指して～』とし、市民が安心して、安全・快適に暮らしていくことができる「心身ともに活力あふれる社会」の構築を目指すこととしています。

また、第4次呉市長期総合計画後期基本計画（計画期間：平成28～32年度）においては、基本政策の一つである「障害者福祉」の基本方針として、「地域における生活の支援」「就労支援の充実と雇用の促進」「健康づくりの推進」「共に支え合い参加する社会づくり」を掲げています。

(2) 計画の目標

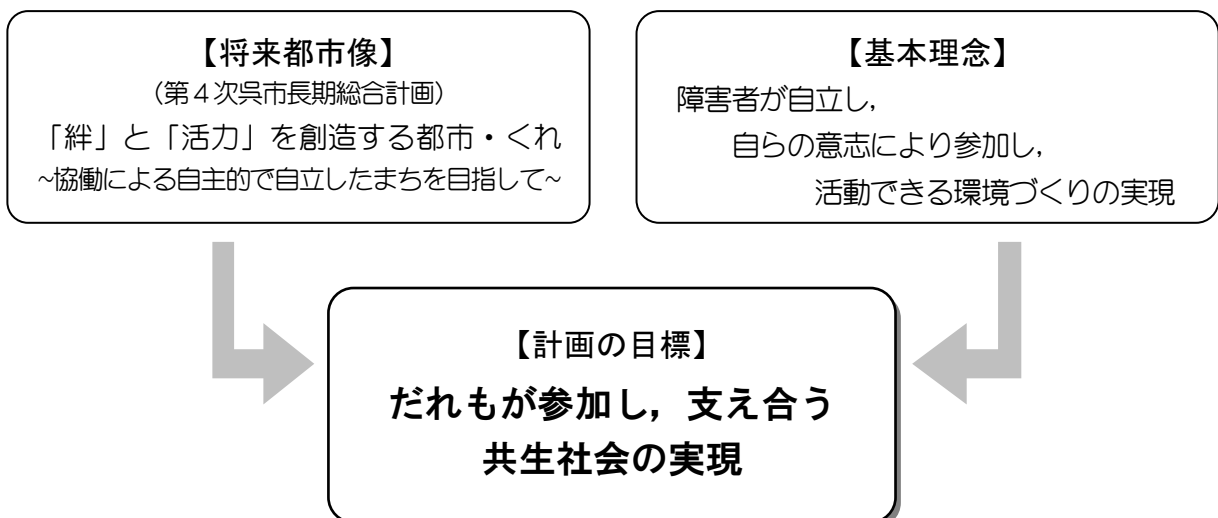
本計画の目標は、呉市障害者基本計画のとおりです。

ア 基本理念

障害者が安心して、安全・快適に暮らしていくためには、障害の有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに認め合い、支え合う社会を構築していくことが必要です。

このような社会の実現に向け、地域住民、保健、医療、福祉、行政などの関係機関等の連携により、障害者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障害者が自立し、自らの意志により参加し、活動できる環境づくりに取り組みます。

イ 計画の目標



2 計画の基本的考え方

本計画は、基本指針に即して策定します。

(1) 基本的理念

基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る基本的理念として、次の事項が示されています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援<ul style="list-style-type: none">・障害者等が障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を図ることを基本とした共生社会の実現② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等<ul style="list-style-type: none">・障害者等の誰もが、障害種別によらず障害福祉サービスを受けられるよう、市町村を実施主体としたサービスの充実③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備<ul style="list-style-type: none">・地域の社会資源を最大限に活用し、地域全体で支えるシステムの実現・精神障害者が、地域の一員として安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築④ 地域共生社会の実現に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援<ul style="list-style-type: none">・地域における障害の疑いがある段階からの支援、障害児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援、障害児の保育、教育等の支援などにより、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進 |
|---|

(2) 基本的考え方

基本指針では、障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として、次の事項が示されています。

ア 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障<ul style="list-style-type: none">・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の保障② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障<ul style="list-style-type: none">・日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の保障③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備<ul style="list-style-type: none">・グループホームの充実、自立生活援助の推進などによる入所等から地域生活への移行・訪問系サービス、日中活動系サービスの保障による障害者等の地域生活の維持及び継続・地域生活支援の機能を強化するための地域生活支援拠点の整備④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進<ul style="list-style-type: none">・就労移行支援事業、就労定着支援事業等の推進による障害者の福祉施設から一般就労への移行・定着 |
|--|

イ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の構築
 - ・福祉各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備，相談支援を行う人材の育成支援，個別事例における専門的な指導や助言，特定相談支援事業所の充実など
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
 - ・地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保
 - ・障害者等が地域における生活を継続できるための自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- ③ 発達障害者等に対する支援
 - ・発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられる体制の整備
- ④ 協議会の設置等
 - ・関係機関，関係団体，障害者等及びその家族，障害者等の福祉，医療，教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会の設置等

ウ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 地域支援体制の構築
 - ・障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援が身近な場所で提供できるよう，地域における支援体制の整備
 - ・児童発達支援センター*に係る重層的な障害児通所支援の体制の整備
 - ・障害児通所支援事業所等における支援の質の向上と支援内容の適正化
- ② 保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援
 - ・障害児通所支援の体制整備に係る保育所や認定こども園，放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携
 - ・障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるための関連施策，関連部局との連携
 - ・学校，障害児通所支援事業所や障害福祉サービス提供事業所等の緊密な連携
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
 - ・保育所等訪問支援を活用した障害児の保育所などの育ちの場での支援による地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - ・重症心身障害*児が地域の児童発達支援，放課後等デイサービス等を受けられるなど支援体制の充実
 - ・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるための障害児支援等の充実
 - ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する適切な支援ができる体制の整備
 - ・虐待を受けた障害児等に対する障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保
 - ・障害の疑いがある段階からの障害児本人や家族に対する継続的な相談支援，関係機関をつなぐ役割など重要な役割を担う障害児相談支援の質の確保と提供体制の構築

3 計画の基本方針

計画の基本的考え方を受けて、本計画の基本方針を次のとおりとします。

(1) 地域生活における支援の充実

障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民の障害者等に対する理解を深め、地域全体で障害者等とその家族等を支える仕組みづくりに取り組みます。

また、障害者の自立生活、入所・入院中の障害者の地域生活への移行を支援するため、グループホームなどの居住の場の確保や障害福祉サービス等の利用の促進を図ります。

さらに、各地域の抱える課題に応じて、相談への対応、緊急時の受入れ・対応などの支援が適切に行われるよう、地域生活における支援機能を強化します。

(2) 障害福祉サービス等の利用の促進

障害の状態やライフステージ、障害者や家族等の利用希望に沿った適切なサービスがいつでも円滑に提供されるよう、事業者等と連携し、サービス提供体制の強化、ニーズに対応した障害福祉サービス等の量の確保、質の充実に努めます。

(3) 就労の促進

障害者の経済的自立や生きがいづくり、社会参加を促進するため、就労移行支援など就労に係るサービスの充実に努めます。

また、民間企業・官公庁各々で、個々の能力や個性に合わせた就労の場の確保、就労に関する情報提供や相談等、安心して働ける環境整備等に努めます。

(4) 障害児支援の充実

障害児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を、効果的に提供できる体制の構築に取り組みます。

また、発達障害に関して、早期に適切な療育が提供できるよう、児童療育相談事業の拡充や専門的な療育支援体制の整備検討など、体制の強化を図ります。

(5) 相談支援体制の充実

障害者や家族等の多様な相談に対応するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、自立支援協議会、相談支援事業所などの関係機関等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障害者の健康づくり、必要なサービス等の利用を促進するため、保健・医療・福祉などの関係機関によるネットワークの構築、ケアマネジメント*ができる人材の育成に努めます。

(6) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

障害者等が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

4 基本的な取組

計画の基本方針に基づき、次の事項について取り組みます。

(1) 障害者の地域生活移行の促進

- 障害者支援施設や医療機関等の関係機関との連携を密にし、施設入所者等及びその家族等の地域移行に関するニーズの把握に努めます。
- 地域での生活を希望する施設入所者等について、円滑な地域移行と地域生活の定着を支援するため、計画相談支援や一般相談支援を始めとする相談支援体制の充実と質の向上、各種サービス、制度等の情報提供の充実を図るとともに、地域住民の障害者への理解を深め、地域全体で障害者等を支えるための活動等に取り組みます。
- 精神障害者が、地域の一員として安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉等の関係機関等と連携し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 障害者の居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、障害者と家族等のニーズに対応した居宅介護、短期入所、生活介護などの在宅系障害福祉サービス等の充実、就労支援の強化を図ります。

【主な取組】

- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・グループホームの整備の促進

(2) 障害福祉サービス提供基盤の強化

- 障害者やその家族等のニーズの的確な把握、新たに把握されるニーズや課題の収集、利用状況や提供体制等に係る評価等により、サービスの量の確保、内容の充実に努めます。
- 年齢や障害の程度にかかわらず、障害者が暮らしたい地域において、希望する生活が実現・維持できるよう、地域バランスに配慮したサービス提供体制の整備、高齢者や障害者等が共に利用できる「共生型サービス*」の提供事業所の確保等、総合的なサービス提供体制の構築を進めます。
- 相談対応、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的な人材の確保・養成、地域における体制づくりなどの機能を持つ地域生活支援拠点等の整備を進めるなど、サービス提供基盤の強化に努め、地域生活支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・障害福祉サービス等の円滑な提供
- ・総合的なサービス提供体制の構築

(3) 障害者に対する就労支援の一層の強化

- 就労移行支援事業や就労継続支援事業への新規事業者の参入促進や交通費助成制度の拡充など、障害者の多様なニーズや特性に合った就労支援の充実を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づく優先調達を一層推進し、障害者の工賃向上に向けた支援の強化を図り

ます。

- 就労を希望する特別支援学校高等部等の生徒が、円滑に社会生活に移行できるよう、学校が主催する移行支援会議への参加など、特別支援学校等と積極的に連携・協力していきます。
- 自立支援協議会しごと部会において、就労に関する情報共有や、就労に係る支援体制の整備などについて協議するとともに、呉公共職業安定所（ハローワーク呉）や呉安芸地域障害者就業・生活支援センターなどの関係機関や企業等と連携し、障害者に対する理解を深め、雇用の促進及び働きやすい環境の整備に努めます。
- 計画相談支援を始めとした相談機関の質の向上を図り、就労に関する相談支援体制の強化に努めます。

【主な取組】

- ・障害者の就労支援体制の充実
- ・就労移行支援事業の利用促進
- ・就労定着支援事業の提供体制の確保
- ・優先調達の更なる推進

(4) 相談支援体制の一層の充実

- 利用者のニーズに適切に対応できるよう、相談支援専門員の確保に努めるとともに、相談支援体制の更なる強化に努めます。
- 相談支援に携わる職員等のスキルアップを図るため、自立支援協議会等において相談支援に必要な情報の提供、知識や技術の向上を図るための勉強会などの開催に取り組みます。
- 新たなニーズや課題、障害者虐待等の困難事例への対応をする相談支援専門員や相談支援事業者を支援するとともに、重層的な相談支援体制の構築を図るため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、自立支援協議会の活性化に取り組みます。
- 計画相談支援や障害児相談支援に関する情報提供を積極的に行い、その周知を図るとともに、身近な地域でいつでも相談できるよう、計画相談支援や障害児相談支援の地域的偏在の解消に取り組みます。

【主な取組】

- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・総合的な相談支援体制の構築
- ・身近な地域における相談体制の整備

(5) 障害児に対する支援の強化

- 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等における障害児及びその家族に対する支援が身近な場所で提供できるよう、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス提供体制を確保するなど、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障害児の早期の発見と支援、健全で健やかな育成の支援などを適切に進めるため、子育て支援施策、保健医療施策などとの緊密な連携を図るとともに、子育て支援、保健医療、教育などの担当部局、教育委員会、サービス事業所等との連携体制の構築を図ります。
- 地域共生社会の実現の観点から、保育所等訪問支援、子ども・子育て支援施策などを活用

し、障害児等の育ちの場における支援により地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することとし、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の各機関における役割分担の明確化を図るとともに、緊密な連携体制を築き、乳幼児期から学校卒業後に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を効果的に提供できる体制の構築を進めます。

- 発達障害に関して、早期に適切な療育が提供できるよう、児童療育相談事業の拡充や専門的な療育支援体制の整備検討など、体制の強化を図ります。
- 重症心身障害児、医療的ケア児などに対する地域における支援、強度行動障害*や高次脳機能障害を有する障害児に対する適切な支援、虐待を受けた障害児等へのきめ細やかな支援など、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備を進めます。
- 障害の疑いがある段階から、障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を適切に進めるため、専門的知識を持ちながら家族支援も含めて適切に対応できる人材の育成を推進し、障害児相談支援を含めた障害児支援に従事する支援者の専門性の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保
- ・ 子育て支援施策と連携した効果的な支援を提供できる体制の構築
- ・ 療育体制の充実
- ・ 教育・保育サービス等における障害児等の受入体制の整備
- ・ 「サポートファイル*」等の支援ツールの普及・活用の促進
- ・ 発達障害児支援の充実
- ・ 重症心身障害児、医療的ケア児等に対する地域における支援体制の整備

5 重点的な取組

基本的な取組のほか、特に重要な課題について、次のとおり重点的に取り組みます。

(1) 発達障害児者支援の充実・強化

ア 児童療育相談事業の拡充

現在実施している児童療育相談事業について、専門医を増員し、実施回数を増やすなど、事業の拡充を図り、発達支援が必要な児童の早期発見・早期支援を推進します。

イ 切れ目のない一貫した支援の推進

「発達障害・特性シート*」の活用、保育所等訪問支援の利用の促進などにより、一人一人の障害特性を把握し、ライフステージに応じた、切れ目の無い一貫した支援を行うための支援体制の構築に努めます。

このため、「発達障害・特性シート」の勉強会の開催などにより、障害特性の把握方法等に関する知識の普及・理解の促進、「発達障害・特性シート」の効果的な活用に向けた取組を行います。

ウ 総合的な支援体制の構築

全ての発達障害児・者が、安心して住み慣れた地域で暮らせる社会を実現するためには、医療、保健、保育、教育、福祉、就労等、分野を超えた支援体制が必要であることから、各分野と連携し、総合的かつ効果的な推進体制を構築します。

また、最も身近な家族への支援を始め、周囲の人の理解と配慮が欠かせないことから、必要な取組等を積極的にを行います。

(2) 障害者の就労支援の充実・強化

ア 一般就労に向けた様々な取組の推進

産業部を始め、ハローワークや就業・生活支援センター等関係機関と連携し、民間企業の実情等を把握した上で、障害特性に応じた仕事や働き方を考え、工夫することで、地域に根ざした産業を始め、様々な分野における障害者雇用の拡充に努めます。

また、障害福祉サービスを始めとした様々な制度を活用し、一般就労の支援に向けた具体的な取組方策を検討・実施します。

なお、新たに創設される就労定着支援の実施への働き掛けや、就労移行支援及び就労継続支援における就労訓練や仕事内容の充実に向け、障害福祉サービス事業所とも協議を行います。

イ 障害者就労施設への支援強化

障害者就労施設を利用している障害者が制作し、直接販売する「シビックマーケット*」を始めとした障害者就労施設共同販売事業を拡充するとともに、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設への優先的発注を全庁的に取り組むことで、就労機会の充実と工賃向上を一層推進します。

また、民間企業等への雇用に向けた取組を行う中で、障害者の就労に対する理解が深まり、障害者就労施設への業務等の発注が民間企業等へと拡大するよう努めます。

(3) 地域生活支援体制の充実・強化

ア 地域生活支援拠点等の整備

年齢や障害の程度にかかわらず，障害者一人一人が住み慣れた地域で希望する生活を続けることができるよう，市内をいくつかのエリアに分け，そのエリアごとに，誰でも，何でも相談できる「よろず相談」を中核とした，緊急時支援や居住支援等，地域生活に必要な様々な支援をコーディネート・提供できる地域生活支援拠点等の整備を進め，地域生活支援体制の強化に取り組みます。

イ 重層的な相談支援体制の構築

日常における様々な相談事を，身近な場所で気軽に安心して相談できるよう，障害福祉サービス等の利用に関する相談が中心である計画相談支援等や，障害種別ごとに専門的な相談支援を行っている相談支援事業に加えて，新たに地域生活支援拠点等を整備することにより，「よろず相談」を中心とした，地域における重層的な相談支援体制を構築するとともに，必要となる人材の育成に取り組みます。

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

住んでいる地域や年齢，障害の程度にかかわらず，住み慣れた地域で，利用し慣れた事業所や支援者から必要な支援が受けられるよう，共生型サービスを始めとした，地域で生活するために必要な障害福祉サービス等の充実と利用促進を図ります。

また，ヘルプマーク*・ヘルプカード*の普及・啓発を図るなど，障害者等に対する虐待の防止や差別の解消を推進するために必要な研修や啓発活動，障害者等やその家族，地域住民が自発的に行う取組などへの支援や芸術文化やスポーツ活動の更なる振興等，共生社会の実現に向けて必要な取組を推進します。

第6章 障害福祉サービス等の推進

1 将来の障害者数の見通し

障害者数の将来見通しは、将来人口に対する障害者数の割合を想定して推計しました。推計結果は次のとおりです。

(1) 身体障害者

身体障害者数は、平成29年度10,998人から、平成32年度は10,820人になるものと見込まれます。

身体障害者数の推計 (人)

区分	平成29年度	推計		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
0～17歳	129	130	120	120
18～64歳	2,291	2,260	2,230	2,200
65歳以上	8,578	8,550	8,530	8,500
全 体	10,998	10,940	10,880	10,820

(2) 知的障害者

知的障害者数は、平成29年度 2,211人から、平成32年度は 2,340人になるものと見込まれます。

知的障害者数の推計 (人)

区分	平成29年度	推計		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
0～5歳	64	60	60	60
6～17歳	375	390	400	410
18歳以上	1,772	1,810	1,840	1,870
全 体	2,211	2,260	2,300	2,340

(3) 精神障害者

精神障害者数は、平成29年度 3,623人から、平成32年度は 4,440人になるものと見込まれます。

精神障害者数の推計 (人)

区分	平成29年度	推計		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
全 体	3,623	3,900	4,170	4,440

【推計方法】

- ・将来人口：今回推計による。（平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計（平成25年3月）を用いて推計した。）
- ・障害者数の推計：将来人口に障害者割合を乗じて推計（平成29年度障害者数は、平成29年7月時点）
 <障害者割合の想定>
 - ア 身体障害者：障害者数は減少。平成29年度の障害者割合を用いた。
 - イ 知的障害者：障害者数は増加。平成27～29年度（0～5歳は平成28～29年度）の障害者割合の年上昇率を加算して想定
 - ウ 精神障害者：障害者数（自立支援医療費（精神通院）給付者数）は増加。平成27～29年度の障害者割合の年上昇率を加算して想定

2 数値目標の設定

基本指針に基づき、本計画における数値目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 平成32年度末までに、福祉施設入所者の削減目標を7人、福祉施設から地域生活への移行者数目標を30人とします。

福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標

項目	本市における数値	備考	
① 平成28年度末の入所者数	326人		
福祉施設入所者の削減目標	② 平成32年度末入所者数目標	319人	
	③ 削減者数の目標	7人	・①－②
	④ 削減率 (平成28年度末→平成32年度末)	2.1%	・基本指針：①の2%以上 ・③／①×100(%)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数目標	⑤ 地域生活移行者数目標	30人	
	⑥ 移行率 (平成28年度末→平成32年度末)	9.2%	・基本指針：①の9%以上 ・⑤／①×100(%)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

- 平成32年度末までに、福祉施設から一般就労への移行者数目標を41人、就労移行支援事業の利用者数目標を80人とします。
- 平成32年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数の目標を5か所とします。

福祉施設から一般就労への移行に係る目標

項目	本市における数値	備考	
福祉施設から一般就労への移行者数目標	① 福祉施設から一般就労への移行者	27人	・平成28年度実績
	② 一般就労への移行者数目標	41人	
	③ 移行目標 (平成28年度末→平成32年度末)	1.5倍	・基本指針：①の1.5倍以上 ・②／①
就労移行支援事業利用者数目標	④ 就労移行支援事業利用者数	66人	・平成28年度実績
	⑤ 就労移行支援事業利用者数目標	80人	
	⑥ 利用目標 (平成28年度末→平成32年度末)	21%	・基本指針：④の2割以上増加 ・(⑤／④－1)×100(%)
就労移行支援事業所数目標	⑦ 就労移行支援事業所数	10か所	
	⑧ 移行率が3割以上の事業所数目標	5か所	
	⑨ 就労移行率3割以上の事業所割合	50%	・基本指針：⑦の5割以上 ・⑧／⑦×100(%)

○また、就労定着支援事業を利用してから1年後の職場定着率の平成32年度末目標を80%とします。

就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率（各年度）

項目	本市における数値			備考
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
就労定着支援事業利用者数	0人	5人	10人	
支援開始1年後の職場定着率目標	- %	0%	80%	

(3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○平成32年度末までに、市において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

○地域における障害福祉ニーズや支援事業所等の社会資源の実情に応じて適切な圏域を設定し、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

○平成32年度末までに、市内において、地域生活支援拠点等を整備します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

○基本指針においては、平成32年度末までに、

- ・児童発達支援センターを1か所以上設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の整備
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを実施する事業所を1か所以上確保

することを基本として掲げています。

○本市では現在、児童発達支援センターが1か所、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを実施する事業所が各1か所設置されており、また、保育所等訪問支援も実施していることから、今後も引き続き事業所等と連携し、障害児支援の提供体制の充実を図ることとします。

○医療的ケア児を支援するため、市において、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

障害児支援の提供体制の整備

項目	本市における数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	・現状維持 ・事業所等と連携し提供体制を整備します。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	

3 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等の見込量は、現在の利用者数、将来の障害者数、アンケート調査等を考慮して推計しました。

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、個々の障害者の状況に応じて個別に支給決定が行われ、介護給付、訓練等給付で構成されます。

障害福祉サービスは、以下のとおりです。

障害福祉サービス

	サービス	区分	備考
ア 訪問系サービス	(ア) 居宅介護	介護給付	
	(イ) 重度訪問介護	介護給付	
	(ウ) 同行援護	介護給付	
	(エ) 行動援護	介護給付	
	(オ) 重度障害者等包括支援	介護給付	
イ 日中活動系サービス	(ア) 生活介護	介護給付	
	(イ) 自立訓練（機能訓練）	訓練等給付	
	(ウ) 自立訓練（生活訓練）	訓練等給付	
	(エ) 就労移行支援	訓練等給付	
	(オ) 就労継続支援 A 型	訓練等給付	
	(カ) 就労継続支援 B 型	訓練等給付	
	(キ) 就労定着支援	訓練等給付	平成30年 4 月実施
	(ク) 療養介護	介護給付	
ウ 居住系サービス	(ア) 共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付	
	(イ) 自立生活援助	訓練等給付	平成30年 4 月実施
	(ウ) 施設入所支援	介護給付	
エ 相談支援	(ア) 計画相談支援		
	(イ) 地域移行支援		
	(ウ) 地域定着支援		

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護

障害者が自宅においても自立した生活が行えるよう、入浴、排せつ、食事など生活全般の介護を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	244	267	268	273	277	281	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。
利用時間数（時間／月）	4,389	4,417	4,233	4,311	4,374	4,437	・平成29年度実績から見込みました。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する身体障害者を対象として、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	13	18	23	26	29	32	・増加傾向にあり、平成29年度実績に年10%の伸びを見込みました。
利用時間数（時間／月）	2,239	2,265	2,295	2,594	2,894	3,193	・平成29年度実績から見込みました。

(ウ) 同行援護

重度の視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事等の介護等の援助を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	53	53	46	51	51	51	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。
利用時間数（時間／月）	714	669	631	671	671	671	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。

(エ) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	42	42	42	45	47	49	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。
利用時間数（時間／月）	648	719	664	711	743	775	・平成29年度実績から見込みました。

(オ) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる体制の事業者が、「サービス利用計画」に基づいて居宅介護等複数のサービスを緊急のニーズに応じて臨機応変に提供します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	0	0	0	0	1	1	・事業所の新規参入を図ることとし、年間一人を見込みます。
利用時間数（時間／月）	0	0	0	0	250	250	

イ 日中活動系サービス

(7) 生活介護

常に介護を必要とする人に、主として昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	541	556	559	568	577	585	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。
利用量（人日／月）	10,960	11,359	11,202	11,383	11,563	11,723	・平成29年度実績から見込みました。

(4) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活ができるよう、一定期間のプログラムに基づき、身体機能の向上に必要な訓練等を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	5	2	2	4	4	4	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。
利用量（人日／月）	107	28	40	77	77	77	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。

(5) 自立訓練（生活訓練）

障害の状況から自立生活が困難な人に、一定期間のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練等を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	26	30	30	32	34	36	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。
利用量（人日／月）	500	485	459	457	485	514	・平成29年度実績から見込みました。

(I) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間のプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	71	66	60	73	77	80	・平成32年度に、平成28年度実績(66人)の20%増加を目指して設定しました。
利用量（人日／月）	1,339	1,287	1,152	1,402	1,478	1,536	・平成29年度実績から見込みました。

(オ) 就労継続支援 A 型

利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	151	159	148	156	158	160	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。
利用量（人日／月）	3,086	3,226	2,780	3,090	3,130	3,170	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。

(カ) 就労継続支援 B 型

一定の賃金水準の下で継続した就労の機会を提供し、職場内訓練（OJT）、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象とします。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	488	528	544	553	561	569	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。
利用量（人日／月）	8,919	9,771	9,635	9,794	9,935	10,077	・平成29年度実績から見込みました。

(キ) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている人に対し、企業・自宅等への訪問や来所により課題を把握するとともに、課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	-	-	-	0	5	10	・アンケート調査における就労系サービス利用者の利用意向を参考に見込みました。

(ク) 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアと、常時の介護を必要とする重度の障害者（進行性筋萎縮症*（筋萎縮性側索硬化症（ALS）*や筋ジストロフィー*等）の患者、重症心身障害者等）に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。

また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	62	65	63	63	63	63	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。

(ケ) 短期入所（福祉型）

介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などのサービス等を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	140	154	148	151	153	155	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。
利用量（人日／月）	1,096	1,299	1,208	1,232	1,248	1,265	・平成29年度実績から見込みました。

(コ) 短期入所（医療型）

介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間夜間も含め、病院、診療所、介護老人保健施設において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービス等を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	11	10	10	11	11	11	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。
利用量（人日／月）	101	87	89	98	98	98	・平成29年度実績から見込みました。

ウ 居住系サービス

(7) 共同生活援助（グループホーム）

就労又は自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者で、事業者と賃貸借契約を結んだ人に対し、共同生活の場において、相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	146	182	179	184	187	190	・平成28～29年度の平均値を参考に見込みました。

(イ) 自立生活援助

施設やグループホーム等での生活から、一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行うほか、相談などに電話やメール等で随時対応します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	-	-	-	0	1	2	・地域移行支援の見込量を参考に設定しました。

(ウ) 施設入所支援

入所施設において利用者が自立した日常生活が営めるよう、夜間における居住の場等を提供します。平日の日中は、当該施設の日中活動のサービスを利用します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	332	326	330	323	321	319	・平成32年度に、平成28年度施設入所者数の2%以上の削減を目指して設定しました。

エ 相談支援

(7) 計画相談支援

障害のある人が、適切に障害福祉サービスを利用できるように、サービス利用申請の勧奨、サービス等利用計画案の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	319	331	323	329	333	338	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。

(イ) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の場の確保、地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行等の支援を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	0	1	1	1	2	2	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。

(ウ) 地域定着支援

単身居宅の障害者又は家庭の状況等により同居家族からの支援を受けることができない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等における相談、緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	9	11	10	11	11	11	・平成29年度のサービス利用率を考慮して見込みました。

(2) 障害児に対する福祉サービス等

障害児に対する福祉サービス等は、以下のとおりです。

障害児に対する福祉サービス等

サービス		備考
ア 相談支援	(ア) 障害児相談支援	
イ 障害児通所支援	(ア) 児童発達支援	
	(イ) 医療型児童発達支援	
	(ウ) 居宅訪問型児童発達支援	平成30年4月実施
	(エ) 放課後等デイサービス	
	(オ) 保育所等訪問支援	
ウ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		
エ 子ども・子育て支援	(ア) 保育所	
	(イ) 認定こども園	
	(ウ) 放課後児童会（放課後児童健全育成事業）	
	(エ) その他の子ども・子育て支援事業	

注：障害者と障害児を対象とする障害福祉サービスについては、「(1) 障害福祉サービス」に記載

ア 相談支援

(ア) 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	151	159	189	211	234	256	・増加傾向にあり、平成29年度実績に年10%の伸びを見込みました。

イ 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援

通所施設を利用し、又は居宅で生活している未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等を行うとともに、その家族に対する支援を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人／月）	293	296	271	292	296	299	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。
利用量（人日／月）	1,572	1,582	1,547	1,594	1,616	1,633	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。

(イ) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹に機能障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センターにおいて、児童発達支援及び治療を提供します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数 (人/月)	2	1	0	3	3	3	・平成27～28年度の平均値を参考に見込みました。
利用量 (人日/月)	8	5	0	11	11	11	・平成27～28年度の平均値を参考に見込みました。

(ウ) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得などに係る支援を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数 (人/月)	-	-	-	0	1	2	・事業者の参入促進を図ることとし、設定しました。
利用量 (人日/月)	-	-	-	0	1	2	

(エ) 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児が、放課後や夏休みなどに児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数 (人/月)	342	404	428	478	529	578	・増加傾向にあり、平成29年度実績に年10%の伸びを見込みました。
利用量 (人日/月)	2,761	3,791	3,646	4,073	4,507	4,925	・平成29年度実績から見込みました。

(オ) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活に適応できるように、保育所等を訪問して専門的な支援（障害児に対する支援（集団生活適応のための訓練）、受入先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導））を行います。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数 (人/月)	5	1	0	4	4	4	・平成27～28年度の平均値を参考に見込みました。
利用量 (人日/月)	5	1	0	4	4	4	・平成27～28年度の平均値を参考に見込みました。

ウ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーター*として養成された相談支援専門員等の配置を進めます。

	実績（4期計画）			見込量			備 考
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
配置数（人）	-	-	-	0	0	1	・コーディネーターの育成に努めます。

エ 子ども・子育て支援

(7) 保育所

保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を、家庭の保護者に代わり保育を行います。

	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込量			見込量算出の考え方
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人）	112	100	106	112	・平成26～29年度の障害児数の伸び率の平均を参考に見込みました。

(4) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持った施設で、地域の子育て支援も行います。

	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込量			見込量算出の考え方
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人）	12	9	11	12	・平成26～29年度の障害児数の伸び率の平均を参考に見込みました。

(5) 放課後児童会（放課後児童健全育成事業）

保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童が、指導員の下、小学校の余裕教室等において、放課後から夕方まで過ごすものです。

	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込量			見込量算出の考え方
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人）	50	40	45	50	・平成26～29年度の障害児数の伸び率の平均を参考に見込みました。

(イ) その他の子ども・子育て支援事業

障害児等や保護者が、次の子ども・子育て支援事業の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助をしたい人が、援助を受けたい人に有償で、ボランティアによる支援をします。
乳児家庭全戸訪問事業	保健師と民生委員児童委員が連携し、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行います。
養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育支援が必要と認められる世帯に、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や助言等を行います。
子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	すこやか子育て支援センターや保育所等において、乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報提供・交換、助言その他の援助を行います。
子育て家庭育児支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の病気や仕事などのため、児童の養育が一時的に困難になった時などに、児童養護施設等で一定期間、児童を預かります。
幼稚園	3歳から就学前までの幼児を対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。
病児・病後児保育事業	病気や病気からの回復期などで集団生活が困難な児童について、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病院などに付設された専用スペースで、看護師等により一時的に保育を行います。
一時預かり事業	保護者が急病やその他の事情により、一時的に保育ができなくなった時や、育児による負担を和らげるため、一時的に保育が必要となる児童を対象として、保育所等で受け入れます。
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分～1時間延長し、保育を行います。
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育を行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者が自立した生活を営むために必要な事業を行うものです。本市において実施している地域生活支援事業は、以下のとおりです。

本市において実施する地域生活支援事業

事業名	内容
ア 自発的活動支援事業	○精神障害者家族相談員紹介事業
イ 相談支援事業	○身体障害者等相談支援事業 ○知的障害者等相談支援事業 ○発達障害児（者）相談支援事業 ○児童療育相談事業 ○精神障害者相談支援事業
ウ 成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度利用支援事業
エ 意思疎通支援事業	○手話通訳者設置事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業
オ 手話奉仕員養成研修事業	○手話奉仕員養成研修事業
カ 日常生活用具給付事業	○日常生活用具の給付 ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排せつ管理支援用具 ・点字図書給付事業 ・居宅生活動作補助用具(住宅改修)
キ 移動支援事業	○移動支援事業
ク 地域活動支援センター機能強化事業	○地域活動支援センターⅠ型 ○地域活動支援センターⅢ型
ケ 障害児等療育支援事業	○障害児等療育支援事業
コ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
サ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
シ 訪問入浴サービス事業	○訪問入浴サービス事業
ス 日中一時支援事業	○一時利用型 ○継続型（学生） ○継続型（就労支援）
セ 社会参加支援事業	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○奉仕員養成研修事業 ○自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業 ○芸術文化活動振興事業
ソ その他の事業	○その他必要となる事業

ア 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、精神障害者及びその家族の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、精神障害者の地域活動を支援するため、「精神障害者家族相談員紹介事業」を行います。

	実績（4期計画）			見込量			内 容
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
自発的活動支援事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	・精神障害者家族相談員紹介事業

イ 相談支援事業

相談支援事業は、障害者又はその家族等からの相談に応じ、障害の種類や程度、年齢や相談内容にかかわらず、必要な情報の提供等を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

事業名	事業内容
身体障害者等相談支援事業	主に在宅の身体障害児・者及びその家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、各種福祉サービスの利用援助や調整、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ケアマネジメント等を総合的に行います。
知的障害者等相談支援事業	主に在宅の知的障害児・者及びその家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、各種福祉サービスの利用援助や調整、社会資源の活用の支援、ケアマネジメント等を総合的に行います。
発達障害児(者)相談支援事業	在宅の発達障害児・者及びその家族等、並びに発達に関して諸問題を有する児童及び保護者等に対し、家庭訪問をするなどにより在宅療育に関する相談に応じるとともに、必要な情報提供や各種機関の紹介、各種福祉サービスの利用援助や調整、地域における日常的なボランティア活動を行う者の育成及び地域住民に対して障害者に関する啓発を行います。
児童療育相談事業	発達について気になる児童の検査や医師による診査等を行うことで、その原因（自閉症*、アスペルガー症候群*等のあらゆる発達障害）を早期発見し、保護者や保育所・学校等と連携を取りながら、必要な療育について相談・指導等を行います。
精神障害者相談支援事業	在宅の精神障害者及び保護者等に対し、専門職員による服薬、金銭管理、対人関係、公的手続等日常的な問題、夜間・休日における個人の悩み、不安・孤独感の解消を図るための助言・指導を行うとともに、必要に応じて関係機関等への連絡を行うなど、安心できる居場所の提供を行います。

	実績（4期計画）			見込量			備 考
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実施箇所数（カ所）	4	4	4	4	4	4	・平成29年度の実施箇所数の継続を見込みました。

ウ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

事業名	事業内容						
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、呉市権利擁護センター等による成年後見制度の利用を促進するとともに、支援者がいない障害者に対しては、必要に応じて市長に申立てを行うなど、引き続き権利の擁護を図ります。						
	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
成年後見制度利用支援事業利用者数（人／年）	0	1	-	1	1	1	・平成28年度実績から見込みました。

エ 意思疎通支援事業

聴覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、市役所本庁舎等に手話通訳者を設置します。

事業名	事業内容						
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等が、社会生活において円滑な意思疎通を行うことができるように、市役所本庁舎（障害福祉課内）、その他聴覚障害者が利用しやすい場所に手話通訳者を設置します。						
手話通訳者派遣事業	手話を用いて聴覚障害者の日常生活の意思疎通の支援と、聴覚障害者等との交流活動の促進を図るため、手話通訳者の派遣を行います。						
要約筆記者派遣事業	意思伝達の仲介が得られない聴覚障害者（音声又は言語器官の障害者を含む。）の意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者の派遣を行います。						
	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
手話通訳者設置事業実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2	2	・平成29年度の実施箇所数の継続を見込みました。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（件／月）	32	46	41	40	40	40	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。

オ 手話奉仕員養成研修事業

手話で意思疎通を行う聴覚障害者等の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する講座を実施します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
講座修了者数（人／年）	24	22	-	23	23	23	・平成27～28年度の平均値を参考に見込みました。

カ 日常生活用具給付事業

在宅で重度の身体障害者及び知的障害者を対象とし、日常生活の利便性と自立度を高めるため、特殊寝台、入浴補助用具、特殊便器等の購入費を支給します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護・訓練支援用具利用者数（人/年）	10	18	-	14	14	14	・平成27～28年度の平均値を参考に見込みました。
自立生活支援用具利用者数（人/年）	24	27	-	27	26	26	
在宅療養等支援用具利用者数（人/年）	33	22	-	28	28	28	
情報・意思疎通支援用具利用者数（人/年）	41	39	-	40	40	40	
排せつ管理支援用具利用者数（人/年）	5,830	5,812	-	5,817	5,808	5,798	
居宅生活動作補助用具（住宅改修）利用者数（人/年）	9	5	-	7	7	7	

キ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数（人/月）	151	139	141	147	149	151	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。
利用時間数（時間/月）	1,671	1,471	1,449	1,563	1,584	1,606	

ク 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実施箇所数（か所）	4	4	4	4	4	4	・平成29年度の実施箇所数の継続を見込みました。
利用者数（人/月）	73	59	67	68	69	70	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。

ケ 障害児等療育支援事業

発達に課題のある児童やその家族等に対し、家庭、保育所、幼稚園、学校、施設等への訪問、電話での相談等を行うことで、生活に必要な情報の提供や助言を行います。

	見込量			見込量算出の考え方
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実施箇所数（か所）	3	3	3	・平成29年度の実施箇所数の継続を見込みました。

コ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

		見込量			備考
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
養成研修 修了者数 (人/年)	手話通訳者、 要約筆記者	6	6	6	・専門性の高い意思疎通支援者の養成に努めます。
	盲ろう者向け 通訳・介助員	1	1	1	

サ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。

		見込量			備考
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
派遣件数 (件/年)	盲ろう者向け 通訳・介助員	1	1	1	・ニーズに応じた派遣を行います。

シ 訪問入浴サービス事業

地域における障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実施箇所数 (か所)	6	6	6	6	6	6	・平成29年度の実施箇所数の継続を見込みました。
利用者数 (人/月)	13	15	13	15	15	15	・平成27～29年度の平均値を参考に見込みました。

ス 日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供します。

事業名	事業内容
一時利用型	障害者等の時間単位での日中預かりを行うとともに、日中活動の場を提供します。
継続型 (学生)	放課後、学校行事の代休日、長期休暇中等に児童・生徒を預かり、行事、レクリエーション等の日中活動の場を提供します。
継続型 (就労支援)	介護給付、訓練等給付等の日中活動を提供している事業所において、当該日中活動を行う時間の前後の時間帯を延長し、障害者等の活動の場を提供します。

	実績（4期計画）			見込量			見込量算出の考え方
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
利用者数 (人/月)	183	208	218	240	261	283	・増加傾向にあり、平成29年度実績に年10%の伸びを見込みました。
利用量 (人日/月)	1,489	1,680	1,534	1,690	1,838	1,993	・平成29年度実績から見込みました。

セ 社会参加支援事業

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための、必要な事業を行います。本市では、次のような社会参加支援事業を実施します。

事業名	事業内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、また障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のために、広報誌等を始め、地域生活をする上で必要度の高い情報などを、点字や音声で提供する事業です。
奉仕員養成研修事業	聴覚、視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、要約筆記、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術を習得した奉仕員を養成する各種講座を実施する事業です。
自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業	障害者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは障害者が自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進する事業です。
芸術文化活動振興事業	障害者のための芸術・文化講座を開催するとともに、作品や活動の発表の場を設ける等により、障害者の芸術・文化活動の振興を図る事業です。

ソ その他の事業

これまでに掲げた事業のほか、ヘルプマークの普及・啓発を図るなど、障害者等に対する虐待の防止や差別の解消と合理的な配慮の提供を推進するために必要な研修や啓発活動、障害者等やその家族、地域住民が自発的に行う取組などへの支援等、共生社会の実現に向けて必要となる事業について、ニーズを踏まえて適宜実施します。

4 障害福祉サービス等のサービス見込量確保のための方策

障害福祉サービス等，地域生活支援事業が円滑に提供されるよう，サービス提供事業者などの関係機関と連携しながら，見込量が確保できる体制を整備します。

(1) サービス量の確保

利用者のニーズに沿ったサービスが円滑に提供されるよう，サービス提供事業者と密に連携し，必要なサービス量を確保します。

また，居住地域において必要なサービスが受けられるよう，共生型サービス等の事業を行う意向がある事業者の把握に努めるとともに，広く情報提供を行い，新規参入を一層促進し，地域バランスに配慮したサービス提供体制等の整備に努めます。

障害者等の居住の場を確保するため，グループホームの計画的な整備を促進します。

(2) サービス提供体制の整備

障害福祉サービス等の利用の拡大，サービス提供者に求められる専門性を踏まえ，利用者の状態やニーズに応じて質の高いサービスを提供できるよう，利用状況や提供体制等の評価を行い，的確なニーズの把握，新たなニーズや課題の収集に努めます。

また，年齢や障害の程度にかかわらず，住み慣れた地域で希望するサービス等が受けられるよう，共生型サービスの提供事業所の確保に努めます。

自立支援協議会等において，サービス提供事業者と情報交換等を行い，連携を一層深めます。

(3) 相談支援体制の充実

相談支援については，市民への周知により相談窓口を明確化するとともに，市担当課，自立支援協議会，医療機関などの関係機関によるネットワークを充実させ，連携・協力することにより，必要な場所で相談が受けられる体制の整備に努めます。

障害者等の状況やニーズ等を把握し，その障害者等にとって本当に必要なサービスを必要なだけ利用することができるよう，相談支援専門員等，相談に携わる人材の確保に努めるとともに，自立支援協議会等において相談支援に必要な情報の提供，知識や技術の向上を図るための勉強会などの開催に取り組み，相談支援専門員の資質向上を図ります。

また，新たなニーズや課題，障害者虐待等の困難事例への対応をする相談支援専門員や相談支援事業者を支援するとともに，重層的な相談支援体制の構築を図るため，地域生活支援拠点等の整備や自立支援協議会の活性化に取り組みます。

(4) 子ども・子育て支援との連携

保育所，幼稚園，認定こども園を始めとする教育・保育サービスについて，障害児の通所・通園に適した環境整備，受入体制の整備を進めます。

また，放課後や長期休暇時に障害児等が過ごす場となる放課後児童会について，障害の程度に応じた指導員の加配，教室等の設備の改善等により障害児の受入体制の整備を進めるとともに，地域住民の参画を促し，活動の機会づくりに努めます。

子ども・子育て支援に係る情報提供を行い，保護者の緊急時への対応，子育てについての不安，介助等による身体的・精神的負担の軽減等を図ります。

(5) 人材の確保・育成

あらゆる機会を捉えて、障害や障害のある人についての理解と関心を深める活動を行い、障害福祉に関わる人材を増やす取組を実施します。

意思疎通支援者の養成研修事業を実施し、手話や要約筆記、点訳・音訳等に携わる人材の育成に努めます。

また、呉市権利擁護センターによる成年後見制度に関わる支援者の育成等、各方面の支援者を対象に障害者の権利擁護に関する啓発活動を実施します。

その他、利用者の特性やニーズに応じた多様な支援が行えるよう、呉市自立支援協議会を中心に、専門的な知識や技術を習得するための研修会を実施します。

第7章 計画の推進方策

1 市民意識の醸成

障害の有無にかかわらず、だれもが参加し支え合う共生社会を実現するため、広報誌やホームページの活用、福祉教育、人権教育及び人権啓発活動の一層の推進などにより、全ての障害者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについて、理解を深めるための啓発に取り組みます。

また、啓発に当たっては、当事者団体、地域コミュニティ、ボランティア団体、関係諸機関等と連携しながら、市民意識の醸成に努めます。

2 計画の推進体制づくり

(1) 関係機関等との連携

障害者のニーズに対応した適切なサービス利用や相談への迅速な対応が図られるよう、自立支援協議会を中心に、相談支援事業所、教育機関、当事者団体や支援団体などの関係機関との一層の連携を図り、協働関係の構築に努めます。

(2) 行政内部の連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野にわたっています。このため、庁内関係各課との情報交換や意見交換を図り、連携しながら、総合的・効果的な取組を推進していきます。

特に、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

また、教育施策との連携も十分に行い、就学時及び卒業時における支援が円滑に進むことを含めて、切れ目のない支援体制の整備を図ります。

さらに、職員への障害に対する理解促進を図り、共生社会の実現に向けた体制づくりを推進していきます。

(3) 県・国等との連携

本計画を推進するため、呉障害保健福祉圏域のみならず、周辺市町と連携し、円滑なサービス提供に努めます。

また、広域的に実施する必要があるサービス等については、関係自治体と協議しながら、効果的なサービス提供等を進めるとともに、福祉施策の充実や制度の見直し等について、県や他の市町と連携しながら、国に働き掛けを行います。

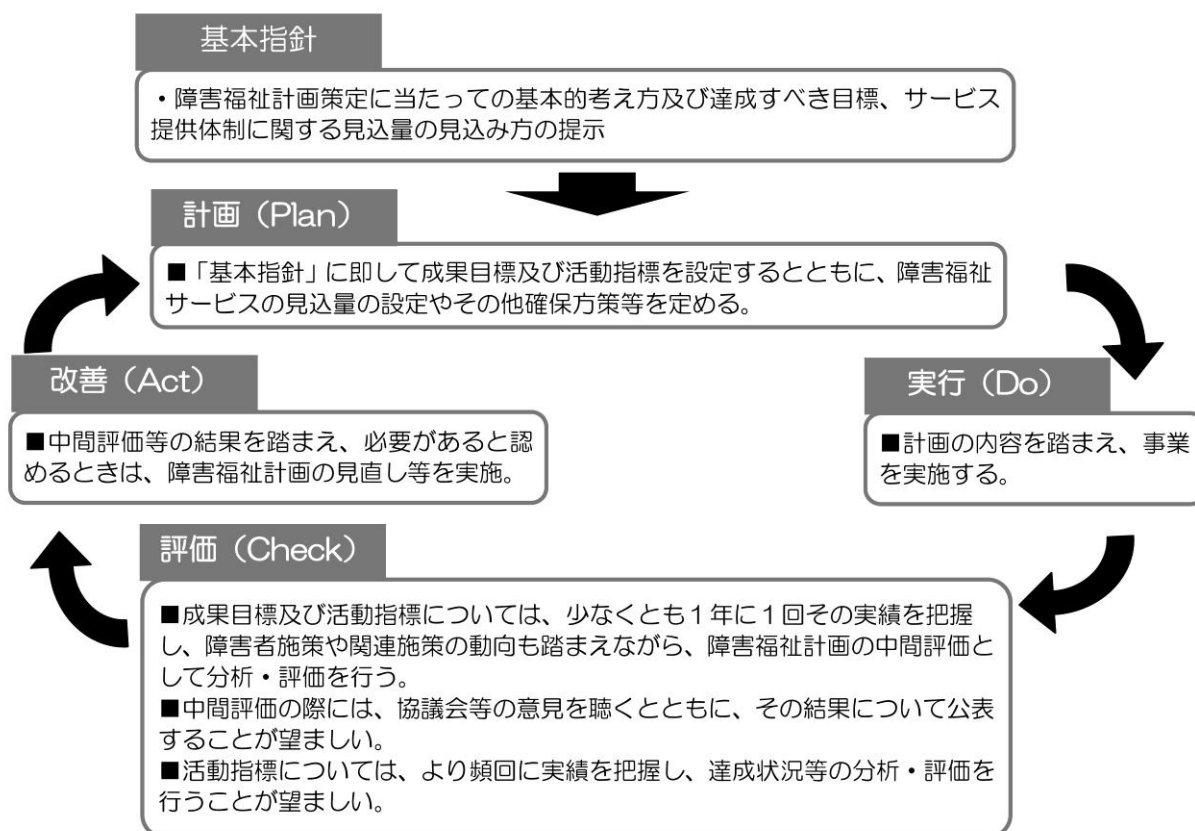
3 計画の進行管理

計画の進捗状況や内容について、自立支援協議会や関係機関と協議しながら年度ごとに点検を行い、事業の計画的な推進に取り組みます。

また、PDCAサイクルの考えに基づき、計画の点検・評価を行い、必要に応じて計画の変更、事業の見直し等を行います。

また、障害者福祉に係る国の動向、社会経済情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



資料：厚生労働省

参考 1 呉市障害者基本計画（抜粋）

呉市障害者基本計画は、計画期間を平成27～32年度までとして、平成26年度に策定されているもので、今回見直しはありませんが、ここでは、参考として、計画のうち「第5章 計画の目標と方針」及び「第6章 分野別施策の方針」を掲載します。

第5章 計画の目標と方針

1 上位計画における障害者保健福祉施策の位置づけ

第4次呉市長期総合計画では、将来都市像を『「絆」と「活力」を創造する都市・くれ～協働による自主的で自立したまちを目指して～』とし、市民が安心して、安全・快適に暮らしていくことができる「心身ともに活力あふれる社会」の構築を目指すこととしています。

本計画は、この将来都市像の実現を目指すとともに、同計画における保健・福祉分野の障害福祉部門に係る実施計画の役割を担う計画として位置づけられ、基本方針として掲げられている「地域における日々の生活支援」「社会参加へ向けた支援」「健康づくりの支援」を推進するものです。

2 計画の目標

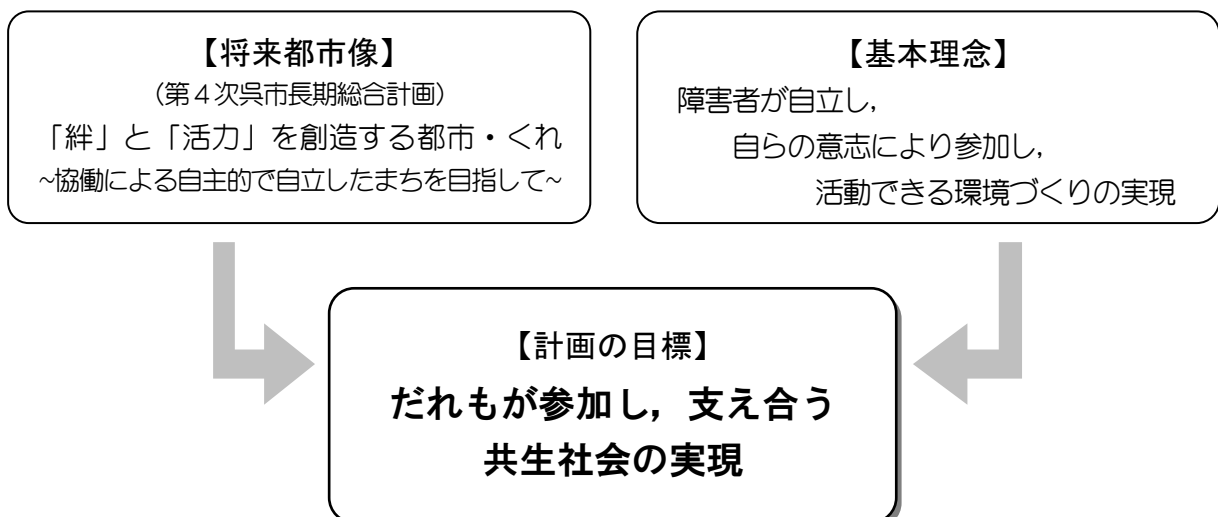
(1) 計画の基本理念

障害者が安心して、安全・快適に暮らしていくためには、障害の有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに認めあい、支え合う社会を構築していくことが必要です。

本計画では、このような社会の実現に向け、地域住民、保健、医療、福祉、行政などの関係機関等の連携により、障害者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障害者が自立し、自らの意志により参加し、活動できる環境づくりに取り組みます。

(2) 計画の目標

上位計画、計画の基本理念を受け、本計画の目標を「だれもが参加し、支え合う共生社会の実現」とします。



3 計画の基本方針

(1) 地域における生活の支援

障害者やその家族が、地域において安心して住み続けられるよう、ニーズに適切に対応した障害福祉サービス等の提供、相談支援体制の構築等により、その生活を支援します。

(2) 就労支援の充実と雇用の促進

就労を希望する障害者が、その適性に応じた能力を発揮できるよう、障害者に対する就労支援の充実を図るとともに、企業に対して障害者雇用の促進します。

(3) 健康づくりの推進

障害者やその家族の健康状態を維持するとともに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見及び治療を行えるよう、身近な地域における医療の提供体制の整備、保健サービスの利用促進等により、健康づくりを進めます。

また、精神障害者や難病患者等が、障害特性や病状に応じた療養生活を送ることができるよう支援します。

(4) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

(5) 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するため、安心して暮らせる居住の場を確保するとともに、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化を進めます。

また、災害時における避難支援体制の整備等により、安全に暮らせる環境づくりを進めます。

(6) 共に支え合い参加する社会づくり

障害者が、地域活動等や文化・スポーツ活動等に親しむことができるよう、参加しやすい環境づくりを進めます。

また、誰もが支え合う共生社会を実現するため、障害に対する理解の促進を図るとともに、障害者の権利擁護等に係る取組を進めます。

さらに、障害者の円滑な情報取得、活用を支援するため、情報提供体制の充実、意思疎通支援の充実等を図ります。

【重点取組項目】

1 障害者への就労支援体制の強化

- (1) 就労支援体制整備の推進
- (2) 障害者優先調達推進法に基づく調達推進
- (3) 交通費助成制度の拡充

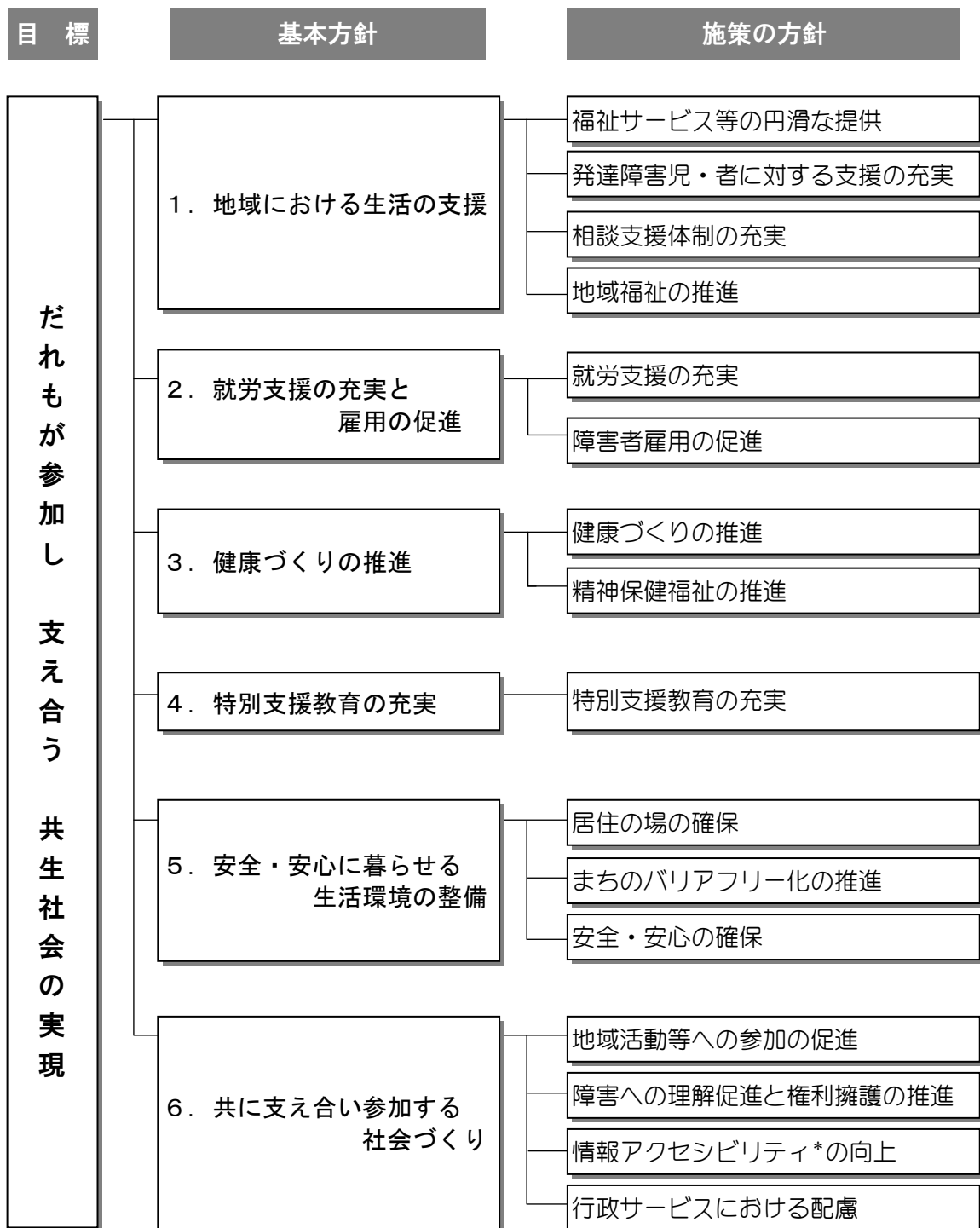
2 発達障害児・者支援体制の構築

- (1) 専門的な療育支援体制の整備検討

3 相談支援の一層の充実

- (1) 障害児・者の相談体制の強化・拡充
- (2) 自立支援協議会の活性化

【施策の体系】



第6章 分野別施策の方針

1 地域における生活の支援

<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者や家族のニーズに対応した障害福祉サービス等の提供などにより，住み慣れた地域における日常生活，社会生活を支援します。 ○発達障害に係る専門的な療育支援体制の整備検討，療育体制の充実などにより，発達障害児・者や家族等に対する支援の充実を図ります。 ○障害者やその家族が，安心して相談支援を受けることのできる，総合的な相談支援体制を構築します。 ○地域全体で，障害者やその家族を支える仕組みづくりを進めます。
--

基本方針	施策の方針	取組方針	具体的な取組事項
地域における生活の支援	(1) 福祉サービス等の円滑な提供	ア 障害福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス事業量の確保 ○サービス提供に関する事業者との連携 ○障害福祉サービス等の充実
		イ 地域生活支援事業の推進	○地域生活支援事業の推進
		ウ その他のサービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の生活支援 ○障害児の家族支援 ○経済的自立の支援
	(2) 発達障害児・者に対する支援の充実	ア 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的な療育支援体制の整備検討 ○療育相談の充実
		イ 療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児保育 ○障害児等療育支援事業 ○児童発達支援センター ○障害児通所支援事業
	(3) 相談支援体制の充実	ア 身近な地域における相談支援の充実	○身近な地域における相談支援の充実
		イ 総合的な相談支援体制の構築	○総合的な相談支援体制の構築
	(4) 地域福祉の推進	ア 地域福祉活動への支援	○地域福祉活動への支援
		イ ボランティアの育成，支援	○ボランティアの育成，支援

(1) 福祉サービス等の円滑な提供

障害者や家族等のニーズに対応できるよう、障害福祉サービス等、地域生活支援事業などの円滑な提供を図ります。
また、質の高い自立した生活を営むことができるよう、経済的な支援を行います。

ア 障害福祉サービス等の充実

(7) サービス事業量の確保

○訪問系、日中活動系サービスやグループホーム等の整備を図るため、地域の社会資源を活用しながら、障害者の生活を地域で支えるシステムの整備に努めます。

(4) サービス提供に関する事業者との連携

○障害福祉サービス等の利用の拡大やサービス提供者に求められる専門性を踏まえ、利用者一人ひとりの状態やニーズに応じた質の高いサービスを提供できるよう、サービス提供事業者との情報交換を始め、連携を深めます。

(7) 障害福祉サービス等の充実

○障害の状態や障害者のライフステージ、また障害者の利用希望に沿った内容で常に適切で円滑にサービスが提供できるよう、サービス提供体制の強化及びサービス量の確保、充実に努めます。

○障害福祉サービス等の利用に関して、分かりやすい情報提供を行い、利用を促進します。

障害福祉サービス等の種類

分類	サービスの種類	
訪問系サービス	○居宅介護（ホームヘルプ） ○同行援護 ○重度障害者等包括支援	○重度訪問介護 ○行動援護
日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（生活訓練） ○就労継続支援 A 型 ○療養介護	○自立訓練（機能訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援 B 型 ○短期入所（ショートステイ）
居住系サービス	○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援	
相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援	○障害児相談支援 ○地域定着支援
障害児通所支援	○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	○医療型児童発達支援 ○保育所等訪問支援
その他	○補装具の交付・修理	

(平成27年3月時点)

イ 地域生活支援事業の推進

障害者がある有する能力や適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を着実に実施します。

地域生活支援事業の種類

分類	種類
相談支援	○身体障害者等相談支援事業 ○発達障害児(者)相談支援事業 ○精神障害者相談支援事業 ○知的障害者等相談支援事業 ○児童療育相談事業
成年後見制度利用支援	○成年後見制度利用支援事業
意思疎通支援	○手話通訳者設置事業 ○要約筆記者派遣事業 ○手話通訳者派遣事業
手話奉仕員養成研修	○手話奉仕員養成研修事業
日常生活用具の給付	○介護・訓練支援用具 ○在宅療養等支援用具 ○排せつ管理支援用具 ○居宅生活動作補助用具(住宅改修) ○自立生活支援用具 ○情報・意思疎通支援用具 ○点字図書給付事業
移動支援	○移動支援事業
地域活動支援センター	○地域活動支援センター機能強化事業(Ⅰ型, Ⅲ型)
その他	訪問入浴 ○訪問入浴サービス事業
	生活支援 ○精神障害者家族相談員紹介事業
	日中一時支援 ○日中一時支援事業(一時利用型, 継続型(学生), 継続型(就労支援))
	社会参加支援 ○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○奉仕員養成研修事業 ○自動車運転免許取得費給付事業・自動車改造費給付事業 ○文化芸術活動振興事業

(平成27年3月時点)

ウ その他のサービス等の充実

(7) 障害者の生活支援

① 紙おむつ購入助成券の支給

○障害者の在宅生活を支援するため、紙おむつが常時必要な在宅の障害者を対象として、紙おむつ購入助成券を支給します。

② バス優待乗車証又は福祉タクシー券の交付

○身体障害者及び知的障害者の外出を支援するため、市内のバス運賃が無料になるバス優待乗車証(いきいきパス)又はタクシー運賃を助成する福祉タクシー券を交付します。

③ すこやかサポート事業

○すこやかサポート事業は、ごみを自らごみステーションに持ち出すことが困難な場合に、自宅玄関先から可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物及び有害・危険ごみ

を収集するものです。

○引き続き制度の周知を図り、障害者の在宅生活を支援します。

(イ) 障害児の家族支援

① 放課後児童会

○放課後児童会は、保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童が、指導員のもと、小学校の余裕教室等において、放課後から夕方まで過ごすものです。

○障害の程度に応じた指導員の加配、教室等の設備の改善等による質の向上、学校、児童会、保護者の連携強化等により、児童や保護者のニーズに応じた放課後児童会となるよう努めます。

② ファミリー・サポート・センター

○ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員登録し、地域で子育てに関する相互援助活動を行う際の連絡・調整を行うものです。

○継続的かつ長期的な援助ができるよう、引き続き、関係機関との連携、事業の周知、ファミリー・サポーターの養成等を行います。

③ すこやか子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

○地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センター、保育所において、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○地域子育て支援拠点事業と教育・保育施設、小学校との連携を密にすることで、保護者の育児に対する負担や不安の軽減と障害に対する理解に努めます。

(ウ) 経済的自立の支援

① 年金・手当等の支給

○特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、障害基礎年金などの支給を行うことにより、障害者やその家族に対し、経済的な支援を行います。

○受給資格を有する障害者が、制度の不知などにより年金等を受け取ることができないことのないよう、制度の周知を図ります。

② 心身障害者扶養共済制度

○心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養している保護者が毎月掛金を納付し、その保護者が死亡したり重度障害になった場合に、障害者に年金を支給するものです。

○障害者やその家族の将来の不安を解消し、障害者が生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、制度の周知を図ります。

③ 生活福祉資金貸付制度

○生活福祉資金貸付制度は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などの貸付けを行うものです。

○生活の自立と安定を支援するため、制度の周知を図るとともに、必要な援助指導を行います。

(2) 発達障害児・者に対する支援の充実

発達の遅れや、障害などが発見された場合の家族等に対する相談・支援体制の充実を図ります。

障害児が将来、自立した生活を送ることができるよう、できるだけ早い時期から、障害の状況に応じた適切な指導や訓練を受けられる体制を強化します。

ア 相談支援の充実

(7) 専門的な療育支援体制の整備検討

- 発達障害を有する障害児・者、その家族に対する相談に応じるほか、障害児への療育の提供、障害者への就労支援などを提供するための専門的な療育支援体制の整備について検討します。

(4) 療育相談の充実

① 療育相談体制の充実

- 広島県が設置している特別支援学校、発達障害者支援センター*、こども家庭センター*などと連携し、療育相談体制の充実に努めます。

② 児童療育相談事業

- 児童療育相談事業は、専門医などが、発達障害等を有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うものです。
- 障害の早期発見及び早期療育と、児童等の福祉の向上を図るため、関係機関と連携し、相談から療育へ至る円滑な対応を行うとともに、児童のライフステージに応じた総合的な療育支援体制の確立を目指します。

イ 療育体制の充実

(7) 障害児保育

- 障害児保育は、保育施設において、障害がある乳幼児の保育を行うものです。
- 障害児の保育に適した環境整備に努めるとともに、障害児の進路選択の幅を広げるため、保育所における受入れ体制の整備を図り、障害児保育の充実に努めます。

(4) 障害児等療育支援事業

- 障害児等療育支援事業は、在宅の障害児・者の地域における生活を支えるため、家庭等訪問による療育等の指導、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所、学校等の職員に対する療育技術の指導、支援などを行うものです。
- 事業実施事業者と連携しながら、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう療育機能の拡充を図ります。

(4) 児童発達支援センター

- 児童発達支援センターは、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。
- 事業実施事業者と連携しながら、療育機能の向上を図ります。

(I) 障害児通所支援事業

- 障害児通所支援事業は、障害児やその家族に対して、身近な施設で必要な支援を行うものです。
- 障害児やその家族に対する支援を行うため、地域での身近な障害児支援の専門施設（事業）として設置を促進し、提供量の確保と質の向上に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

地域の医療、保健、福祉等の関係者と連携した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

ア 身近な地域における相談支援の充実

- 自立支援協議会、相談支援事業所、医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関によるネットワークを構築し、多様な相談者のニーズに対応するなど、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者がいつでも相談できるよう、相談支援事業に関する相談先、事業内容等の周知を図ります。

イ 総合的な相談支援体制の構築

- 基幹相談支援センター*の設置の検討や自立支援協議会の活性化に取り組むなど、重層的な相談支援体制を構築します。
- 生活に関する日常的な事から、年金や就労といったことに関する専門的な事まで、障害者やその家族が相談しやすい体制づくりに取り組みます。
- 福祉サービスを利用する際に相談に応じる相談支援専門員のレベルアップを図ります。

(4) 地域福祉の推進

地域住民と関係機関等が連携し、障害者やその家族を地域全体で支える仕組みづくりを進めます。

ア 地域福祉活動への支援

- 人々が住み慣れたまちで安心して暮らし続けるために、地域の総合相談窓口である地域包括支援センターや、社会福祉協議会などの地域の関係団体、サービス提供事業者等と地域住民が協働し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を包括的に提供する「地域包括ケア」を推進します。
- 「地域包括ケア」を推進するため、関係者や団体とのネットワークの構築や、そのコーディネートを行うための取組を行います。

イ ボランティアの育成、支援

- NPO*及びボランティア等の市民公益活動団体の活動を支援するとともに、市民公益

活動拠点として「くれ市民協働センター」を運営し、活動の総合支援を行います。

- 呉ボランティア情報誌（協働のまちづくり応援情報）の発行及び呉ボランティアホームページの運営により、情報提供による活動支援に取り組みます。
- 公益活動団体等が行政と協働で実施することでより良いまちづくりにつながり、幅広い協働の実践につながると判断された提案事業に対しては、その事業に要する経費の全部又は一部を助成します。
- 市民の安全な活動を支援するため、活動中の事故等に対応する呉市市民公益活動保険制度を運営します。

2 就労支援の充実と雇用の促進

【基本的な考え方】

- 働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労支援の充実・強化、多様な就業機会の確保を図ります。
- 障害者を雇用する企業に対し、障害や障害者に対する理解を深める取組を進めるとともに、雇用に関する助言等により、障害者の雇用を促進します。

基本方針	施策の方針	取組方針	具体的な取組事項
就労支援の充実と雇用の促進	(1) 就労支援の充実	ア 総合的な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の充実 ○就労に関する情報提供等の充実 ○障害のある児童生徒の将来に向けての就労支援
		イ 就労支援体制整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○就労の場の提供 ○優先調達の推進 ○交通費助成の充実
	(2) 障害者雇用の促進	ア 市役所での雇用促進	○市役所での雇用促進
		イ 企業等での雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○理解の促進 ○関係機関との連携 ○企業等に対する支援

(1) 就労支援の充実

障害者の継続的な就労につながるよう、相談支援体制、情報提供体制の充実を図ります。
また、障害者の年齢、障害の状態、利用者の希望やライフステージに沿った就業機会を確保します。

ア 総合的な就労支援

(7) 相談支援の充実

- 呉市雇用促進協議会が実施主体となっている「呉しごと相談館」において、就職活動について専門のカウンセラーが定期的に相談等に応じています。
- 障害者の就職活動を支援するため、その周知を図り、利用を促進します。

(4) 就労に関する情報提供等の充実

- 広島障害者職業能力開発校、広島障害者職業センターなどで実施されている職業訓練、職業指導の紹介等を行うとともに、ジョブコーチ*による人的支援事業などの周知を図り、障害者の就職を支援します。
- 呉公共職業安定所（ハローワーク呉）など関係機関と連携し、専門機関への紹介や福祉的就労も含めた就職情報の提供に努めます。
- 障害者の就労を支援する目的で「障害者合同面接会」が実施されており、実施主体との連絡や情報交換を図りながら、参加の呼びかけなどを行います。

(5) 障害のある児童生徒の将来に向けての就労支援

- 企業等に対して、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解を促進します。
- 福祉施設や特別支援学校に対して就労支援の取組の強化を働き掛けます。
- 特別支援学校の生徒やその保護者に対して、学校在学中から一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- 障害のある児童生徒の将来に向けての就労支援を効果的に進めるため、雇用・福祉・教育の一層の連携強化に努めます。

イ 就労支援体制整備の推進

(7) 就労の場の提供

- 障害者の多様な就労機会の確保・充実を図るため、就労移行支援や就労継続支援A型を中心とした多機能型障害福祉サービス事業所の開設を始め、就労場所の充実や仕事内容の多様化を促進します。
- 障害者就労支援施設での仕事量の確保や販路拡大等により、平均工賃のアップを目指して、障害者就労支援施設等との共同活動を支援します。

(4) 優先調達への推進

- 障害者団体等に対する業務の発注拡大を図るとともに、障害者就労支援施設等の製品を販売する場の提供や確保を検討するなど、就労の場の提供に努めます。

(ウ) 交通費助成の充実

- 障害者就労支援施設等に通所するための交通費助成を、精神障害者に対して行っていますが、この助成制度の拡充を図ります。

(2) 障害者雇用の促進

障害の有無にかかわらず、全ての人がその能力と適性に応じた就労内容で雇用され、適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行える社会の実現を目指して、企業等に対する啓発、関係機関との連携などを行い、障害者のより幅広い雇用を促進します。

ア 市役所での雇用促進

- 本市では、身体障害者を対象とした職員採用試験を行うなど障害者雇用を促進しており、2.77%の雇用率*（地方自治体の法定雇用率*2.30%）を達成しています。
- 引き続き、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率を上回る障害者雇用に努めます。
- 現在雇用者数の少ない知的障害者及び精神障害者について、勤務条件等の検討を行います。

イ 企業等での雇用促進

(7) 理解の促進

- 企業に対し、障害者雇用の取組の必要性について広く啓発を行います。
- 「呉市雇用促進協議会」では、障害者の雇用啓発事業を行っており、企業や市民に対し、障害者雇用に対する理解を深めるための啓発を行います。

(イ) 関係機関との連携

- 「広島県呉障害保健福祉圏域障害者就労支援ネットワーク会議」での情報の共有や連携により、障害者の雇用の促進を図ります。

(ウ) 企業等に対する支援

- 企業の職域開発等に関する相談・支援を行います。
- 福祉事業所と企業の協力体制づくりに努め、情報交換の強化を図ります。

3 健康づくりの推進

【基本的な考え方】

- 生涯にわたる健康づくりを目指し、障害者一人ひとりの状況に応じた保健・医療サービスを充実します。
- 精神障害者が地域で暮らせる環境整備に取り組みます。

基本方針	施策の方針	取組方針	具体的な取組事項
健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進	ア 疾病等の予防と健康づくりの促進	○疾病等の予防と健康づくりの促進
		イ 障害の早期発見	○乳幼児健康診査 ○妊産婦, 新生児, 乳幼児, 未熟児等に対する保健相談指導事業
		ウ 保健・医療サービスの充実	○在宅障害者健康診査 ○訪問看護サービス ○障害者の歯科診療との連携 ○指導・相談 ○医療費の助成等
		エ 難病患者等の日常生活の支援	○障害福祉サービス等の利用の促進 ○難病相談事業 ○難病患者等の社会参加の支援
	(2) 精神保健福祉の推進	ア 精神科医療との連携	○精神科医療との連携
		イ 精神障害者の地域生活の支援	○相談支援体制の充実 ○社会生活適応への支援 (ソーシャルクラブ*)

(1) 健康づくりの推進

障害者が、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、保健サービスの充実及びその周知と利用促進、ライフステージに応じた保健指導等により、障害者の健康づくりを推進します。

ア 疾病等の予防と健康づくりの促進

- 自らの心や体の健康状態を知り、生活習慣病の予防や早期発見に市民が主体的に取り組むことができるよう、「健康くれ21」に基づき、健康づくりを積極的に支援します。

イ 障害の早期発見

(7) 乳幼児健康診査

- 乳幼児健康診査は、乳幼児を対象として健康診査を実施し、医師、歯科医師、保健師、栄養士などが診察や指導・相談を行うものです。
- 乳幼児の疾病の早期発見及び健全な発育を促し、家族の育児を支援します。

(4) 妊産婦、新生児、乳幼児、未熟児等に対する保健相談指導事業

- 保健相談指導事業は、母親の不安や悩みを和らげ、安心して育児できるよう、家庭訪問指導、育児相談などの個別保健指導や、妊婦教室、育児教室等の集団保健指導を行うものです。
- 障害の早期発見と早期治療につなげるため、事業の周知、充実を図ります。

ウ 保健・医療サービスの充実

(7) 在宅障害者健康診査

- 在宅障害者健康診査は、15歳以上40歳未満の在宅障害者を対象として、特定健康診査に準じた健康診査を行うものです。
- 障害者の健康づくりを推進するため、健康診査の周知を図り、受診率の向上に努めます。

(4) 訪問看護サービス

- 訪問看護サービスは、医師の指示に基づき、在宅の障害者に対し訪問看護ステーション又は病院から看護師等を派遣し、療養上の世話や診療の補助を行うものです。
- 障害者の在宅生活を支援するために、関係機関と連携しながら、治療及び障害の重度化・重複化の予防を図ります。

(4) 障害者の歯科診療との連携

- 呉口腔保健センターにおいて、開業歯科医での受診が困難な障害者の歯科診療を行うとともに、通院不可能な障害者に対し、訪問歯科診療を行っています。
- 機器整備に対する助成や口腔保健センターでの事業運営助成などを行い、障害者の口腔機能の維持と、歯科診療の充実に努めます。

(エ) 指導・相談

① 思春期相談事業

- 思春期相談事業は、保健師が、思春期における心や体の悩みに関する相談に応じるものです。
- 市民の心の健康づくりを推進するため、相談者が気軽に相談できるように努めます。

② 子どもの心の健康づくり相談

- 子どもの心の健康づくり相談は、乳幼児期から思春期までの子どもとその保護者を対象に、児童精神科医、心理療法士等が、育児不安、学校・家庭生活の不適応等の問題に関する相談に応じるものです。
- 市民の心の健康づくりを推進するため、関係機関と連携しながら早期対応に努めます。

(カ) 医療費の助成等

- 障害者に対し、自立支援医療費（精神通院、更生医療、育成医療）、重度心身障害者医療費などの助成等を行っています。
- 引き続き医療費助成を行い、障害による日常生活能力低下の軽減や、受診による経済的負担の軽減を図ります。

エ 難病患者等の日常生活の支援

(7) 障害福祉サービス等の利用の促進

- 保健・医療・福祉サービスが連携し、難病患者等の日常生活を支援します。
- 難病患者等に対する障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービスの利用対象者に対し、障害福祉サービスに関する情報提供を行い、その利用を促進します。

(イ) 難病相談事業

- 難病相談事業は、難病患者及びその家族のための講演会、医療相談及びつどいを開催したり、保健師等による訪問指導を実施するものです。
- 難病患者の医療費助成制度の対象疾患が今後も拡充されることから、事業の周知を図り、相談体制を整備します。

(ウ) 難病患者等の社会参加の支援

- 難病に関する市民、企業、地域社会等の理解の促進に取り組みます。
- 難病患者等に対する障害福祉サービスの利用の促進等により、社会参加を支援します。

(2) 精神保健福祉の推進

精神障害者の自立支援に向けて、個々の状態に応じた相談や助言、指導を始め、社会復帰を促進するための支援を行います。

ア 精神科医療との連携

- 精神障害者の自立と社会参加を促進するため、精神科医療機関、精神保健関係機関及び地域住民との連携を図ります。

イ 精神障害者の地域生活の支援

(7) 相談支援体制の充実

① 精神障害者相談支援事業

- 精神障害者相談支援事業は、在宅の精神障害者及び保護者等に対し、専門職員による服薬、金銭管理、対人関係、公的手続等日常的な問題、夜間・休日における個人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言・指導を行うものです。
- 在宅の精神障害者等の相談に対応するとともに、必要に応じて、関係機関等と連携を図りながら、安心できる居場所の提供を行います。

② 精神保健福祉相談事業

- 精神保健福祉相談事業は、対人関係やひきこもり、アルコール、薬物に関する問題、高次脳機能障害などを抱えている人とその家族に対し、精神科医、精神保健福祉相談員*、保健師等が相談・指導を行うとともに、訪問により、医療の継続、受診勧奨及び生活指導・支援を行うものです。
- 関係機関と連携を図り、円滑な利用が行えるよう支援します。

③ 地域相談支援事業（地域移行支援事業、地域定着支援事業）

- 地域移行支援事業は、障害者支援施設等に入所している障害者や、長期にわたり精神科病院に入院している精神障害者等、地域生活に移行するために集中的に支援を必要とする人に、住居の確保等地域生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
- 地域定着支援事業は、居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制確保や障害特性に起因して生じた緊急事態等の相談その他の必要な支援を行います。
- 長期にわたり精神科病院に入院している精神障害者の地域生活への移行や、地域で暮らす精神障害者の生活を支援するため、地域相談支援の事業実施を促進します。

(イ) 社会生活適応への支援（ソーシャルクラブ）

- ソーシャルクラブは、在宅精神障害者の社会復帰を促進するため、レクリエーション、ミーティングなど、グループで行動を共にすることにより、協調性及び社会生活への順応性を育成していくものです。
- 地域の社会資源を活用することにより、障害者が様々なサービスや地域の人々の支援を受けて生活できるよう支援します。

4 特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

- 障害児及びその家族に対して，乳幼児期から学校卒業まで継続的な支援を行います。
- 障害のある児童生徒の発達 の程度，適応の状態に応じた教育環境の整備を進めます。
- 障害に対する理解を深める取組などにより，教員の専門性の確保，指導力の向上を図ります。

基本方針	施策の方針	取組方針	具体的な取組事項
特別支援教育の充実	(1) 特別支援教育の充実	ア 相談，指導体制の充実	○就学指導体制の充実 ○教育相談体制の整備
		イ 教育内容の充実	○教育内容の充実
		ウ 教育環境の向上	○教育環境の整備 ○教員の専門性の向上

(1) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

ア 相談、指導体制の充実

(7) 就学指導体制の充実

- 障害のある児童生徒が就学すべき学校や学級を判断するため、「就学指導委員会」を構成し、専門的な立場から調査や審議を行い、教育委員会に助言を行っています。
- 適切な就学指導を行うため「就学指導委員会」の機能の充実を図るとともに、保護者等への十分な情報提供を行い、一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えるよう努めます。

(4) 教育相談体制の整備

- 教育委員会では、定期的な教育相談会の開催、電話や面接による教育相談、特別支援学級や通級指導教室における教育相談のほか、特別支援学級指導員及び学校教育指導補助員の派遣、特別支援教育相談員による相談を行っています。
- 保護者等からの相談や要望に迅速に対応できるよう、教育相談会を引き続き実施するとともに、特別支援教育相談員による相談の充実を図ります。
- 各校の実情を十分に把握しながら、特別支援学級指導員や学校教育指導補助員の計画的な配置に努めます。
- 障害のある幼児、児童及び生徒並びにその保護者等が、早期の相談と支援を適切に受けられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関が連携した相談支援を推進します。

イ 教育内容の充実

- 特別支援学級や通級指導教室においては、障害の特性及び程度に応じた適切な指導を行うとともに、保護者等との情報交換を進め、学校と家庭との連携による特別支援教育の充実を図ります。
- 通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対して、巡回相談等で専門家の指導助言を受けながら、教育相談、指導内容や支援体制の充実を図ります。
- 卒業後に社会の変化に適応できるよう、体験的な学習の充実、関係機関との連携を強化するなど、進路指導の充実に努めます。

ウ 教育環境の向上

(7) 教育環境の整備

- 障害のある児童生徒だけでなく、誰もが快適な学校生活を営めるよう、スロープの設置、トイレの改修など、学校施設の改造・改修を実施します。

(4) 教員の専門性の向上

- 障害の種類、特性及び程度に応じた教育が行えるよう、特別支援教育関係職員に対して実施している研修会について、より専門性を高めるため、内容の充実を図ります。

5 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

【基本的な考え方】

- 安心して暮らせる居住の場を整備します。
- 公共施設や公共交通機関のバリアフリー化など、まちのバリアフリー化を進めます。
- 災害時における安全の確保、防犯・交通安全対策に取り組みます。

基本方針	施策の方針	取組方針	具体的な取組事項
安全・安心に暮らせる生活環境の整備	(1) 居住の場の確保	ア 住宅のバリアフリー化の促進	○住宅のバリアフリー化の促進
		イ 市営住宅の整備の推進	○障害者等対応市営住宅の供給等 ○既設市営住宅の障害者等向け住戸改善 ○障害者等の優先的入居
		ウ 共同居住施設の整備の促進	○共同居住施設の整備の促進
	(2) まちのバリアフリー化の推進	ア 公共施設のバリアフリー化	○安全で快適に利用できる公共施設整備の推進 ○歩行空間のバリアフリー化の推進 ○公園の整備・改修
		イ 公共交通機関のバリアフリー化	○JR駅、バス停等のバリアフリー化の促進 ○低床バスの導入の推進
		ウ 民間建築物のバリアフリー化	○民間建築物のバリアフリー化
	(3) 安全・安心の確保	ア 緊急時の対応の充実	○緊急通報装置の支給 ○ファクシミリによる緊急通報 ○メール119番通報システム
		イ 災害時支援体制の充実	○避難所の整備 ○福祉避難所の運営体制の構築 ○緊急時の障害者等への情報提供 ○自主防災組織*の整備 ○避難行動要支援者*への支援 ○障害者等に配慮した災害時支援
		ウ 防犯対策の充実	○防犯対策の充実
		エ 交通安全対策の充実	○交通安全対策の充実

(1) 居住の場の確保

障害者が安心して、かつ安全に暮らせるよう、障害者に配慮した居住の場の確保を図ります。

ア 住宅のバリアフリー化の促進

- 障害者や介助者の負担軽減を図るため、住宅内移動のための用具等の設置に係る費用を助成するなど、住宅のバリアフリー化を促進します。

イ 市営住宅の整備の推進

(7) 障害者等対応市営住宅の供給等

- 既設市営住宅の建替えや新規建設時には、障害者等に配慮した住宅の供給を進めます。
- 2階以上に居住している歩行困難な障害者世帯等の1階への住替えを促進します。

(4) 既設市営住宅の障害者等向け住戸改善

- 平成2年度以前に建設された市営住宅の1階住戸で空き家が生じた場合には、床段差の解消・レバーハンドル化・手すりの設置等、障害者等の居住に配慮した住戸改善を実施します。

(5) 障害者等の優先的入居

- 市営住宅の抽選（各年度第1回のみ）の際には、障害者等の優先的入居に配慮します。

ウ 共同居住施設の整備の促進

- 障害者が共同生活を行うグループホームの整備を促進するため、整備費用の助成などを実施します。
- グループホームに対する地域の理解を深めるとともに、安心して生活できる環境づくりに努めます。

(2) まちのバリアフリー化の推進

障害のある人もない人も、誰もが快適に暮らせるよう、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

ア 公共施設のバリアフリー化

(7) 安全で快適に利用できる公共施設整備の推進

- 誰もが安全で快適に利用できる公共施設整備を行い、過ごしやすい優しい建物づくりを推進します。
- 新規建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、広島県福祉のまちづくり条例に基づき整備するとともに、既存建築物についても、これらの適用基準を満たした施設となるよう整備を推進します。
- 障害者の利用に配慮し、各種福祉機器の設置などその整備に努めます。

(イ) 歩行空間のバリアフリー化の推進

- 呉市移動円滑化基本構想に基づき、歩道等の安全性の確保、歩道と車道の段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置・改善、バス乗車場の改善等、誰もが安全に安心して通行できる歩行者空間の確保を図ります。
- 新規整備路線や整備が必要な箇所についても、バリアフリー化を推進します。

(ウ) 公園の整備・改修

- 市民の憩いと安らぎの場となる公園になるよう、公園内の段差の解消、誰もが利用しやすいトイレの整備、使いやすい水飲み場、ベンチの設置などユニバーサルデザイン*を考慮した公園の整備に努めます。

イ 公共交通機関のバリアフリー化

(ア) JR駅、バス停等のバリアフリー化の促進

- 市内JR各駅において、段差の解消、エレベーター等の設置について引き続き事業者に働き掛け、バリアフリー化を促進します。
- 歩道等の整備と併せ、バス停のバリアフリー化を進めます。
- 呉市移動円滑化基本構想に基づく重点整備地区においては、公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を目的として、旅客施設、建築物及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進します。

(イ) 低床バスの導入の推進

- 国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、呉市域における乗合バス車両にノンステップバスを計画的に導入し、バリアフリー化を推進します。

ウ 民間建築物のバリアフリー化

- 事業主や建築主のバリアフリーに関する意識及び理解を深めるため、バリアフリー新法、広島県福祉のまちづくり条例に基づき、事前協議の際に指導・助言を行うことにより、福祉のまちづくりの実現を目指します。

(3) 安全・安心の確保

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、障害者の緊急時への対応の充実、防災・防犯対策、交通安全対策を推進します。

ア 緊急時の対応の充実

(ア) 緊急通報装置の支給

- ひとり暮らしの重度身体障害者に対し、緊急時に消防局に直接通報できる装置を支給しています。
- 日常生活の安全・安心を確保するため、引き続き緊急通報装置の支給を促進します。

(イ) ファクシミリによる緊急通報

- 聴覚障害者、言語障害者等が、緊急時に消防局にファクシミリにより通報できる体制を整備しています。
- 日常生活の安全・安心を確保するため、引き続き通報登録を促進します。

(ウ) メール119番通報システム

- 聴覚障害者、言語障害者等が、緊急時に消防局に携帯電話のメール機能により通報できる体制を整備しています。
- 日常生活の安全・安心を確保するため、引き続き通報システム登録を促進します。

イ 災害時支援体制の充実

(7) 避難所の整備

- 避難所のバリアフリー化を促進するとともに、福祉施設、病院等に対し、施設の安全性の向上に努めるよう指導を行います。

(イ) 福祉避難所の運営体制の構築

- 福祉避難所とは、災害発生時、一般の避難所（拠点避難所）での避難生活が困難な障害者や高齢者等（以下「災害時要配慮者」といいます。）が、福祉施設等のバリアフリー環境で、一時的に、安全・安心な避難生活を送ることができる避難所のことです。
- 災害時要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の運営体制の構築に努めます。

(ウ) 緊急時の障害者等への情報提供

- 災害時に、災害時要配慮者に対して正確な防災情報の提供がなされるよう、自主防災組織及び地域住民と連携し、情報伝達体制の整備に努めます。
- 災害時に避難しやすいよう、避難場所等の表示板の設置に努めます。

(エ) 自主防災組織の整備

- 自治会に組織結成の働き掛けを行い、組織の結成、拡大を図るとともにその活動を支援します。
- 住民の防火・防災意識を高め、防災時の的確な対応を身につけることで、被害を最小限に抑えられるよう努めます。
- 災害時に備え、組織間の協力体制の構築、講習会の開催、広報等を行います。

(オ) 避難行動要支援者への支援

- 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者を支援します。

(カ) 障害者等に配慮した災害時支援

- くれ協働事業提案制度で作成した聴覚障害者災害時支援マニュアルの活用などにより、障害の特性に対応した災害時支援について啓発を行い、障害者を始めとした災害弱者に配慮した災害時支援の環境整備に努めます。
- 聴覚障害者が中心になって行った災害時対応の取組を参考に、障害者も参加する防災活動の普及を図り、共生社会にふさわしい防災の取組を促進します。

ウ 防犯対策の充実

- 障害者が安全に、安心して暮らせるよう、防犯に関して必要な情報を提供するなど、犯罪に遭う機会を減らすように努めます。
- 障害者が被害者となった場合には、障害の特性に応じ、迅速かつ適切な対応に努めます。

エ 交通安全対策の充実

- 障害者が交通事故に遭わないよう、交通安全運動などを通じ、交通安全思想の普及啓発活動に努めます。

6 共に支え合い参加する社会づくり

<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者が、文化・スポーツ活動へ参加したり、地域住民と交流するなど、積極的な社会参加ができる環境づくりを進めます。 ○障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認めあい、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、差別の解消、障害者虐待の防止等、権利擁護のための取組を進めます。 ○障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通を行うことができるよう、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等を図ります。 ○障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、行政機関等における配慮、障害者に対する理解促進に努めます。
--

基本方針	施策の方針	取組方針	具体的な取組事項
共に支え合い参加する社会づくり	(1) 地域活動等への参加の促進	ア 文化・スポーツ活動の充実	○文化活動の充実 ○スポーツ活動の振興
		イ 交流の支援	○障害者団体への活動助成 ○社会参加活動支援
		ウ 外出の支援	○自動車運転免許取得費及び自動車改造費の助成 ○交通費・入場料の助成
	(2) 障害への理解促進と権利擁護の推進	ア 障害に対する理解の促進	○記念行事等の開催 ○人権教育・啓発の推進 ○身体障害者補助犬の普及 ○福祉教育の推進
		イ 権利擁護の推進	○権利擁護の推進
		ウ 成年後見制度の周知・活用促進	○成年後見制度の周知・活用促進
		エ 虐待の防止	○虐待の防止
	(3) 情報アクセシビリティの向上	ア 情報提供の充実	○点字、録音テープによる市政だよりなどの提供 ○テレビ広報の要約テロップ ○ウェブアクセシビリティ*の改善
		イ 意思疎通支援の充実	○障害者対面朗読 ○手話通訳者の設置 ○奉仕員等の養成・派遣
	(4) 行政サービスにおける配慮	ア 窓口業務での配慮	○窓口業務での配慮
		イ 投票所での配慮	○投票所での配慮

(1) 地域活動等への参加の促進

障害者の社会参加を促進するため、地域活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

ア 文化・スポーツ活動の充実

(7) 文化活動の充実

- まちづくりセンターなどの身近な施設において、文化活動等に参加できるよう環境整備に努めます。
- 障害者の情報収集や意思疎通を支援し、障害者の情報格差をなくすため、パソコンによる電子メールやインターネットの利用方法など、パソコンの基礎的な使い方に関する講習会を開催します。
- 障害者の自立生活の促進、障害者やその家族と地域住民やボランティアなどとの交流を図るため、地域の身近な施設において、障害者を対象とした講座の開催などを検討します。

(イ) スポーツ活動の振興

- 車いすバスケットボールを対象にスポーツ教室を開催しています。
- 今後、参加者の拡充とともに、他のスポーツ種目での教室の開催などを検討します。

イ 交流の支援

(7) 障害者団体への活動助成

- 障害者団体に対し活動費の助成を行うとともに、障害者の活動の場と機会の充実を図ります。

(イ) 社会参加活動支援

- 公共のスポーツ施設、文化施設の入場料の減免等や、障害者に配慮した施設開放などを行うことで、社会参加活動を支援します。

ウ 外出の支援

(7) 自動車運転免許取得費及び自動車改造費の助成

- 障害者が自動車運転免許を取得するときに要する費用及び障害者自らが運転できるように自動車を改造するときに要する費用の一部を助成します。
- 障害者の社会参加、外出を支援するため、制度の周知を図り、利用を促進します。

(イ) 交通費・入場料の助成（再掲）

- 身体障害者及び知的障害者の外出を支援するため、市内のバス運賃が無料になるバス優待乗車証（いきいきパス）又はタクシー運賃を助成する福祉タクシー券を交付します。
- 障害者就労支援施設等に通所するための交通費助成を精神障害者に対して行っていますが、この助成制度の拡充を行います。
- また、市営駐車場の利用料金の減額、公共施設の入場料や使用料等の減免、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者に対する県内バスなどの運賃割引制度があり、これらの制度の周知を図ります。

(2) 障害への理解促進と権利擁護の推進

障害や障害者に対する認識を深めるための啓発活動、学校などにおける福祉教育等により差別の解消等を図るとともに、障害者の権利擁護を推進します。

ア 障害に対する理解の促進

(ア) 記念行事等の開催

- 認知され始めて日が浅い発達障害や高次脳機能障害などの障害や障害者に対する理解と認識を深める場として、「障害者週間」記念行事におけるふれあいコンサート、「精神保健福祉普及運動週間」における精神障害に関する講演会等を実施します。

(イ) 人権教育・啓発の推進

- 市民の人権意識の高揚を図るため、講演会、研修会等の様々な啓発事業を実施します。

(ウ) 身体障害者補助犬の普及

- 身体障害者補助犬とは、身体障害者の日常生活を支援するため訓練された盲導犬、介助犬、聴導犬をいい、身体障害者の方が、公共交通機関、役所、公共施設、デパート、レストラン等を利用する際には、この補助犬を同伴することができます。
- 身体障害者の自立と社会参加を促進するため、広報、パンフレットなどにより身体障害者補助犬に対する理解を広げ、その普及に努めます。

(エ) 福祉教育の推進

- 障害や障害者に対する理解を深め、相互に協力し支え合う意識を養うため、家庭、地域及び学校における継続的な福祉教育の推進、交流教育、体験学習等を通じた福祉教育の充実に努めます。

イ 権利擁護の推進

- 呉市権利擁護センターにおいて、障害者の成年後見制度や虐待等に関する相談に応じるとともに、障害者の権利を保障するための事業を実施することにより、障害者の権利擁護に努めます。
- 財産保護など権利擁護を推進するため、日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業「かけはし」（呉市社会福祉協議会）を支援します。

ウ 成年後見制度の周知・活用促進

- 成年後見制度に関する手続き等を支援する事業の実施により、成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度について、広報紙等を通じた制度の周知・活用を促進します。

エ 虐待の防止

- 呉市障害者虐待防止センターにおいて、通報・届出の受付、障害者及び養護者に対する相談及び助言、虐待解消のための措置並びに広報その他の啓発活動を実施し、障害者の虐待防止に努めます。

(3) 情報アクセシビリティの向上

障害者が、各種情報を迅速かつ的確に収集できるよう、情報提供や意思疎通の支援を充実します。

ア 情報提供の充実

(ア) 点字、録音テープによる市政だよりなどの提供

- 月1回発行される「市政だより」について、ボランティア協力によりその内容を点訳、音訳（録音テープ）し、情報提供を行います。
- 視覚・聴覚障害者に対する情報を提供するため、引き続き点訳、音訳を行うボランティアへの協力を求めます。

(イ) テレビ広報の要約テロップ

- 市の施策や情報などをテレビの映像や音声を通じ紹介しており、聴覚障害者に対しては、要約テロップを挿入し情報提供を行います。

(ウ) ウェブアクセシビリティの改善

- 視覚障害者等に利用しやすいホームページとなるよう、日本工業規格の趣旨を踏まえ、必要な改善を行っていきます。

イ 意思疎通支援の充実

(ア) 障害者対面朗読

- 障害者対面朗読は、視覚障害者に対し、ボランティア等の協力により図書館にある本や雑誌の朗読を行うものです。
- 視覚障害者の社会活動への参加及び意思疎通を支援するため、引き続き音読を行うボランティアへの協力を求めます。

(イ) 手話通訳者の設置

- 聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を福祉事務所などの公的機関に設置します。

(ウ) 奉仕員等の養成・派遣

- 視覚・聴覚障害者等の社会活動への参加及び意思疎通を支援するため、手話奉仕員、点訳奉仕員*、要約筆記奉仕員*及び朗読奉仕員*を養成します。
- 聴覚障害者等に対しては、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

(4) 行政サービスにおける配慮

行政機関の職員等は、障害の理解促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等において配慮します。

ア 窓口業務での配慮

- 行政の窓口において、障害者が利用しやすい施設や設備の導入を進めます。
- 分かりやすい案内設備の設置や職員の声かけなどを実施し、優しい誘導を行います。
- 手続きや相談に対応する際は、障害の特性を理解した分かりやすい対応に努めます。

イ 投票所での配慮

- 移動が困難な障害者に配慮し、投票所のバリアフリー化に努めます。
- 障害種別に配慮した案内方法や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。

参考2 用語解説

	用語	説明
【ア行】	アクセシビリティ	施設・設備，サービス，情報，制度等の利用しやすさのこと。
	アスペルガー症候群	自閉症(111頁参照)の3つの特徴のうち，「対人関係の障害」，「パターン化した興味や活動」の2つの特徴を有する障害。知的発達，言葉の発達の遅れは伴わない。
	医療的ケア	たん吸引や経管栄養など，在宅などで家族が日常的に行う医療的な行為のこと。医師や看護師が行う医療行為と区別して，医療的ケアと呼ぶ。
	ウェブアクセシビリティ	障害者や高齢者など心身の機能に制約のある人でも，ウェブで提供されている情報やサービスを問題なく利用できること。
	NPO	様々な社会貢献活動を行い，団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが，事業で得た収益は，社会貢献活動に充てることとなる。
【カ行】	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で，障害者等の相談，情報提供，助言を行ったり，地域の相談支援事業者間の連絡調整や，関係機関の連携支援を行う。
	共生型サービス	現行制度では，障害者が65歳以上になり，介護保険の要介護認定を受けた場合，それまで利用してきた障害福祉サービスとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならなかったが，制度改正により，障害福祉サービスと介護保険サービスを提供するための事業所指定をとりやすくするもの。(平成30年度開始)
	強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる，危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動，物を壊したりするなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が，著しく高い頻度で起こるため，特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
	筋萎縮性側索硬化症(ALS)	脳や末梢神経からの命令を筋肉に伝える運動ニューロン(運動神経細胞)が侵される病気。運動ニューロンが侵されると，筋肉を動かそうとする信号が伝わらなくなり，手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がやせて力がなくなる。
	筋ジストロフィー	筋線維の変性・壊死を主病変とし，進行性の筋力低下をみる遺伝子の疾患
	ケアマネジメント	日常生活援助を必要とする利用者が，迅速かつ効果的に保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携において，この手法が取り入れられている。
	コーディネーター(医療的ケア児の支援)	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて，関連分野の支援を調整する専門的な知識等をもつ人(コーディネーター)のこと。 コーディネーターは，医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整により，総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに，協議の場に参画し，地域における課題整理や地域資源の開発等を行いながら，医療的ケア児支援のための地域づくりの推進といった役割を担っている。
	高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により，記憶，注意，遂行機能，社会的行動などの認知機能(高次脳機能)が障害された状態を指し，器質性精神障害として位置づけられる。

	用語	説明
【カ行】	こども家庭センター	児童虐待や少年非行、配偶者からの暴力（DV）など、子どもや家庭の問題に対応するため、「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、総合的な相談支援機関。広島県が設置している。
	雇用率	算定基礎労働者数（障害者の就業が一般的に困難な職種もあることから、企業全体の常用労働者数から業種ごとに定められている除外率相当数を控除した数）に占める障害者数の割合のこと。
【サ行】	サポートファイル	障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノート。 サポートファイルにより、成長過程、支援内容など、過去から現在にかけての詳細かつ正確な情報の伝達ができるとともに、保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならない状況を改善、さらに保護者の監護能力が低下し、また死亡したとき等に、支援者に対し必要な情報を引き継ぐなどのメリットがある。本人をとりまく生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援が受けられる。 広島県では、「心をつなぐサポートファイルひろしま結愛～yui～」として専用のファイルを作成し、普及に努めている。
	自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織
	児童発達支援センター	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行ったり、障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う、地域の中核的な児童福祉施設
	シビックマーケット	障害者等が就労施設で作ったお菓子や手芸品などを、週1回、呉市役所1階シビックモールで販売するもので、障害のある人の社会適応訓練・就労訓練等の機会の創出、障害のある人の工賃の向上、販売活動を通じた障害への理解の促進を目的としている。
	自閉症	多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害で、①対人関係の障害（他人との社会的関係の形成の困難さ）、②コミュニケーションの障害（言葉の発達の遅れ）、③パターン化した興味や活動（興味や関心が狭く特定のものにこだわる）、という3つの特徴をもつ。
	重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している状態のこと。
	手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市で実施する手話通訳者養成講座の講習会を終えて、手話通訳者全国統一試験に合格し、「手話通訳者」として登録された者で、手話を駆使して、聴覚障害者と日常会話が可能な人のこと。
	手話奉仕員	市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、「手話奉仕員」として登録された者で、日常会話程度の手話表現技術を習得した人のこと。
	障害支援区分	障害者の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を、総合的に示すもの。
	障害者	別表参照
	ジョブコーチ	障害者が一般の職場で就労するにあたり、障害者・事業主および当該障害者の家族に対して、障害者の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職のこと。

	用語	説明
【サ行】	自立支援医療（精神通院）	精神疾患（てんかんを含む）により、通院による治療を継続的に必要とする障害者に対し、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度
	自立支援協議会	障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体及び学識経験者など、地域の障害者・保健福祉関係者で構成される組織のこと。 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
	進行性筋萎縮症	筋肉又はそれを支配する神経に原因があるもので、四肢や体幹などの筋肉がほぼ左右対称に、徐々に脱力、萎縮を起こす疾患群
	身体障害者手帳	身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。
	精神障害者保健福祉手帳	知的障害を除く精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、自立や社会参加をすることを目的として、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付される。
	精神保健福祉相談員	精神保健福祉に関する知識・経験を有し、厚生労働大臣指定の講習会を修了した保健師が資格を取得する。 管轄地域内の精神保健福祉に関する普及啓発、実態把握、精神障害者やその家族への相談対応・訪問指導、医療や保護に関する支援、当事者及び家族会の活動支援等関係機関と連携した活動を行う。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、これらの人を法的に支援する制度のこと。
	ソーシャルクラブ	在宅の精神障害者が集まり、お互いに支え合いながら人間関係を深め、社会生活を広げるための活動や相談のできるグループ活動のこと。本市においては3グループにおいて活動を行っている。
【タ行】	地域共生社会	子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。 地域共生社会の実現のためには、地域住民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが重要となる。
	地域生活（への）移行	病院に入院している障害者や福祉施設入所者が、生活の拠点（住まい）を元の家庭やグループホーム等に移すとともに、自らが選んだ地域において、安心して自分らしい生活を実現すること。
	地域生活支援拠点等	障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

	用語	説明
【タ行】	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが、一体的に確保、提供されること。
	点訳奉仕員	市町村が実施する点訳奉仕員養成講座の受講を修了した者及び従来から地域において奉仕活動を行っていた者で本人の承諾を得て登録した人のこと。点字図書を作成や文書の点訳を行う。
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。
【ナ行】	難病	原因が不明で、治療方法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、身体的問題ばかりでなく、精神的・社会的・経済的な負担を伴うことが多い疾病をいう。 障害者総合支援法の対象となる疾病は 358疾病（平成29年4月1日時点）である。
【ハ行】	発達障害	発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害と定義されている。生来あるいは生後ごく早期に、何らかの認知機能の偏りをきたすような脳機能障害が存在すると考えられている。
	発達障害者支援センター	発達障害者や家族に対する相談・情報提供、支援機関へのアドバイスなどを行う機関で、広島県が設置している。
	発達障害・特性シート	発達障害のある人について、ライフステージの移行等があった場合でも、根拠に基づく一貫した支援を行えるよう、発達障害の特性を客観的に把握するためのチェックシートのこと。
	避難行動要支援者	高齢者、障害者等の要配慮者のうち、災害発生時（又はおそれがある場合）の避難等に、特に支援を必要とする者をいう。
	ヘルプマーク	義足、人工関節を使用している、内部障害や難病など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークのこと。
	ヘルプカード	障害のある人などが、災害や緊急時、日常生活で困った時などに、周囲に配慮や援助を求めるために提示するカードのことで、名刺大の折りたたみ式カードに、氏名、住所、連絡先、必要とする支援内容などが記載できる。
	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により定められた、事業所における障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合のこと。 平成30年4月から、民間企業 2.2%、国・地方公共団体等 2.5%、教育委員会 2.4%となる。平成33年4月までに、更に 0.1%引き上げられることとされており、法定雇用率は、民間企業 2.3%、国・地方公共団体等 2.6%、教育委員会 2.5%となる。

	用語	説明
【ヤ行】	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などを超えて、すべての人が利用しやすい生活環境を整えていくという考え方に基づいたもので、例えば、幅広歩道、レバー式ドアハンドル、ワイドスイッチなどがあげられる。
	要約筆記者	都道府県が行う要約筆記者認定試験の合格者、都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者及び難聴者協会の推薦を受けた者で、聴覚障害者の意思伝達を仲介するため、話の内容を要約し、文字として伝える筆記（要約筆記）を行い、より専門性が高い知識を持った人のこと。
	要約筆記奉仕員	市町村が実施する要約筆記奉仕員養成講座の受講を修了した者及び従来から地域において奉仕活動を行っていた者のうち本人の承諾を得て登録した者で、難聴や聴覚障害のある人で手話のわからない人のために、要約筆記を行う人のこと。
【ラ行】	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
	療育	障害のある乳幼児、児童に対し、社会的自立を目指して行われる医療・保育のこと。
	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所（広島県では「こども家庭センター」）において、知的機能の障害があると判定を受けた人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳のこと。 広島県では障害の程度に応じて㊶（最重度）、A（重度）、㊷（中度）、B（軽度）の手帳が交付される。
	レスパイトサービス	障害児・者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障害児・者の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復、休息できるよう支援すること。
	朗読奉仕員	市町村が実施する朗読奉仕員養成講座の受講を修了した者及び従来から地域において奉仕活動を行っていた者で本人の承諾を得て登録した人のこと。録音図書を作成や視覚障害者から依頼される物の朗読や録音を行う。

【別表】 障害者

(本計画における「障害者」は、以下の法律の定義に基づくものとします。)

■障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

■障害者総合支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

■身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
(別表略)

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

■発達障害者支援法

- 第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

■児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

年月日	内 容
平成29年6月23日	呉市自立支援協議会 ○アンケート調査内容について意見照会
平成29年7月19日 ～8月4日	○アンケート調査の実施
平成29年7月28日	呉市保健福祉審議会 ○計画策定について諮問
平成29年8月22日	呉市議会（民生委員会） ○計画策定について報告
平成29年9月12日	呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会 ○計画策定について審議
平成29年9月25日	障害保健福祉圏域連絡会議（呉圏域） ○圏域内における課題等の検討・情報交換
平成29年10月3日 ～10月13日	○事業者アンケート調査の実施
平成29年10月17日	呉市自立支援協議会定例会議 ○計画策定について報告
平成29年12月11日	呉市議会（民生委員会） ○計画（素案）の策定、アンケート調査結果及びパブリックコメントの実施について報告
平成29年12月13日	呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会 ○計画（素案）、アンケート調査結果及びパブリックコメント（市民意見公募）の実施について審議
平成29年12月19日	呉市自立支援協議会定例会議 ○計画（素案）の策定、アンケート調査結果及びパブリックコメントの実施について報告
平成29年12月20日 ～同30年1月18日	○パブリックコメントの実施
平成29年12月25日 ～同30年1月18日	呉市障害福祉施策関係課 ○計画（素案）について意見照会
平成30年2月2日	呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会 ○計画（案）の審議 ○パブリックコメントの結果について報告
平成30年2月〇日	広島県 ○計画（案）に対する意見回答
平成30年2月9日	呉市保健福祉審議会 ○計画（案）の審議 ○パブリックコメントの結果について報告
平成30年2月9日	呉市保健福祉審議会 ○答申
平成30年3月7日	呉市議会（民生委員会） ○計画（案）の策定、パブリックコメントの結果について報告

資料 2 呉市保健福祉審議会条例

呉市保健福祉審議会条例

平成12年3月10日条例第12号
改正

平成25年6月27日条例第21号

平成28年1月7日条例第11号

平成28年12月26日条例第64号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づき、呉市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第1条の2 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。

- (1) 社会福祉法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉に関する事項で市長が必要と認める事項

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会の議員
- (5) 社会福祉事業に従事する者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害者福祉専門分科会

(3) 児童福祉専門分科会

(4) 高齢者福祉専門分科会

(5) 保健所専門分科会

2 専門分科会に分科会長を置き、会長が審議会に諮って審議会の委員のうちから指名する。

3 専門分科会の委員及び臨時委員（第1項第1号の民生委員審査専門分科会にあっては委員に限る。）は、会長が指名する。

4 分科会長は、当該専門分科会の会務を掌理し、当該専門分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(審査部会)

第6条の2 前条第1項第2号の障害者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の審査部会を置く。

2 審査部会に部会長を置き、会長が審議会に諮って医師たる委員のうちから指名する。

3 審査部会の委員及び臨時委員は、医師たる委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、審査部会の会務を掌理し、審査部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び専門分科会は、必要に応じ委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

2 専門分科会の庶務は、当該部会の関係課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年1月7日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に呉市保健福祉審議会の委員である者は、改正後の呉市保健福祉審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定により呉市保健福祉審議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年7月2日までとする。

付 則（平成28年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 呉市保健福祉審議会運営規程

呉市保健福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市保健福祉審議会条例（平成12年呉市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、呉市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、条例第6条第1項の規定により、専門分科会を置き、その所掌事務は次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
民生委員審査専門分科会	民生委員の委嘱・解嘱等の適否に関する事。
障害者福祉専門分科会	身体障害者の保健福祉に関する事。 知的障害者の保健福祉に関する事。 精神障害者の保健福祉に関する事。
児童福祉専門分科会	児童の保健福祉に関する事。 母子、父子及び寡婦の保健福祉に関する事。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の保健福祉に関する事。 介護保険に関する事。
保健所専門分科会	呉市保健所の運営に関する事。

(副分科会長)

第3条 各専門分科会に、副分科会長を1名置き、分科会長が指名する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規程は、平成12年7月25日から実施する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

資料4 呉市保健福祉審議会委員名簿

【関係団体の代表者等】

氏名	団体・機関役職名	備考
原 豊	呉市医師会会長	会長（高齢者）
中原 裕穂	呉市歯科医師会会長	（保健所）
大塚 幸三	呉市薬剤師会会長	（保健所）
古江由紀枝	呉市民生委員児童委員協議会会長	（児童）
山根 直行	呉市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	（児童）
柳曾 隆行	呉市商工会議所事務局長	（保健所）
森本 勝利	呉市自治会連合会副会長	（保健所）
佐藤 光子	呉市女性連合会副会長	（高齢者）
奥先 楓	呉市赤十字奉仕団委員長代理	（児童）
鈴木 孝雄	呉市老人クラブ連合会会長	（民生委員） （高齢者）
小林 義之	呉市身体障害者福祉協会会長	（障害者）
橋本 一成	呉市社会福祉施設連絡協議会会長	（民生委員） （高齢者）
香川 治子	呉市手をつなぐ育成会会長	（障害者）

【学識経験者】

氏名	団体・機関役職名	備考
山内 京子	広島文化学園大学看護学部学部長	副会長（児童）
竹林 実	独立行政法人国立病院機構呉医療センター精神科科長	（障害者）

【関係行政機関の職員】

氏名	団体・機関役職名	備考
寺田 健作	広島県西部厚生環境事務所呉支所長	（民生委員） （障害者）

【市議会の議員】

氏名	団体・機関役職名	備考
藤原 広	呉市市議会議員	（民生委員）

（任期：平成28年7月3日～平成30年7月2日）

資料5 呉市保健福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

(平成30年3月1日現在)

【審議会委員】

氏名	団体・機関役職名	備考
小林 義之	呉市身体障害者福祉協会会長	分科会長
香川 治子	呉市手をつなぐ育成会会長	
竹林 実	独立行政法人国立病院機構呉医療センター精神科科長	
寺田 健作	広島県西部厚生環境事務所呉支所長	

【専門分科会委員】

氏名	団体・機関役職名	備考
田邊 圭子	呉公共職業安定所次長	
垣内 晴昭	呉市精神障害者家族会「つばき会」会長	
東内 桂子	広島県立呉特別支援学校校長	
土手 千雅子	社会福祉法人 きぼう 「希望の家」施設長	
塚本 志保里	呉市視覚障害者協会会長	
石井 哲朗	一般社団法人呉市医師会副会長	副分科会長
上垣 良三	呉市社会福祉施設連絡協議会 児童発達支援センター（呉本庄つくし園）施設長	
田中 秀樹	呉市社会福祉協議会地域福祉課長	
新本 祐子	地域活動支援センターふたば施設長	

資料6 吳市福祉保健審議会答申

(未)

資料7 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

本計画がより良いものとなるよう、計画案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

意見募集期間等は次のとおりで、障害福祉に係る市の基本的な考え方に基づくとともに、いただいたご意見等を参考にしながら、計画を策定しました。

公表日	・平成29年12月20日（水）
意見募集期間	・平成29年12月20日（水）～平成30年1月18日（木）まで
計画案の周知方法	・呉市ホームページへの掲載 ・市役所2階障害福祉課窓口及び1階シビックモール、各市民センター（支所）窓口による配布
意見の提出方法	・郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参による
意見数	・9件（提出2名）
意見の公表場所	・いただいたご意見等に対する市の考え方は、市役所2階障害福祉課窓口及び1階シビックモール、各市民センター（支所）窓口などにおいて公表

資料 8 障害者等の福祉ニーズ等の把握

障害福祉サービス等に係る現状と今後のニーズを把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、障害者及び障害児（保護者）を対象に、アンケート調査を実施しました。

1 障害者等に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

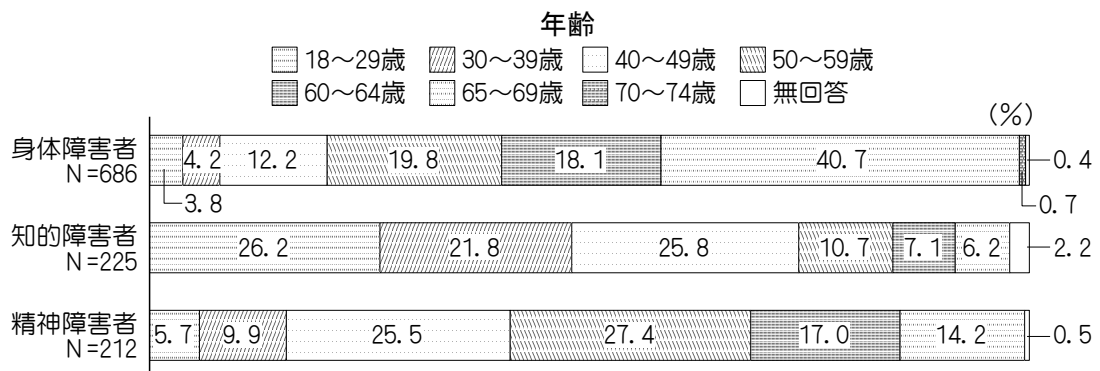
主な調査内容	・障害の状況, 介助の状況, 日中の過ごし方, 相談, 地域における生活 ・障害福祉サービス等の利用状況・利用意向 など
調査対象者	・身体障害者：身体障害者手帳所有者の中から 1,300人を無作為抽出 ・知的障害者：療育手帳所有者の中から 400人を無作為抽出 ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所有者の中から 400人を無作為抽出
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・平成29年7月19日～8月4日
有効回収率	・身体障害者：有効回収数 686件, 有効回収率52.8% ・知的障害者：有効回収数 225件, 有効回収率56.3% ・精神障害者：有効回収数 212件, 有効回収率53.0%

(2) 調査結果の概要

ア 回答者の属性

(7) 年齢

回答者の年齢別割合をみると、身体障害者は「65～69歳」、知的障害者は「18～29歳」、「40～49歳」、精神障害者は「40～49歳」「50～59歳」が高くなっています。

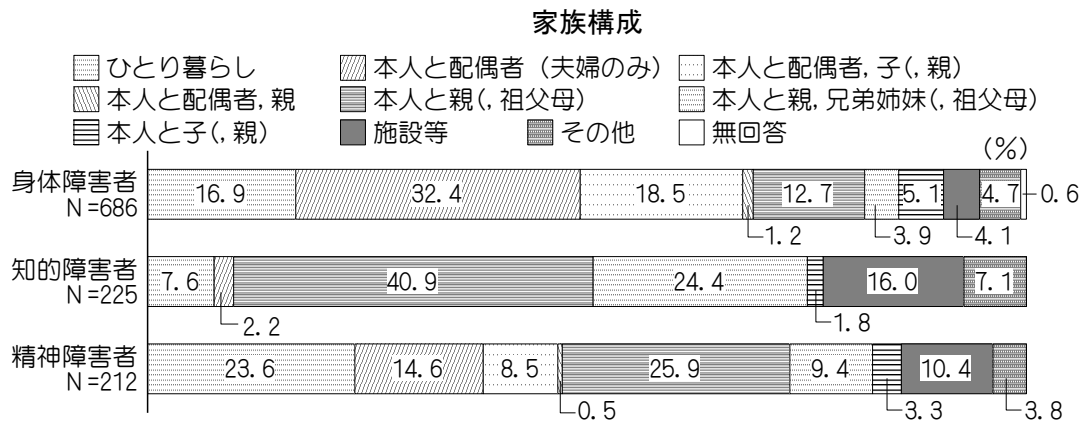


注1：Nは有効回答者数、図中数値は割合を示す。

注2：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。

(イ) 家族構成

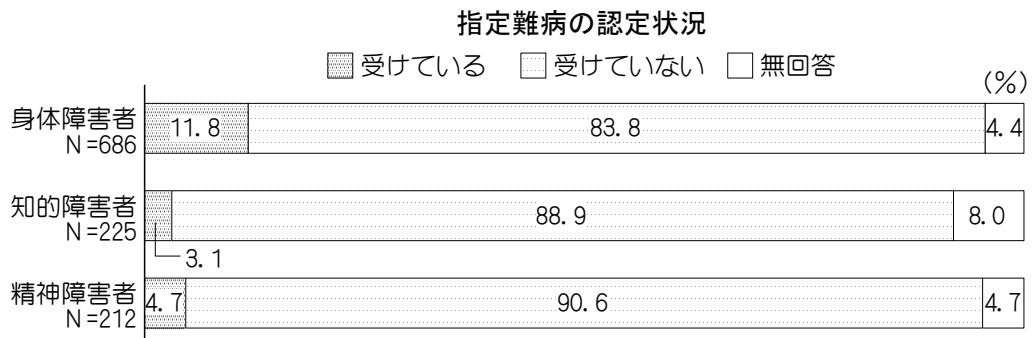
家族構成別割合をみると、身体障害者は「本人と配偶者（夫婦のみ）」、知的障害者は「本人と親（、祖父母）」、精神障害者は「ひとり暮らし」「本人と親（、祖父母）」が高くなっています。



イ 障害の状況等

(7) 指定難病の認定状況

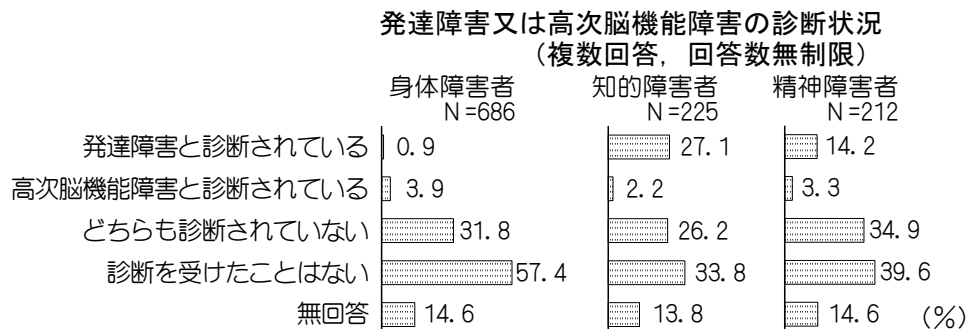
指定難病の認定を「受けている」と答えた人の割合は、身体障害者11.8%、知的障害者 3.1%、精神障害者 4.7%となっており、身体障害者で高くなっています。



(イ) 発達障害等（発達障害又は高次脳機能障害）の診断状況

「発達障害として診断されている」と答えた人の割合は、身体障害者 0.9%、知的障害者27.1%、精神障害者14.2%で、知的障害者で高くなっています。

また、「高次脳機能障害として診断されている」と答えた人の割合は、身体障害者 3.9%、知的障害者 2.2%、精神障害者 3.3%となっています。



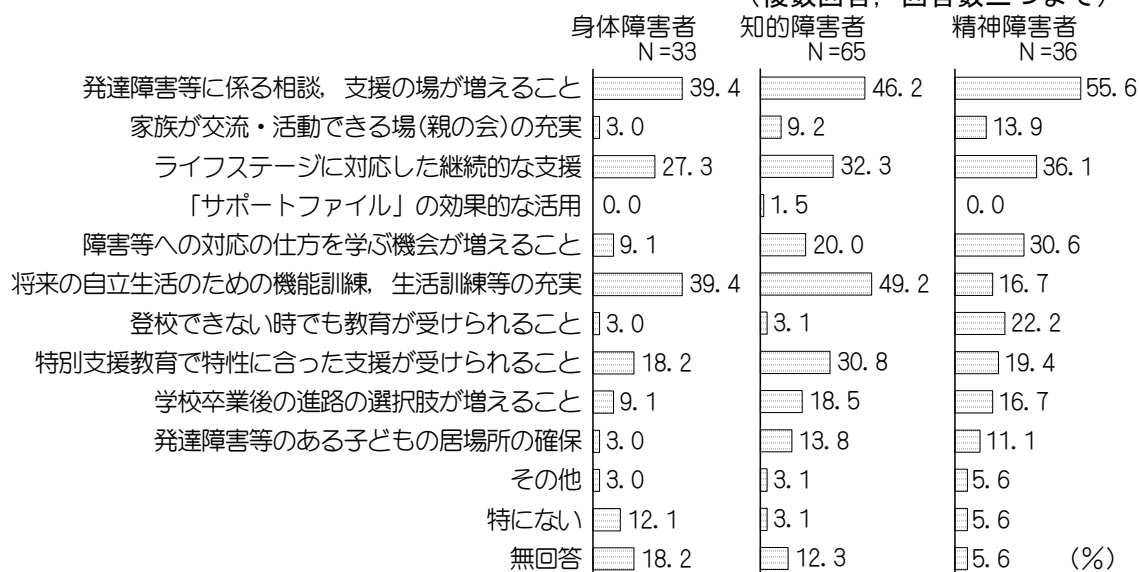
(ウ) 発達障害等のある人に対して必要だと思う支援

① 学校などで過ごしたり，社会に出るまでに必要な支援

発達障害等のある人が，学校などで過ごしたり，社会に出るまでに必要だと思う支援として，各障害とも「発達障害等に係る相談，支援の場が増えること」「ライフステージに対応した継続的な支援」を挙げた人の割合が高くなっています。

そのほか，身体障害者，知的障害者で「将来の自立生活のための機能訓練，生活訓練等の充実」，知的障害者で「特別支援教育で特性に合った支援が受けられること」，精神障害者で「障害等への対応の仕方を学ぶ機会が増えること」を挙げた人の割合が高くなっています。

発達障害等のある人が学校などで過ごしたり，社会に出るまでに必要だと思う支援策
(複数回答，回答数三つまで)

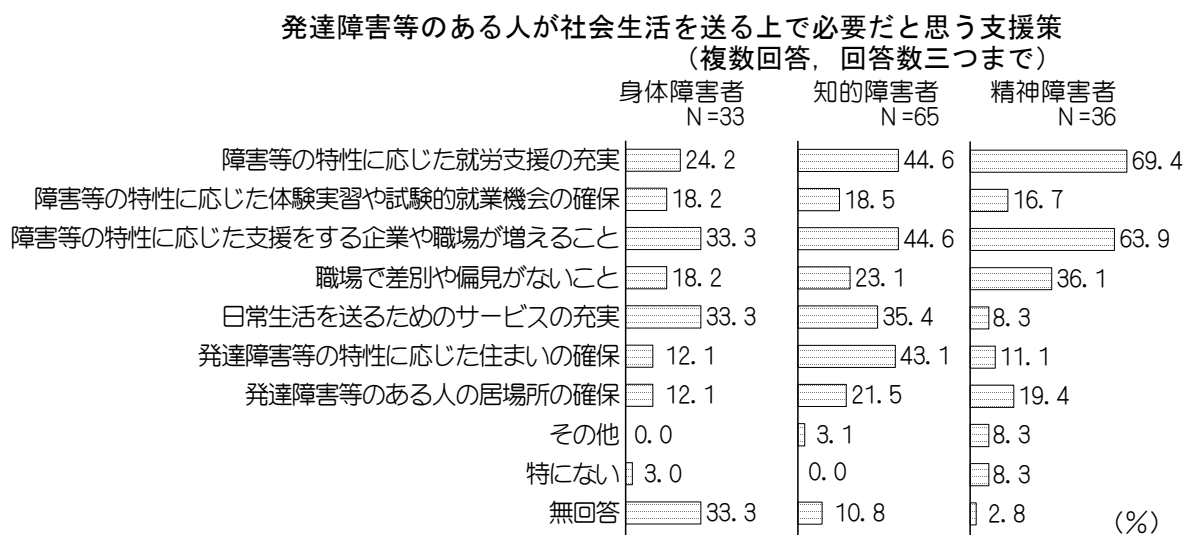


(発達障害または高次脳機能障害の診断状況で「発達障害または高次脳機能障害と診断されている」と答えた人)

② 社会生活を送る上で必要な支援

発達障害等のある人が社会生活を送る上で必要だと思う支援として、各障害とも「障害等の特性に応じた支援をする企業や職場が増えること」を挙げた人の割合が高くなっています。

そのほか、身体障害者、知的障害者で「日常生活を送るためのサービスの充実」、知的障害者、精神障害者で「障害等の特性に応じた就労支援の充実」、知的障害者で「発達障害等の特性に応じた住まいの確保」、精神障害者で「職場で差別や偏見がないこと」を挙げた人の割合が高くなっています。

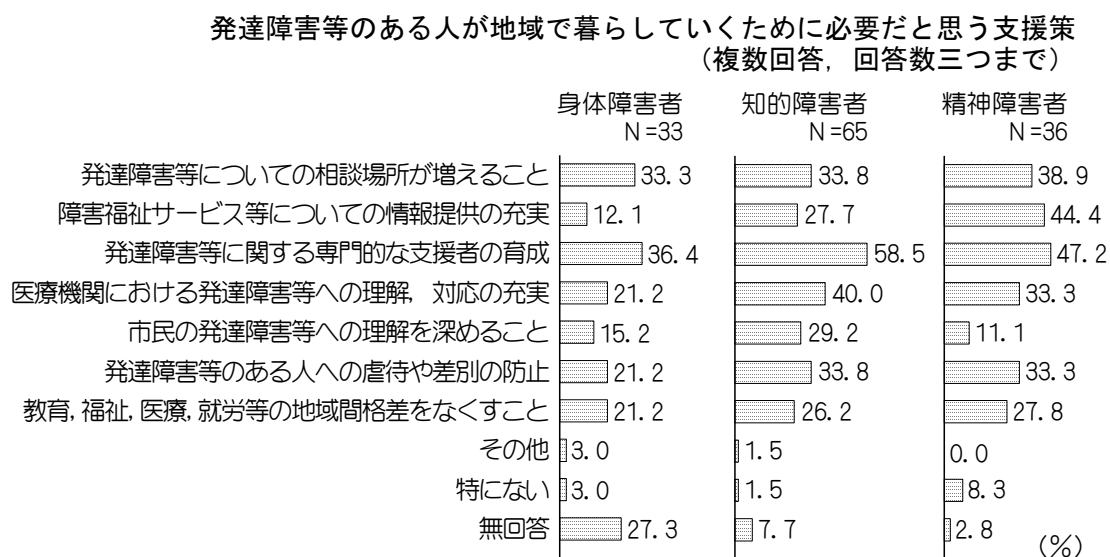


(発達障害または高次脳機能障害の診断状況で「発達障害または高次脳機能障害と診断されている」と答えた人)

③ 地域で暮らしていくために必要な支援

発達障害等のある人が地域で暮らしていくために必要な支援として、各障害とも「発達障害等について相談場所が増えること」「発達障害等に関する専門的な支援者の育成」を挙げた人の割合が高くなっています。

そのほか、知的障害者、精神障害者で「医療機関における発達障害等への理解、対応の充実」「発達障害等のある人への虐待や差別の防止」、精神障害者で「障害福祉サービス等についての情報提供の充実」を挙げた人の割合が高くなっています。

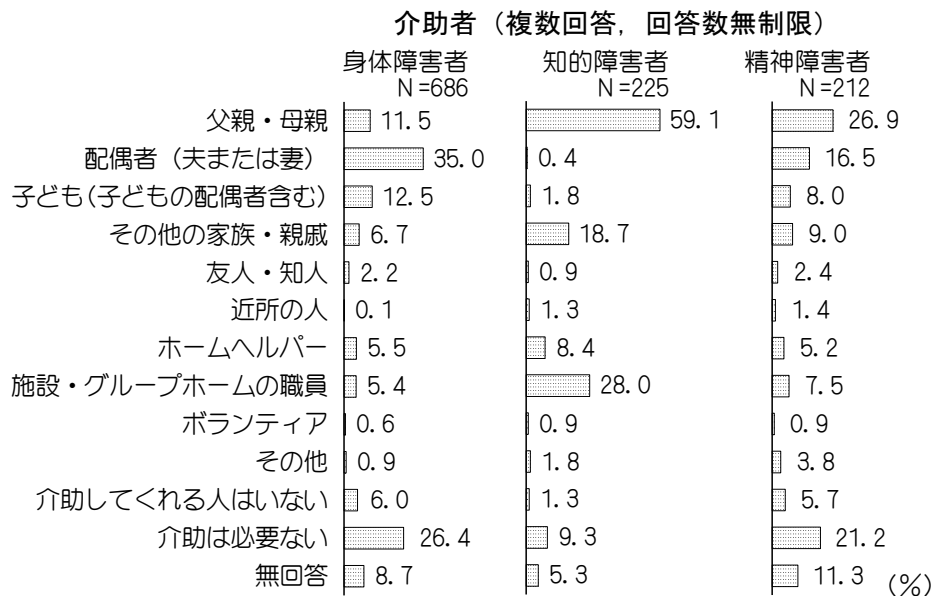


(発達障害または高次脳機能障害の診断状況で「発達障害または高次脳機能障害と診断されている」と答えた人)

ウ 介助の状況

(7) 介助者

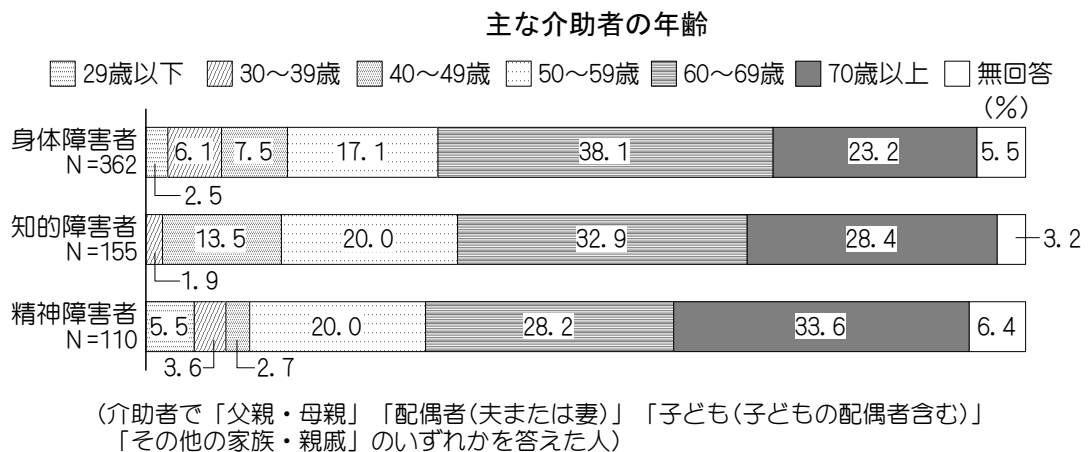
介助者をみると、身体障害者は「配偶者（夫または妻）」、知的障害者、精神障害者は「父親・母親」と答えた人の割合が、それぞれ最も高くなっています。



(イ) 主な介助者の年齢と健康状態

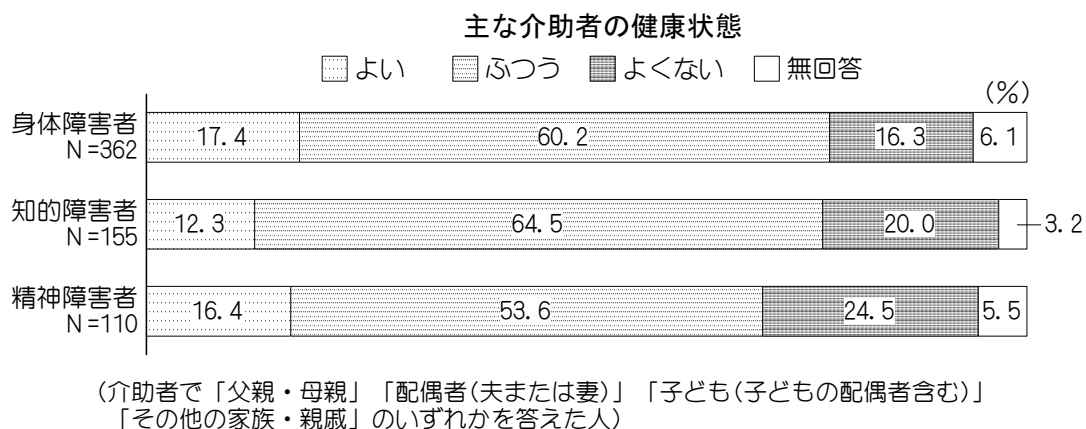
主な介助者の年齢別割合をみると、身体障害者、知的障害者では「60～69歳」、精神障害者では「70歳以上」が、それぞれ最も高くなっています。

60歳以上の高齢の介助者は、身体障害者61.3%、知的障害者61.3%、精神障害者61.8%で、各障害とも6割以上と高い状況にあります。



また、主な介助者の健康状態は、各障害とも「ふつう」と答えた人の割合が最も高くなっています。

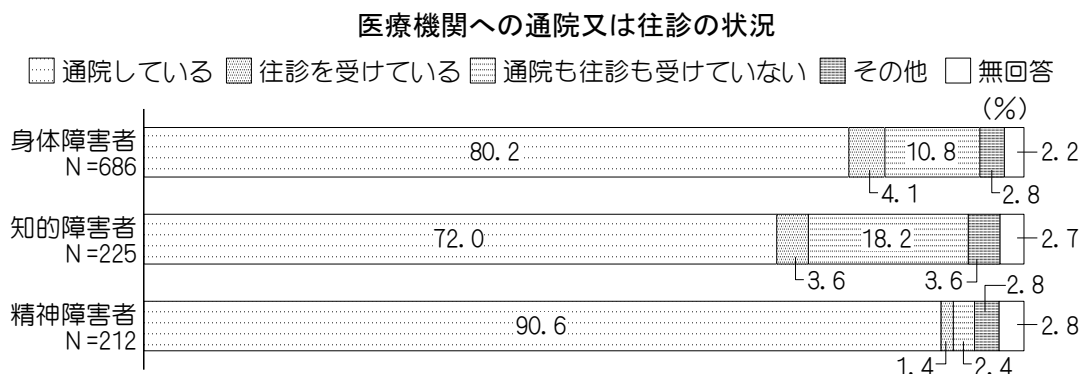
一方で、「よくない」と答えた人の割合は、身体障害者16.3%、知的障害者20.0%、精神障害者24.5%となっています。



エ 保健・医療について

(7) 医療機関への通院又は往診の状況

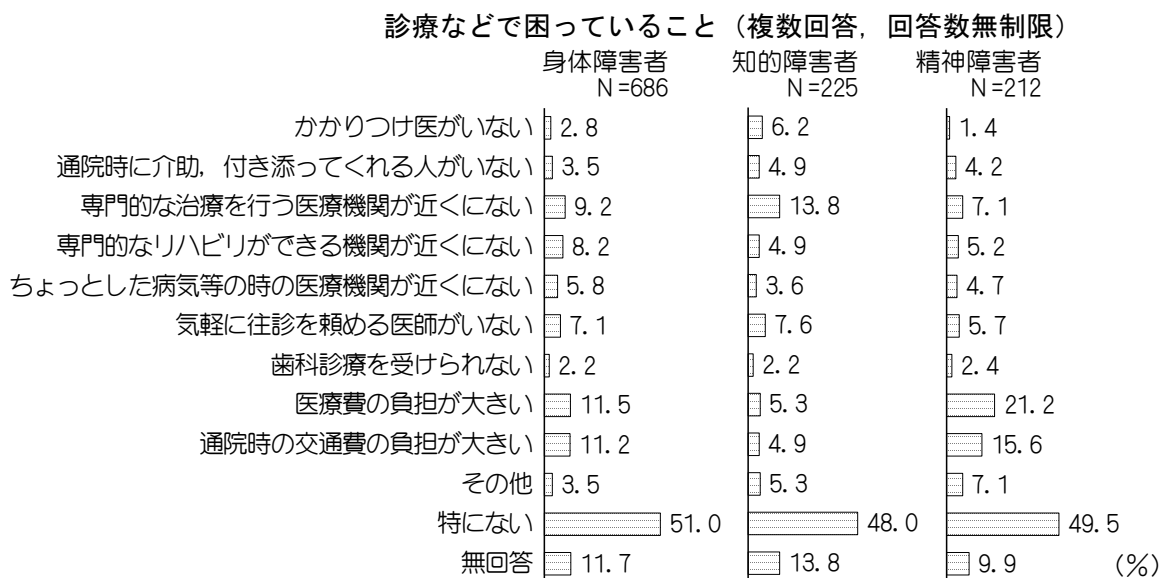
医療機関への通院又は往診の状況を見ると、各障害とも、医療機関に「通院している」と答えた人の割合が最も高くなっています。



(イ) 診療などで困っていること

診療などで困っていることについてみると、身体障害者、精神障害者で「医療費の負担が大きい」「通院時の交通費の負担が大きい」、知的障害者で「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」を挙げた人の割合が、比較的高くなっています。

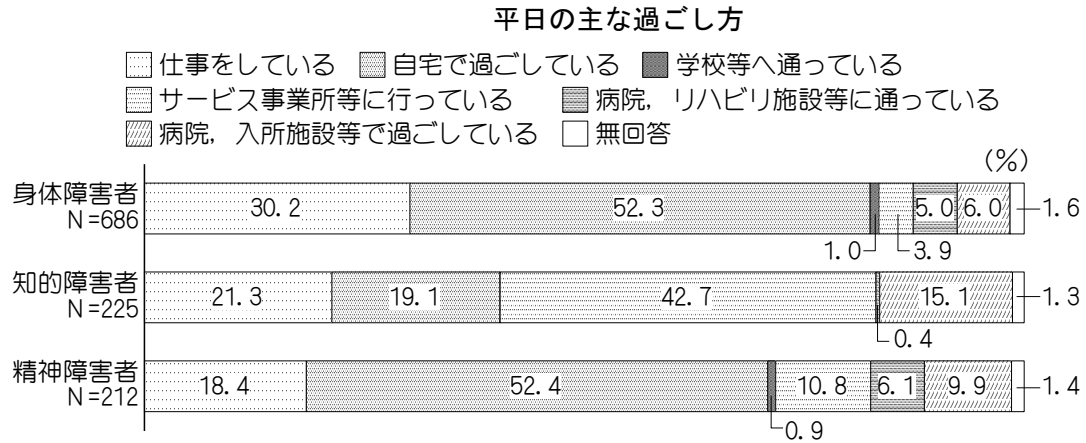
一方、「特にない」と答えた人の割合は、身体障害者51.0%、知的障害者48.0%、精神障害者49.5%で、各障害とも約5割となっています。



オ 日中の過ごし方について

(7) 平日の主な過ごし方

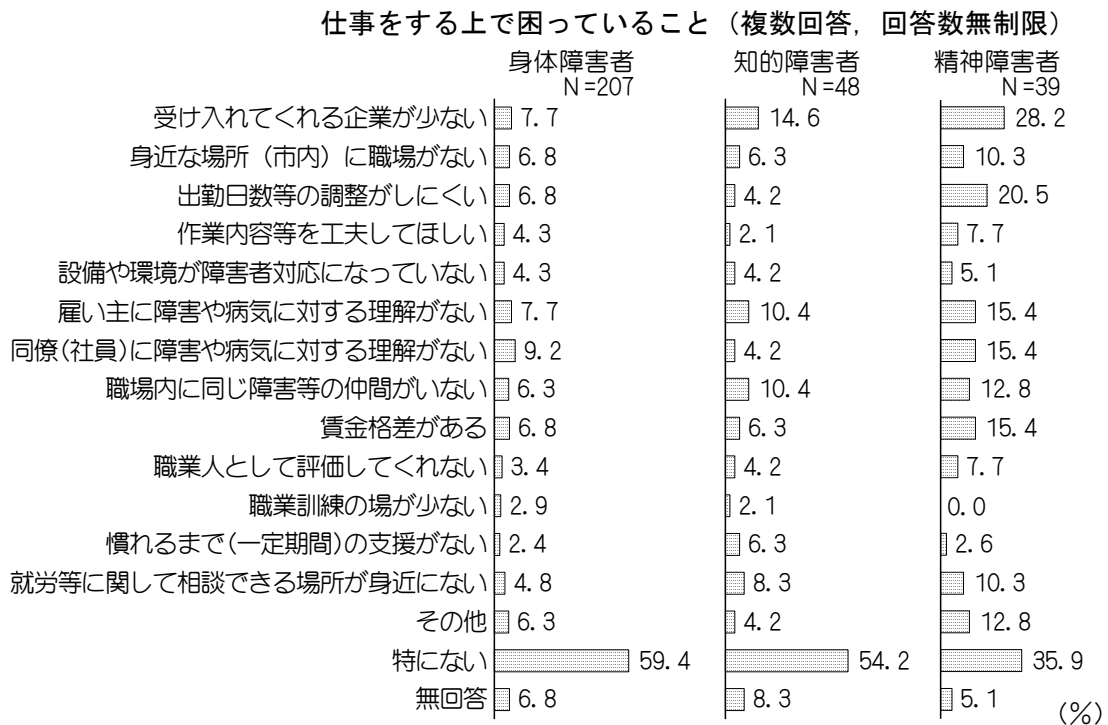
平日の主な過ごし方についてみると、身体障害者、精神障害者では「自宅で過ごしている」、知的障害者では「サービス事業所等に行っている」と答えた人の割合が、それぞれ最も高くなっています。



(イ) 仕事をする上で困っていること

仕事をする上で困っていることについては、知的障害者、精神障害者で「受け入れてくれる企業が少ない」、精神障害者で「出勤日数等の調整がしにくい」を挙げた人の割合が比較的高くなっています。身体障害者は、各項目について割合が低い状況にあります。

一方、「特にない」と答えた人の割合は、身体障害者59.4%、知的障害者54.2%、精神障害者35.9%となっています。



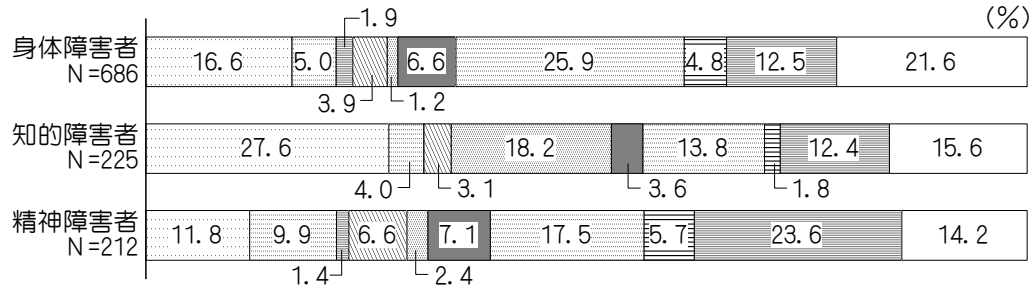
（平日の主な過ごし方で「仕事をしている」と答えた人）

(ウ) 今後の働き方の希望

今後の働き方の希望は、身体障害者で「常勤（正社員・正職員）で働きたい」、知的障害者で「今の職場で働き続けたい」、精神障害者で「わからない」と答えた人の割合が、最も高くなっています。

今後の働き方の希望

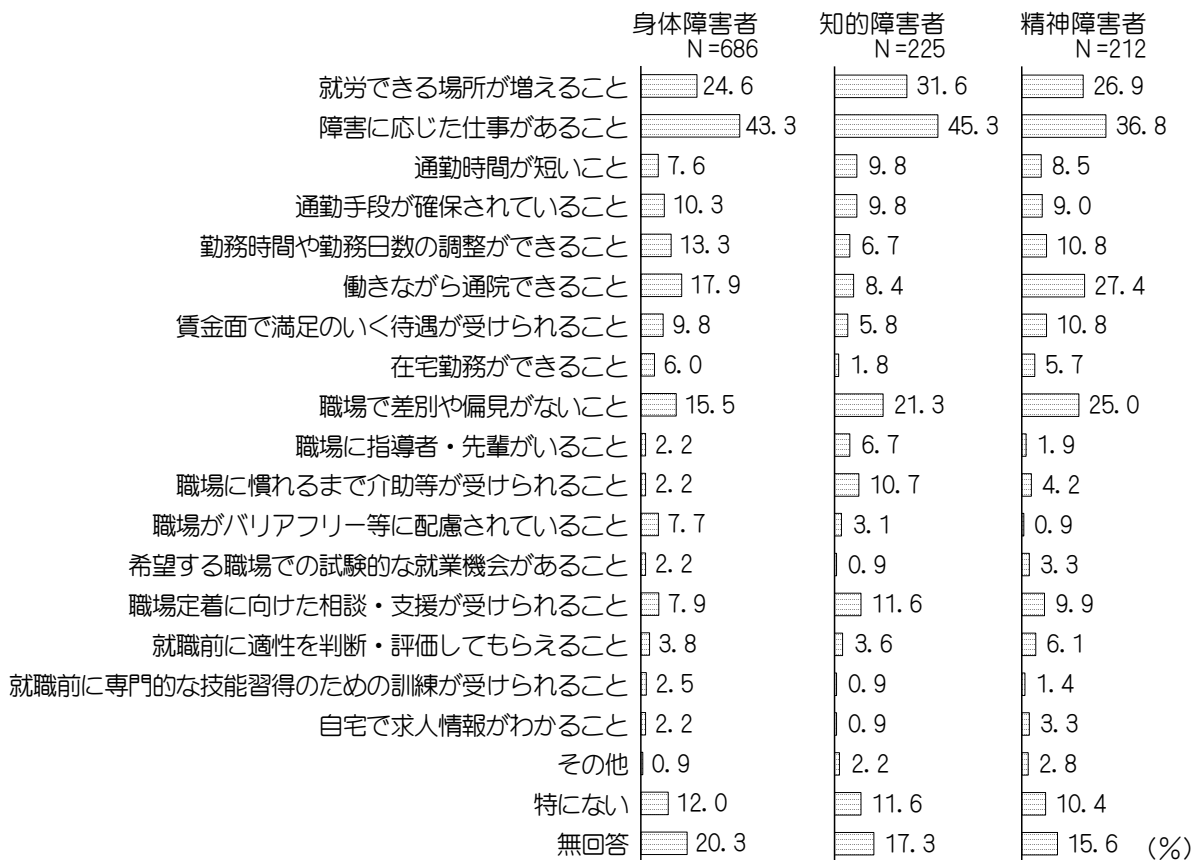
今の職場で働き続けたい
 常勤（正社員・正職員）で働きたい
 自営業、農林漁業をしたい
 パート・アルバイト、派遣社員で働きたい
 サービス事業所などへ通いたい
 自宅でできる仕事をしたい
 働くことは考えていない
 その他
 わからない
 無回答



(エ) 就労するために必要だと思うこと

就労するために必要だと思うことは、各障害者とも「就労できる場所が増えること」「障害に応じた仕事があること」、精神障害者で「職場で差別や偏見がないこと」「働きながら通院できること」などを挙げた人の割合が高くなっています。

障害者が就労するために必要だと思うこと（複数回答、回答数三つまで）

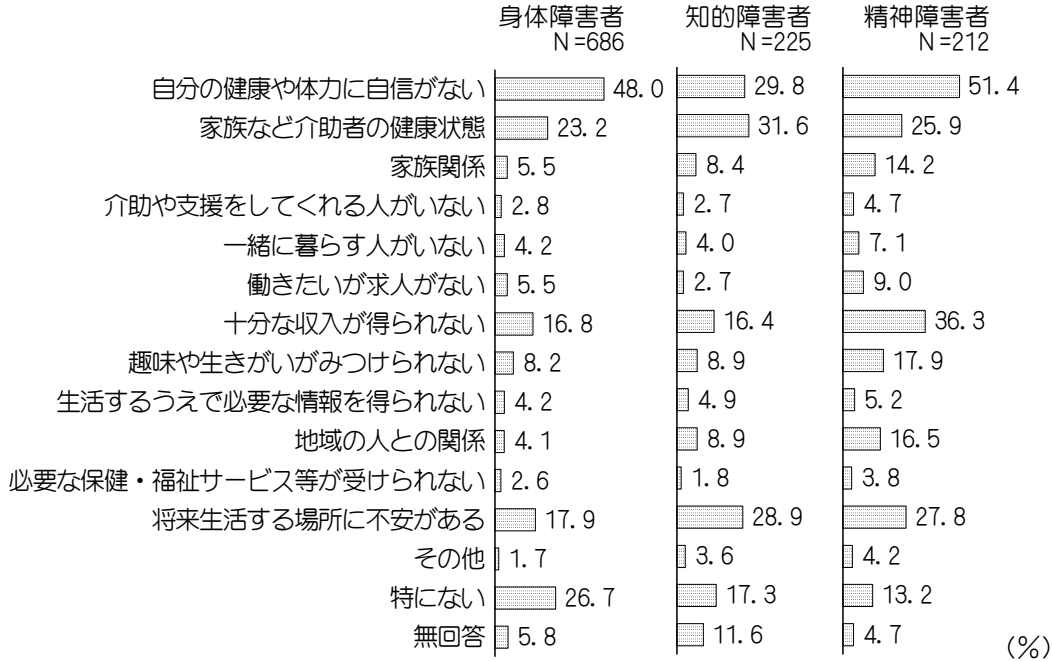


カ 相談について

(7) 困っていること、不安に思うこと

日常生活で、困っていることや不安に思うことについては、各障害者とも「自分の健康や体力に自信がない」、知的障害者、精神障害者で「家族など介助者の健康状態」「将来生活する場所に不安がある」、精神障害者で「十分な収入が得られない」を挙げた人の割合が高くなっています。

日常生活で困っていることや不安に思うこと（複数回答，回答数無制限）

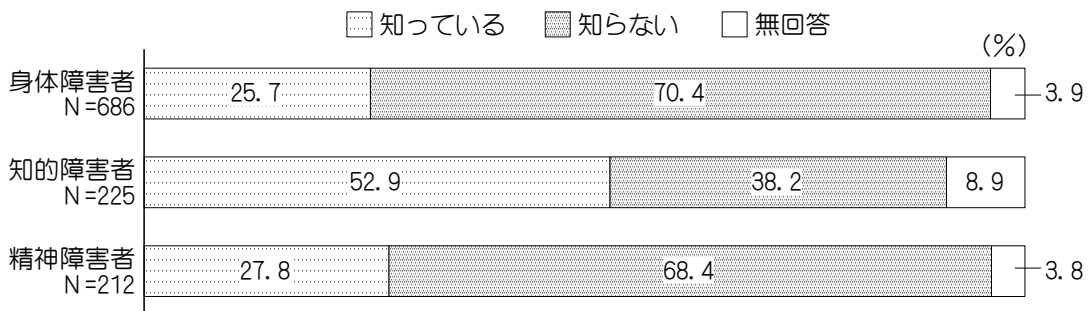


(4) 相談支援事業

① 相談支援事業の周知状況

相談支援事業を「知っている」と答えた人の割合は、身体障害者25.7%、知的障害者52.9%、精神障害者27.8%となっており、身体障害者、精神障害者で低くなっています。

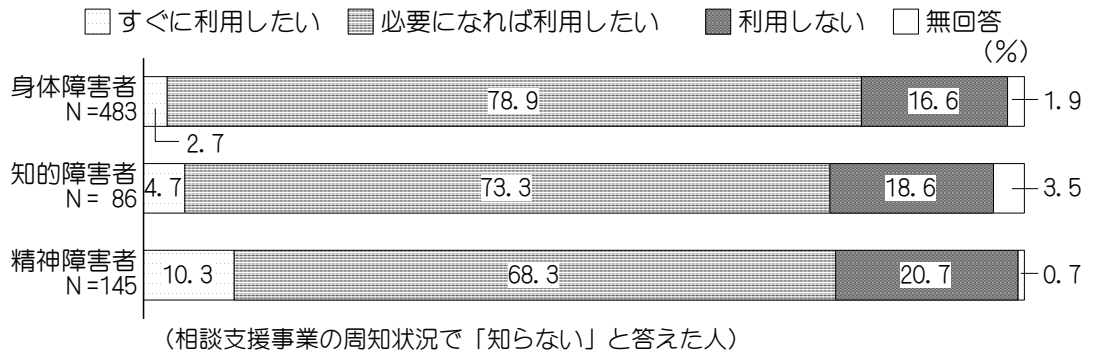
相談支援事業の周知状況



② 相談支援事業の利用意向（相談支援事業を知らない人）

相談支援事業を「すぐに利用したい」又は「必要になれば利用したい」と答えた人の割合を合わせると、身体障害者81.6%、知的障害者78.0%、精神障害者78.6%となっており、各障害者とも利用意向は高い状況にあります。

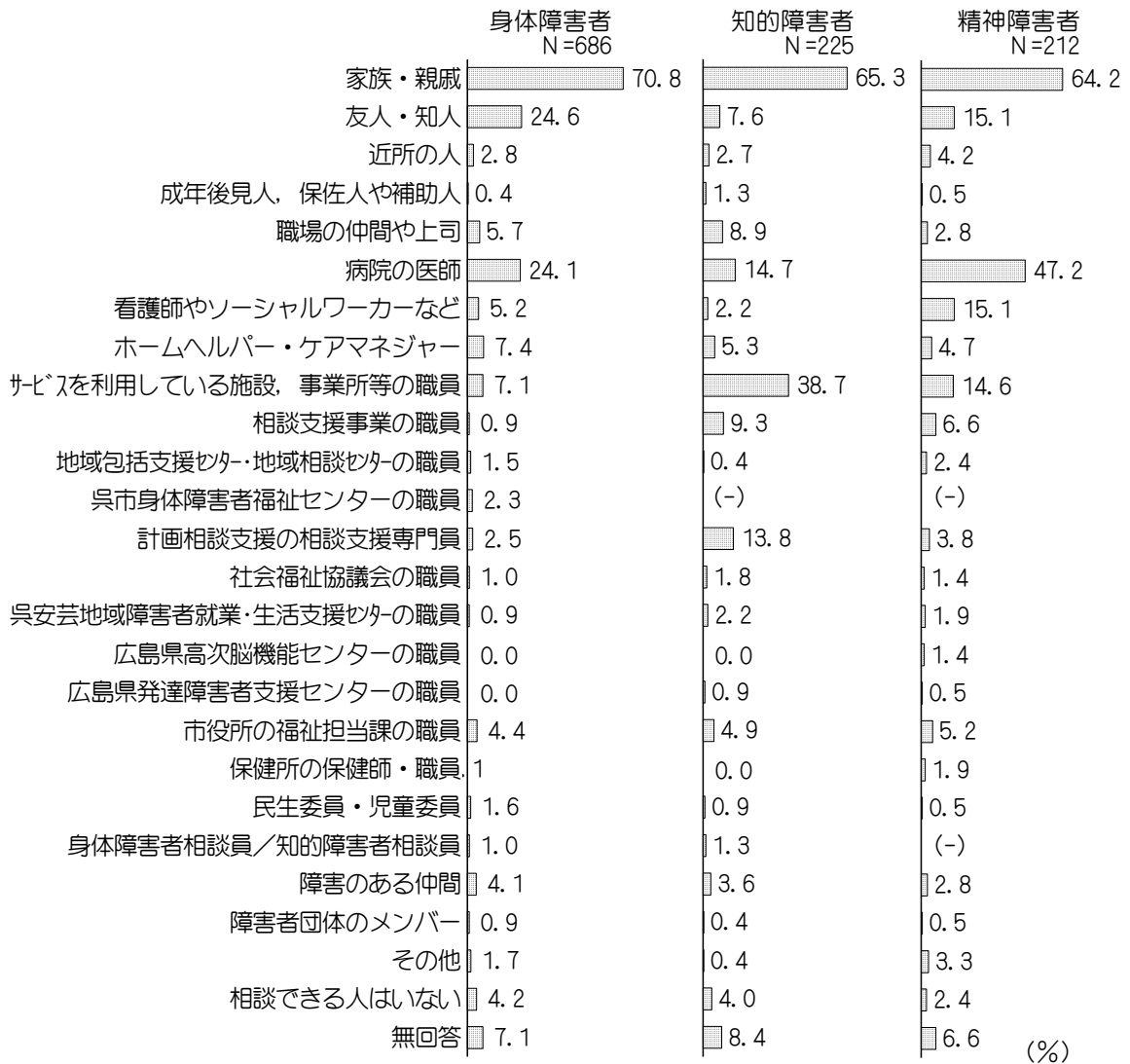
相談支援事業の利用意向



(ウ) 主な相談相手

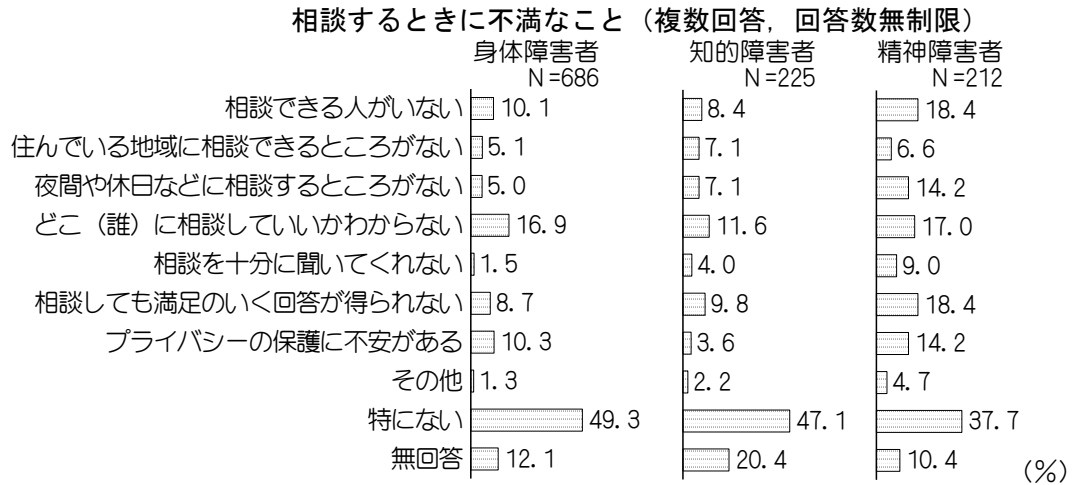
困っていることや不安に思うことを相談する相手は、各障害者とも「家族・親戚」を挙げた人の割合が6～7割と高いほか、知的障害者で「サービスを利用している施設、事業所等の職員」、精神障害者で「病院の医師」を挙げた人の割合も高くなっています。

主な相談相手 (複数回答, 回答数無制限)



(エ) 相談するときには不満なこと

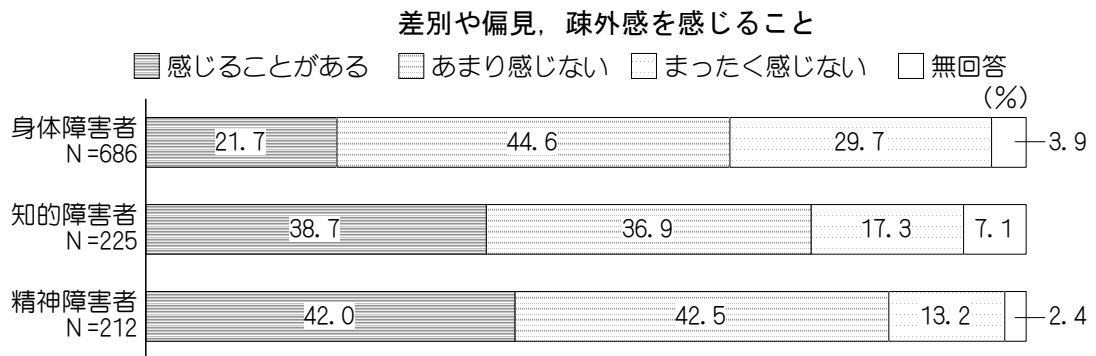
相談するときには不満なことについてみると、各障害とも「どこ(誰)に相談していいかわからない」を挙げた人の割合が比較的高いほか、精神障害者で「相談できる人がいない」「相談しても満足いく回答が得られない」を挙げた人の割合も高くなっています。



キ 地域における生活について

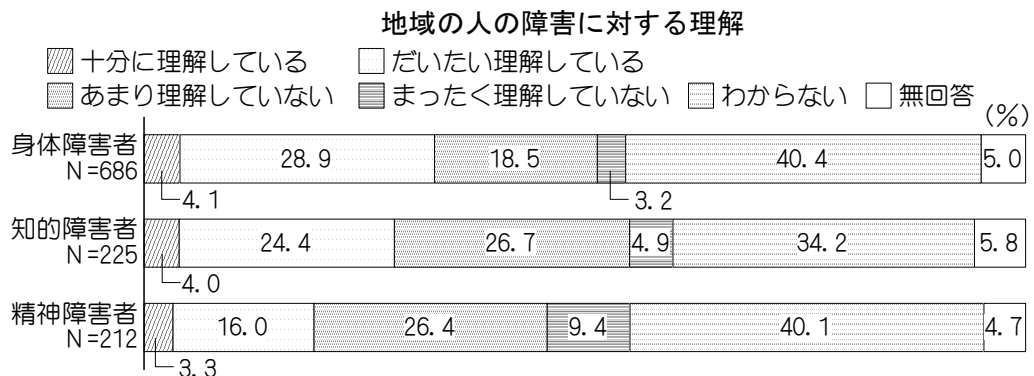
(7) 差別や偏見, 疎外感を感じること

差別や偏見, 疎外感を「感じることもある」と答えた人の割合は、身体障害者21.7%、知的障害者38.7%、精神障害者42.0%で、知的障害者、精神障害者で約4割と高くなっています。



(イ) 障害に対する理解

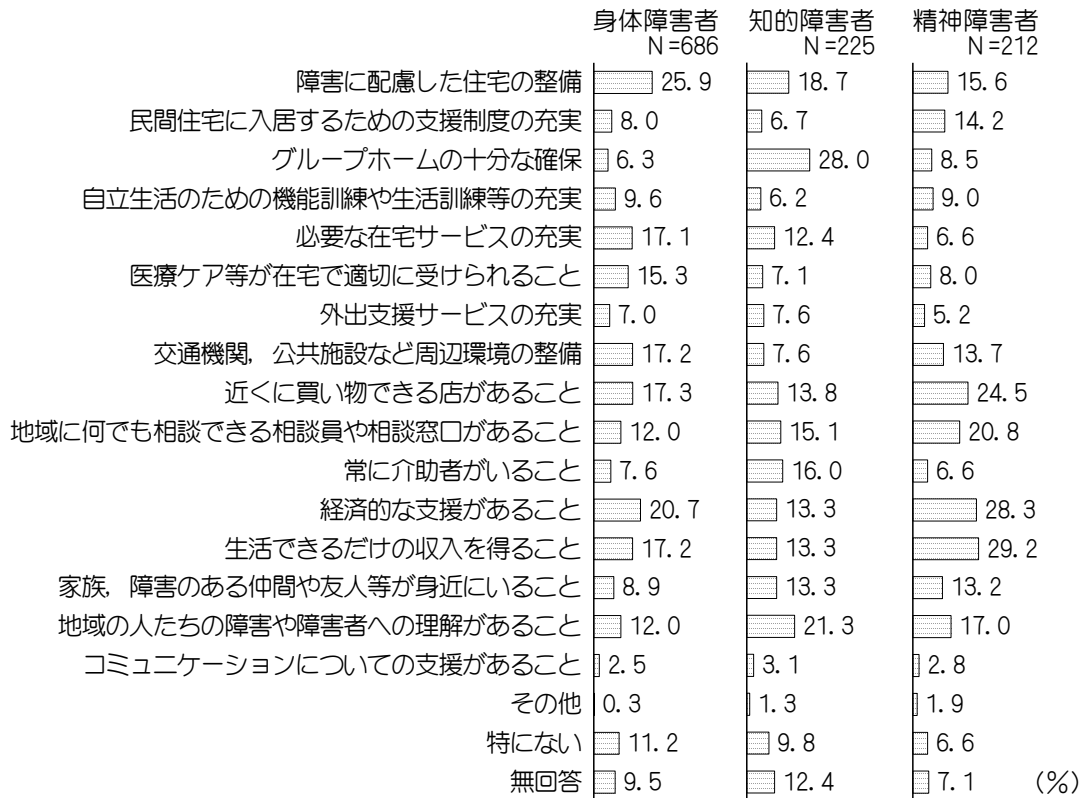
地域の人々の障害に対する理解についてみると、「理解している」割合は、身体障害者33.0%、知的障害者28.4%、精神障害者19.3%、「理解していない」は、身体障害者21.7%、知的障害者31.6%、精神障害者35.8%で、知的障害者、精神障害者で「理解していない」の割合が「理解している」を上回っています。



(f) 障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援については、身体障害者で「障害に配慮した住宅の整備」、知的障害者で「グループホームの十分な確保」、精神障害者で「経済的な支援があること」「生活できるだけの収入を得ること」などを挙げた人の割合が高くなっています。

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援（複数回答，回答数三つまで）

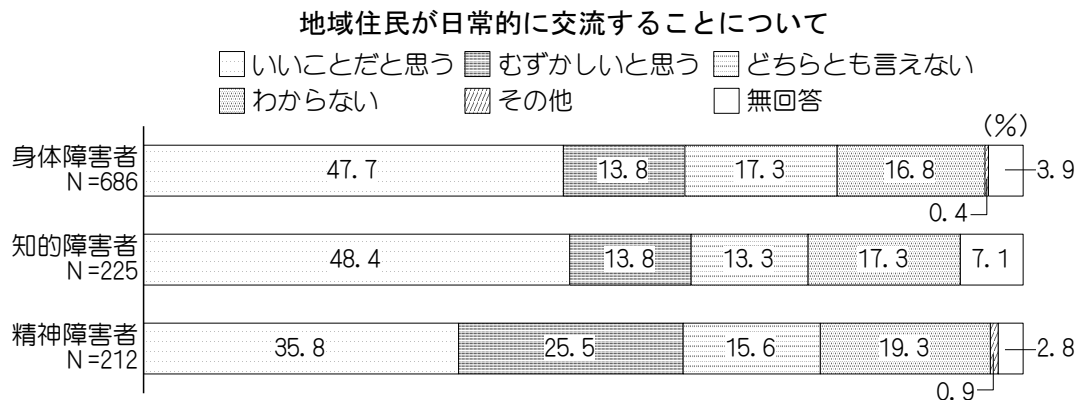


ク 「地域共生社会」について

(7) 地域住民が日常的に交流することについて

地域住民が同じ場所でサービスを利用したり、日常的に交流したりすることについて、「いいことだと思う」と答えた人の割合は、身体障害者47.7%、知的障害者48.4%、精神障害者35.8%で、各障害者とも高くなっています。

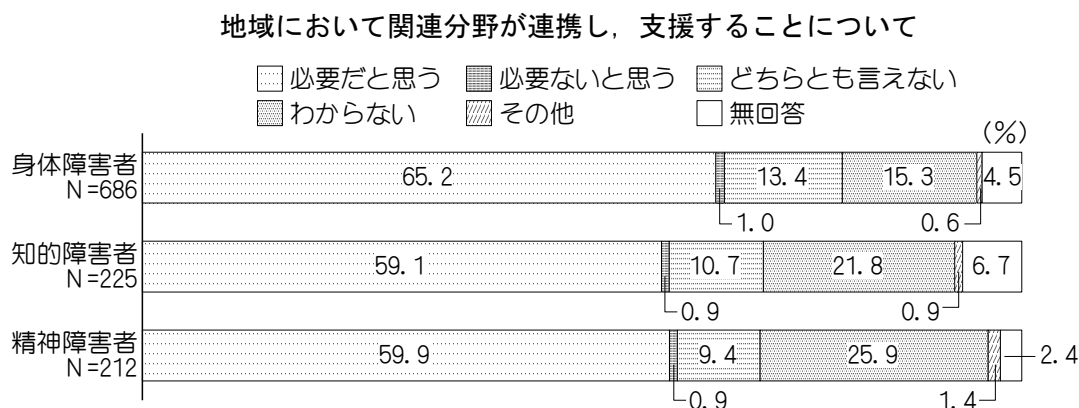
一方で「むずかしいと思う」と答えた人は、身体障害者13.8%、知的障害者13.8%、精神障害者25.5%で、精神障害者で高くなっています。



(イ) 地域において関連分野が連携し、支援することについて

地域において、保健、医療、福祉、保育、教育などの関連分野が連携し、支援することについて「必要だと思う」と答えた人の割合は、身体障害者65.2%、知的障害者59.1%、精神障害者59.9%で、各障害者とも高くなっています。

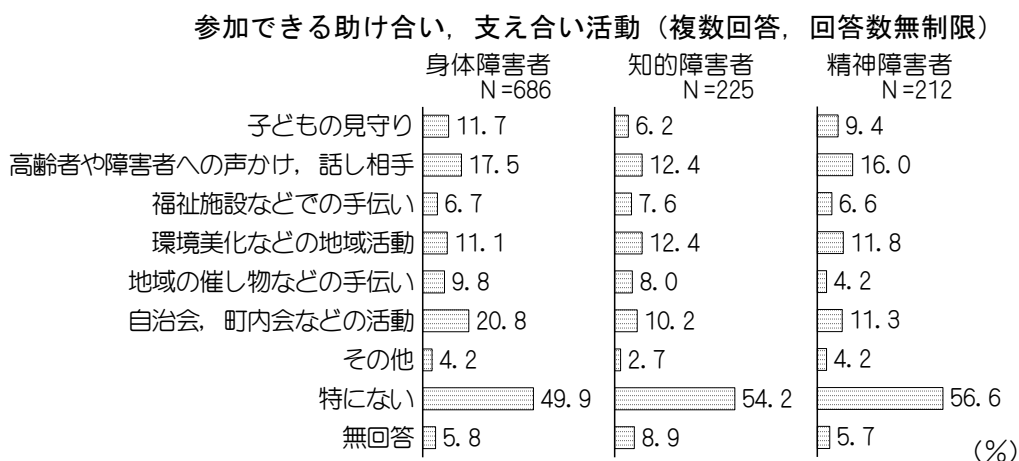
一方で「必要ないと思う」と答えた人は、各障害者とも約1%と、低い状況にあります。



(ウ) 参加できる助け合い、支え合い活動

地域において参加できる助け合い、支え合い活動は、各障害者とも「高齢者や障害者への声かけ、話し相手」「環境美化などの地域活動」「自治会、町内会などの活動」、身体障害者で「子どもの見守り」を挙げた人の割合が、比較的高くなっています。

一方で「特にない」と答えた人の割合が、身体障害者49.9%、知的障害者54.2%、精神障害者56.6%と、各障害者とも高くなっています。



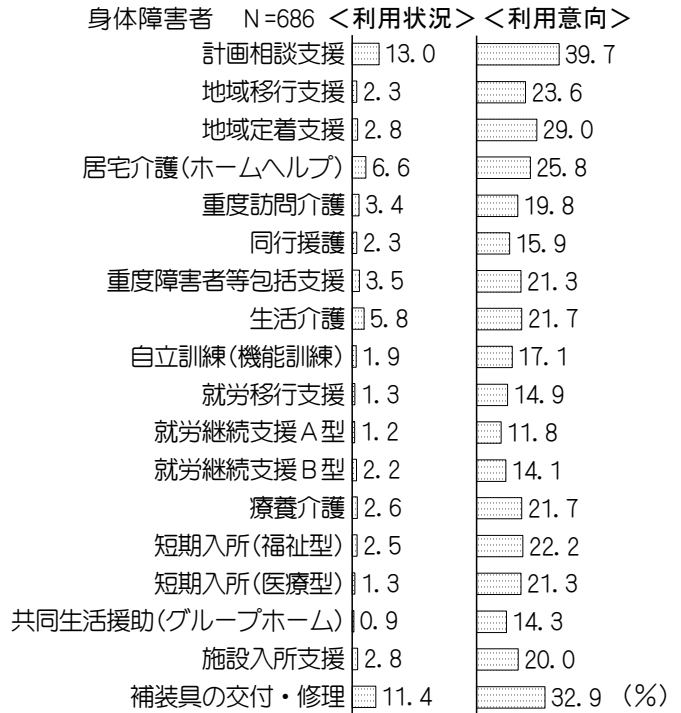
ケ 障害福祉サービス等について

(7) 障害福祉サービスの利用状況と利用意向

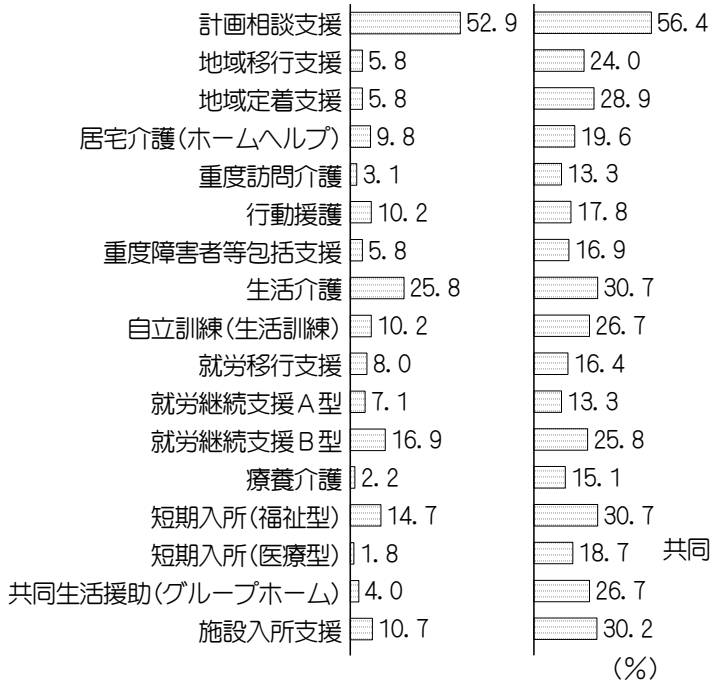
障害福祉サービスを「今年度利用している」と答えた人の割合は、各障害で「計画相談支援」、知的障害者で「生活介護」「就労継続支援B型」が高いほかは、総じて低い状況にあります。

各障害とも、各サービスについて「利用したい」の割合が「利用している」を大きく上回っており、利用意向は強い状況にあります。

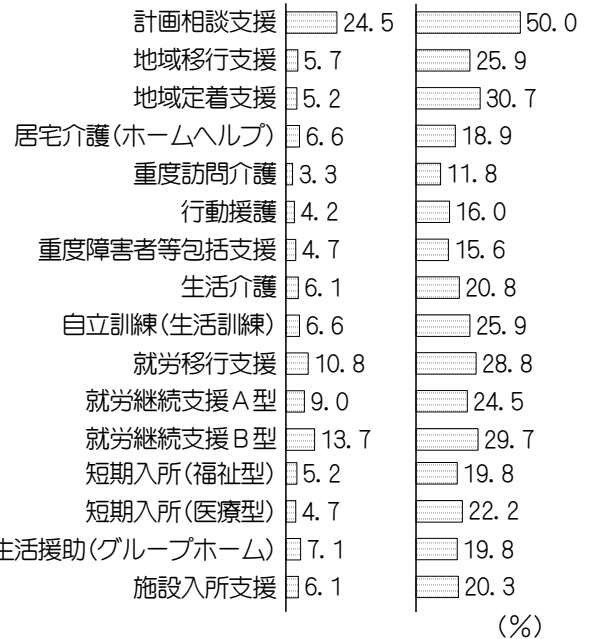
障害福祉サービスの利用状況と利用意向



知的障害者 N=225 <利用状況> <利用意向>



精神障害者 N=212 <利用状況> <利用意向>

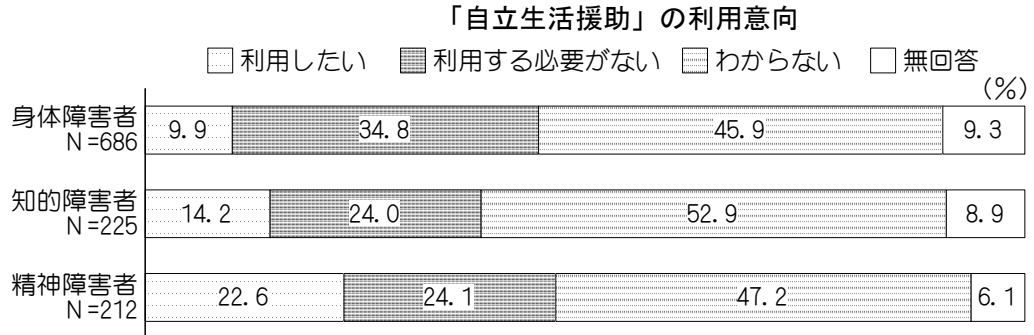


(4) 新規サービスに対する利用意向

① 自立生活援助

「自立生活援助」を「利用したい」と答えた人の割合は、身体障害者 9.9%、知的障害者14.2%、精神障害者22.6%で、精神障害者で高くなっています。

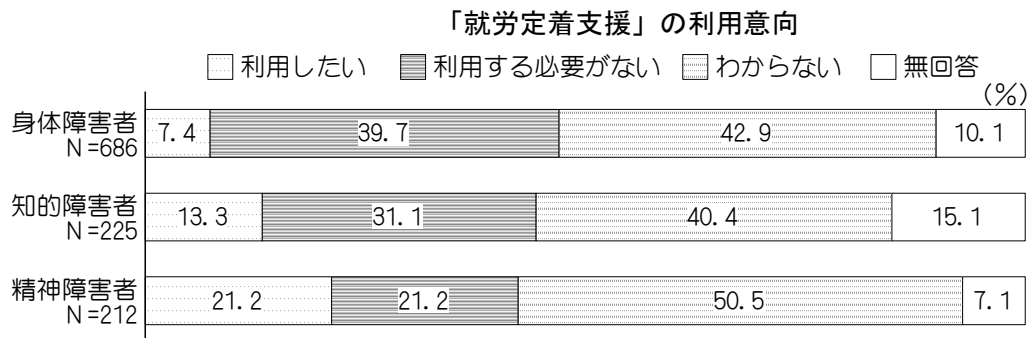
また、「わからない」と答えた人が、各障害とも5割程度となっています。



② 就労定着支援

「就労定着支援」を「利用したい」と答えた人の割合は、身体障害者 7.4%、知的障害者13.3%、精神障害者21.2%で、精神障害者で高くなっています。

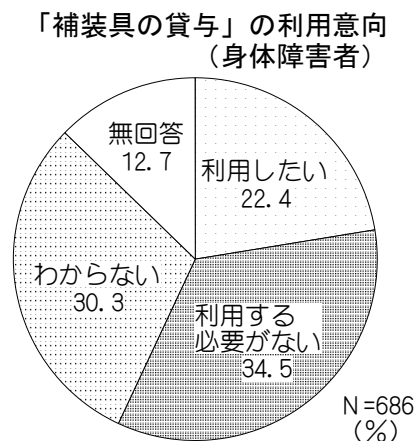
また、「わからない」と答えた人が、各障害とも4～5割程度となっています。



③ 補装具の貸与（身体障害者）

「補装具の貸与」を「利用したい」と答えた人の割合は22.4%と高くなっています。

また、「わからない」と答えた人30.3%と、3割を占めています。

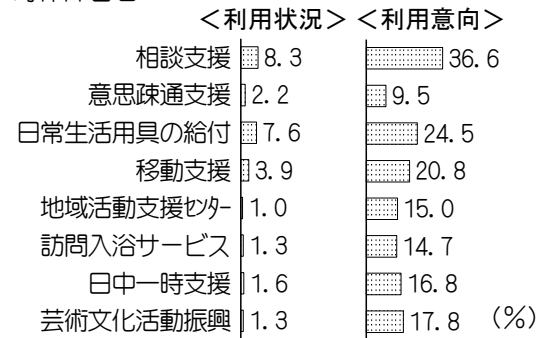


(ウ) 地域生活支援事業の利用状況と利用意向

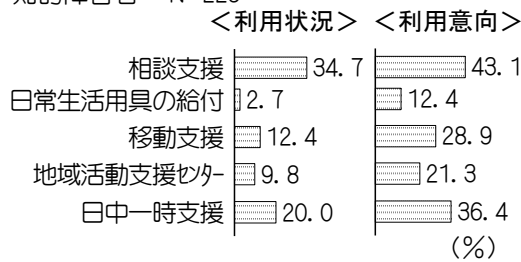
地域生活支援事業を「今年度利用している」と答えた人の割合は、知的障害者で「相談支援」「日中一時支援」が高いほかは、総じて低い状況にあります。

各障害とも、各事業について、「利用したい」の割合が「利用している」を大きく上回っており、利用意向は強くなっています。

地域生活支援事業の利用状況と利用意向
身体障害者 N=686



知的障害者 N=225



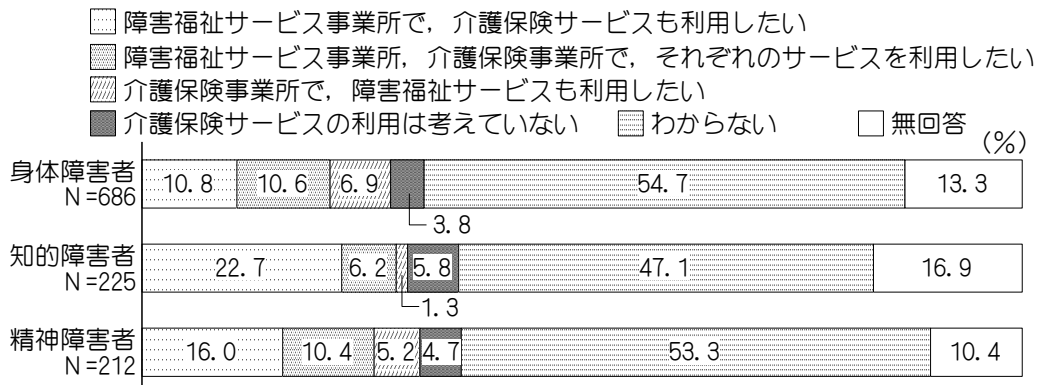
精神障害者 N=212



(イ) 「共生型サービス」について

介護保険の要介護認定を受けた場合に、障害福祉サービスや介護保険サービスを受けたい場所については、「わからない」と答えた人の割合が、各障害とも最も高くなっています。

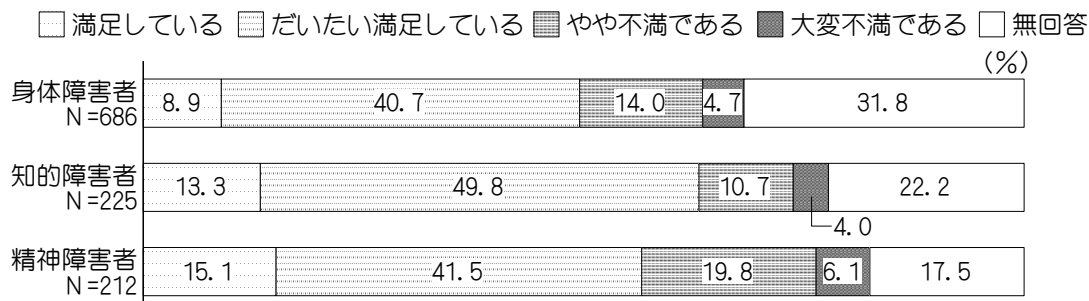
サービスを受けたい場所



(オ) 障害福祉サービス等に対する満足度

障害福祉サービス等に対する満足度をみると、「満足している」又は「だいたい満足している」と答えた人の割合は、身体障害者49.6%、知的障害者63.1%、精神障害者56.6%で、5～6割程度が満足しています。

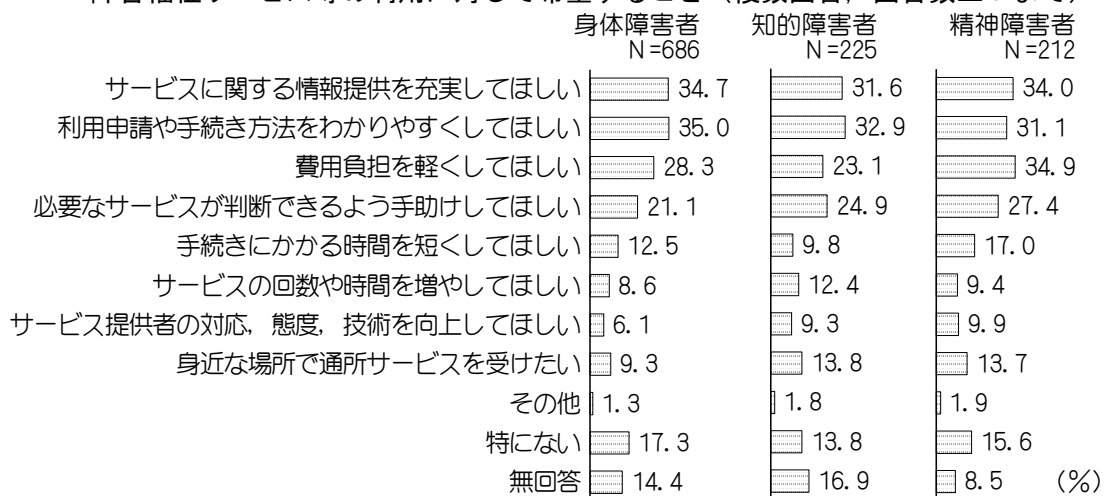
障害福祉サービス等の利用に対する満足度



(カ) 障害福祉サービス等の利用に対して希望すること

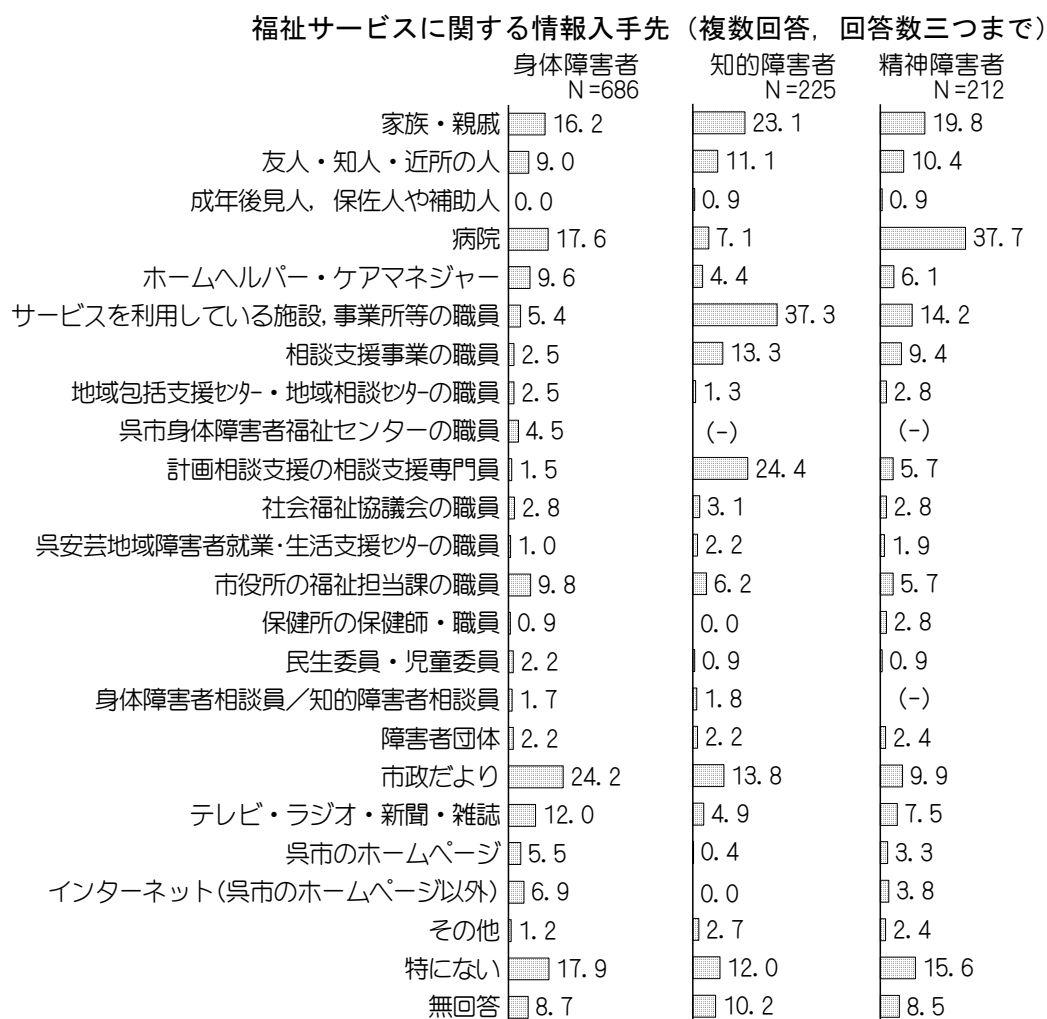
障害福祉サービス等に対して希望することをみると、各障害とも「サービスに関する情報提供を充実してほしい」「利用申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」を挙げた人の割合が高いほか、身体障害者、精神障害者で「費用負担を軽くしてほしい」、精神障害者で「必要なサービスが判断できるように手助けしてほしい」を挙げた人の割合が高くなっています。

障害福祉サービス等の利用に対して希望すること (複数回答, 回答数三つまで)



(※) 福祉サービスに関する情報入手先

福祉サービスに関する情報入手先をみると、身体障害者で「市政だより」、知的障害者で「サービスを利用している施設、事業所等の職員」、精神障害者で「病院」を挙げた人の割合が、それぞれ最も高くなっています。



2 障害児等に対するアンケート調査

(1) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

主な調査内容	・障害の状況、介助の状況、日中の過ごし方、相談、地域における生活 ・福祉サービス等の利用状況・利用意向 など
調査対象者	・市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所有者のうち18歳未満の児童及び通所受給者証所持者の中から 400人を無作為抽出し、その保護者を調査票回答者として実施
調査方法	・調査票の郵送配布・郵送回収
調査期間	・平成29年7月19日～8月4日
有効回収率	・有効回収数 221件、有効回収率55.3%

(2) 調査結果の概要

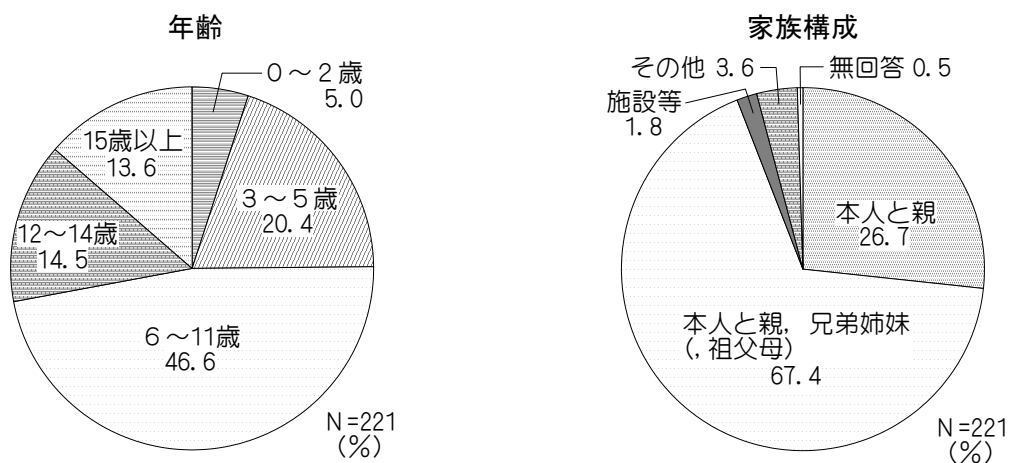
ア 回答者の属性

(7) 年齢

年齢別割合は、「6～11歳」が46.6%で最も高く、「3～5歳」20.4%、「12～14歳」14.5%、「15歳以上」13.6%、「0～2歳」5.0%の順となっています。

(イ) 家族構成

家族構成別割合をみると、「本人と親、兄弟姉妹（、祖父母）」が67.4%で最も高く、「本人と親」が26.7%で続きます。



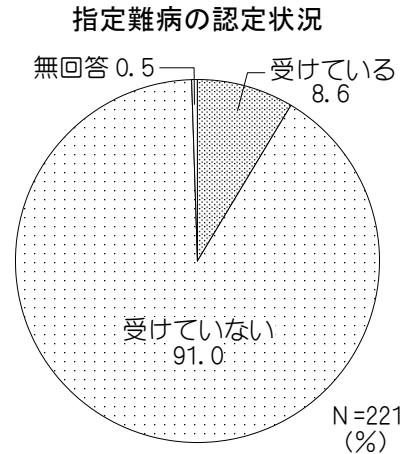
注1：Nは有効回答者数、図中数値は割合を示す。

注2：割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない箇所がある。

イ 障害の状況等

(7) 指定難病の認定状況

指定難病の認定を「受けている」と答えた人の割合は 8.6%です。



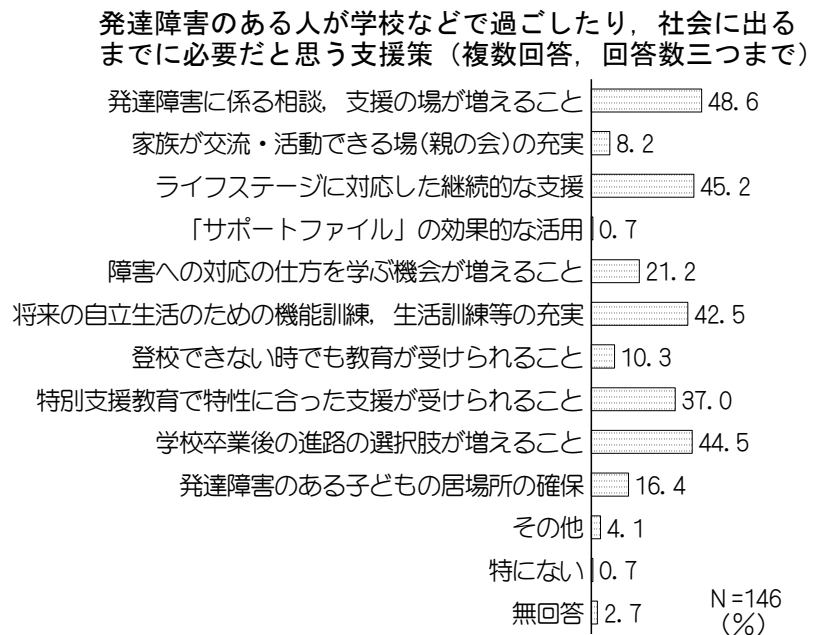
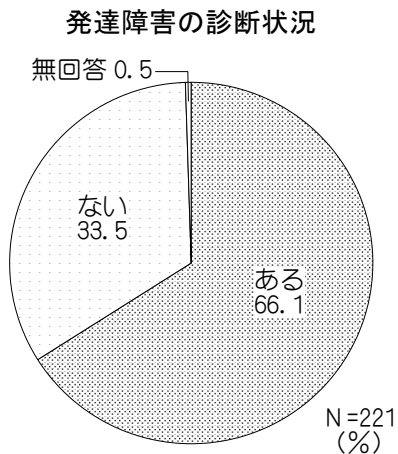
(イ) 発達障害の診断状況

発達障害として診断されたことが「ある」と答えた人の割合は66.1%で、約2/3を占めています。

(ウ) 発達障害のある人に対して必要だと思う支援

① 学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要な支援

発達障害のある人が、学校などで過ごしたり、社会に出るまでに必要だと思う支援として、「発達障害に係る相談、支援の場が増えること」「ライフステージに対応した継続的な支援」「将来の自立生活のための機能訓練、生活訓練等の充実」「特別支援教育で特性に合った支援が受けられること」「学校卒業後の進路の選択肢が増えること」を挙げた人の割合が高くなっています。

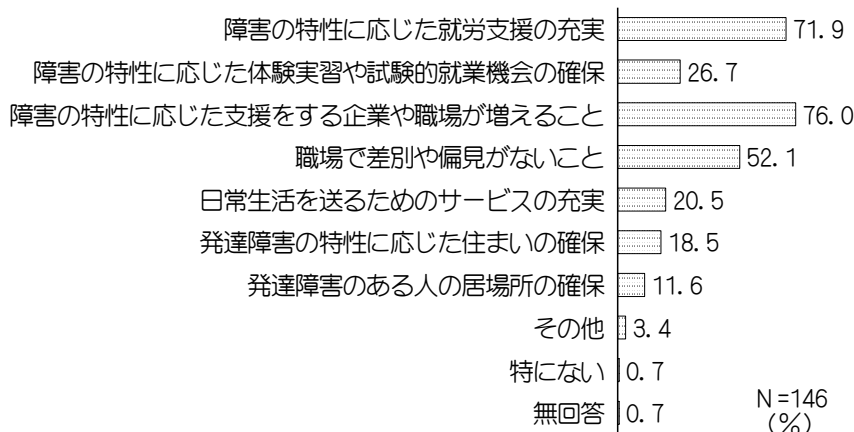


(発達障害の診断状況で発達障害と診断されたことが「ある」と答えた人)

② 社会生活を送る上で必要な支援

発達障害のある人が社会生活を送る上で必要だと思う支援として、「障害の特性に応じた就労支援の充実」「障害の特性に応じた支援をする企業や職場が増えること」を挙げた人の割合が7割を超えて特に高く、「職場で差別や偏見がないこと」も5割を超えて高くなっています。

発達障害のある人が社会生活を送る上で必要だと思う支援策
(複数回答, 回答数三つまで)

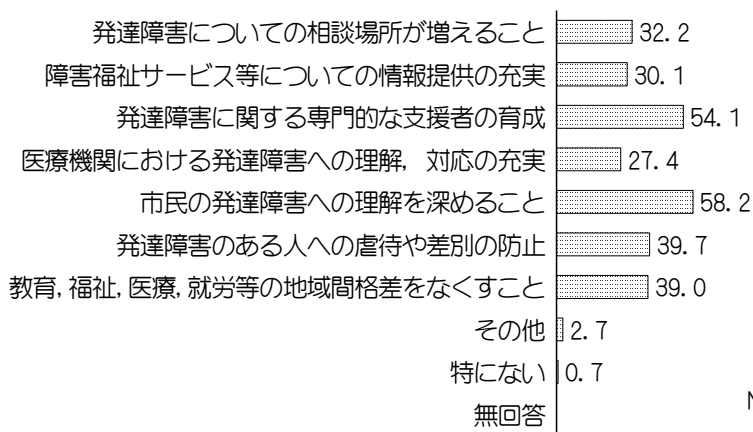


(発達障害の診断状況で発達障害と診断されたことが「ある」と答えた人)

③ 地域で暮らしていくために必要な支援

発達障害のある人が地域で暮らしていくために必要な支援については、各項目について割合が高くなっており、なかでも「発達障害等に関する専門的な支援者の育成」「市民の発達障害への理解を深めること」を挙げた人の割合が、5割を超えて高くなっています。

発達障害のある人が地域で暮らしていくために必要だと思う支援策
(複数回答, 回答数三つまで)

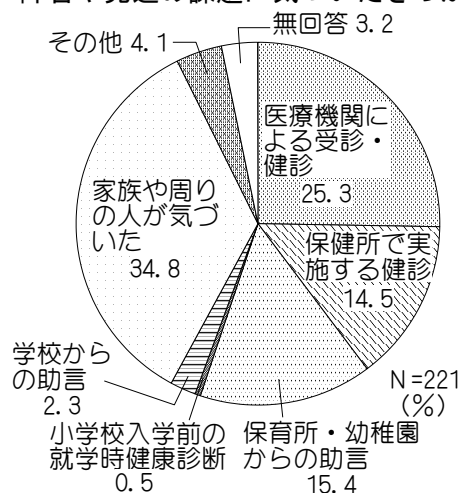


(発達障害の診断状況で発達障害と診断されたことが「ある」と答えた人)

(イ) 障害や発達の課題に気づいたきっかけ

障害や発達の課題に気づいたきっかけは、「家族や周りの人が気づいた」と答えた人の割合が34.8%で最も高く、次いで「医療機関による受診・健診」25.3%、「保育所・幼稚園からの助言」15.4%、「保健所で実施する健診」14.5%などの順となっています。

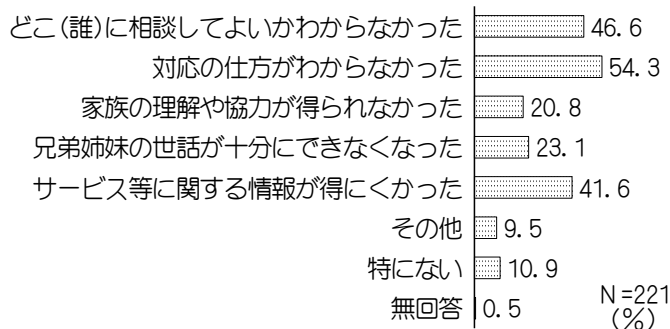
障害や発達の課題に気づいたきっかけ



(オ) 障害や発達の課題に気づいた時に困ったこと

障害や発達の課題に気づいた時、困ったことや不安に思ったこととして、「どこ（誰）に相談してよいかわからなかった」「対応の仕方がわからなかった」「サービス等に関する情報が得にくかった」を挙げた人の割合が高くなっています。

障害や発達の課題に気づいた時に困ったこと
(複数回答, 回答数無制限)

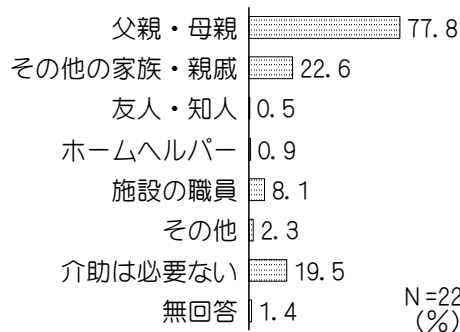


ウ 介助の状況

(7) 介助者

介助者は、「父親・母親」と答えた人の割合が77.8%と高くなっています。

介助者 (複数回答, 回答数無制限)

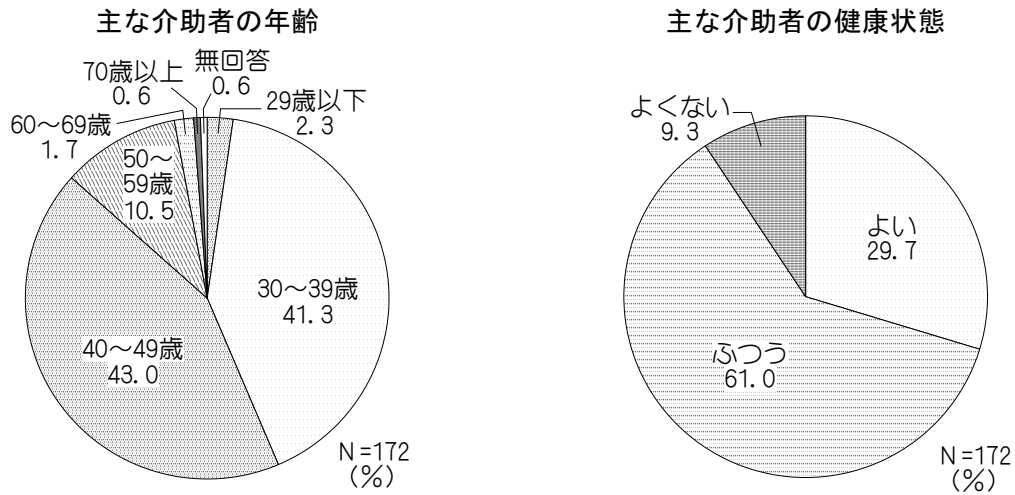


注：選択肢「近所の人」「ボランティア」を選択した回答者はいない。

(イ) 主な介助者の年齢と健康状態

主な介助者の年齢別割合をみると、「30～39歳」「40～49歳」がそれぞれ約4割と高くなっています。

また、主な介助者の健康状態は、「ふつう」と答えた人の割合が61.0%で、最も高くなっています。

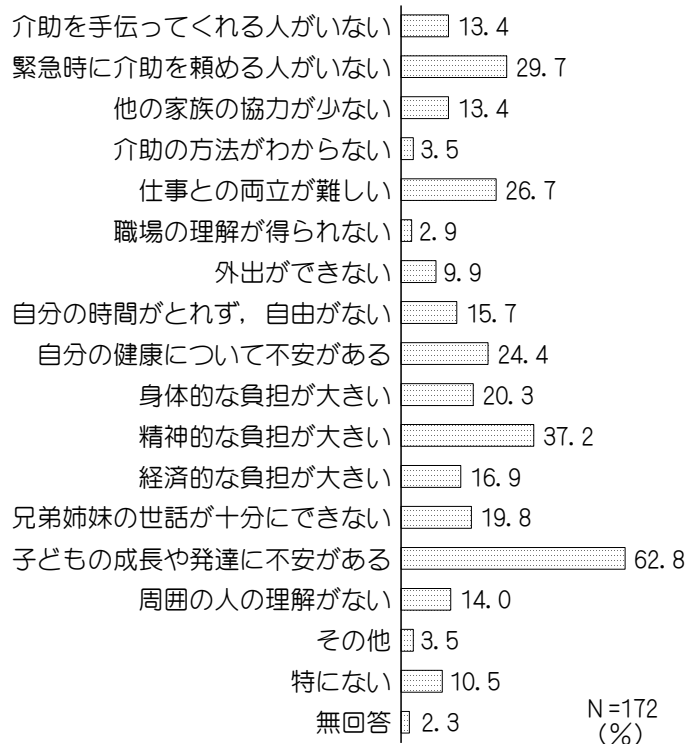


(介助者で「父親・母親」「その他の家族・親戚」のいずれかを答えた人)

(ウ) 介助をするにあたり困っていることや不安に思っていること

主な介助者が介助をするにあたって困っていることや不安に思っていることをみると、「子どもの成長や発達に不安がある」を挙げた人の割合が62.8%で特に高く、「緊急時に介助を頼める人がいない」「仕事との両立が難しい」「精神的な不安が大きい」などを挙げた人の割合も高くなっています。

主な介助者が介助をするにあたり困っていることや不安に思っていること (複数回答, 回答数無制限)

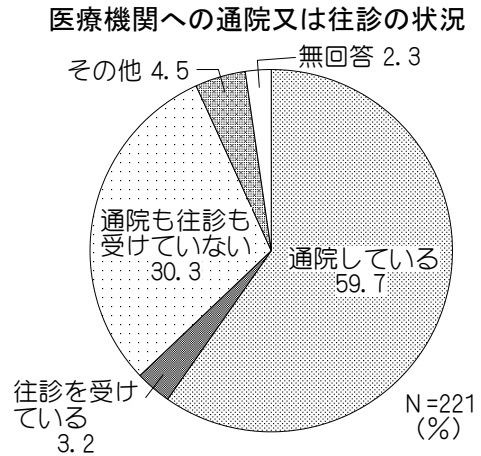


エ 保健・医療について

(7) 医療機関への通院又は往診の状況

医療機関への通院又は往診の状況を見ると、医療機関に「通院している」と答えた人の割合が59.7%で、最も高くなっています。

「往診を受けている」は3.2%、「通院も往診も受けていない」は30.3%となっています。

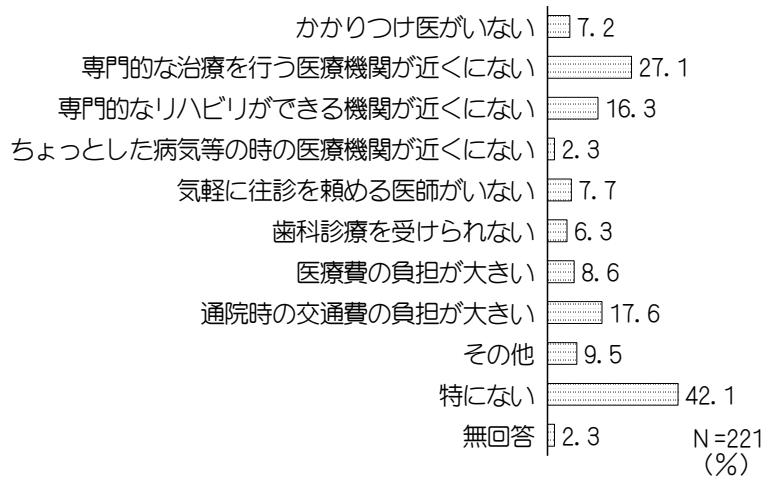


(イ) 診療などで困っていること

診療などで困っていることをみると、「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」を挙げた人の割合が高くなっています。

一方、「特にない」と答えた人の割合は42.1%となっています。

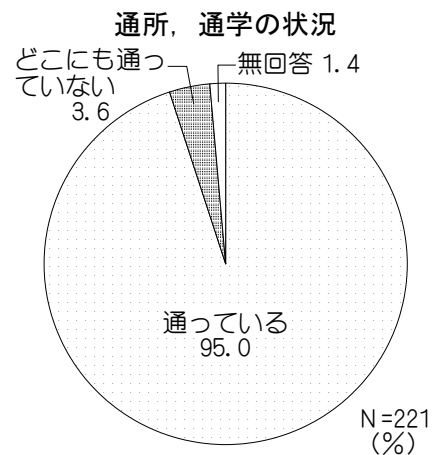
診療などで困っていること（複数回答，回答数無制限）



オ 日中の過ごし方について

(7) 通所，通学の状況

通所，通学の状況を見ると、「通っている」と答えた人の割合が95.0%で、大半を占めています。

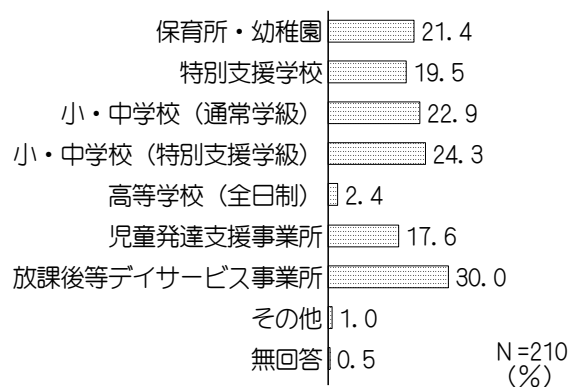


(イ) 通所, 通学先

通所・通学先をみると、「保育所・幼稚園」「特別支援学校」「小・中学校（通常学級）」「小・中学校（特別支援学級）」が、それぞれ2割程度となっています。

また、事業所では「児童発達支援事業所」が17.6%、「放課後等デイサービス事業所」が30.0%となっています。

通所, 通学先（複数回答, 回答数無制限）



（通所, 通学の状況で「通っている」と答えた人）

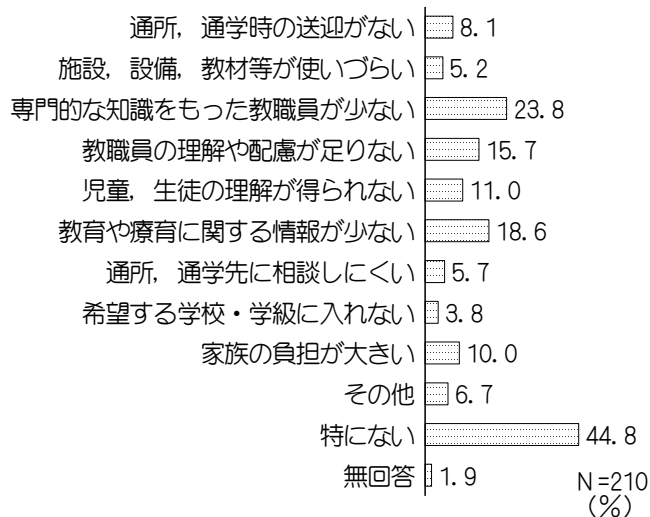
注：選択肢「高等学校(夜間)」「高等学校(通信制)」を選択した回答者はいない。

(ウ) 通所, 通学する上で困っていること

通所, 通学する上で困っていることは、「専門的な知識をもった教職員が少ない」「教育や療育に関する情報が少ない」などを挙げた人の割合が、比較的高くなっています。

一方、「特にない」と答えた人の割合は44.8%となっています。

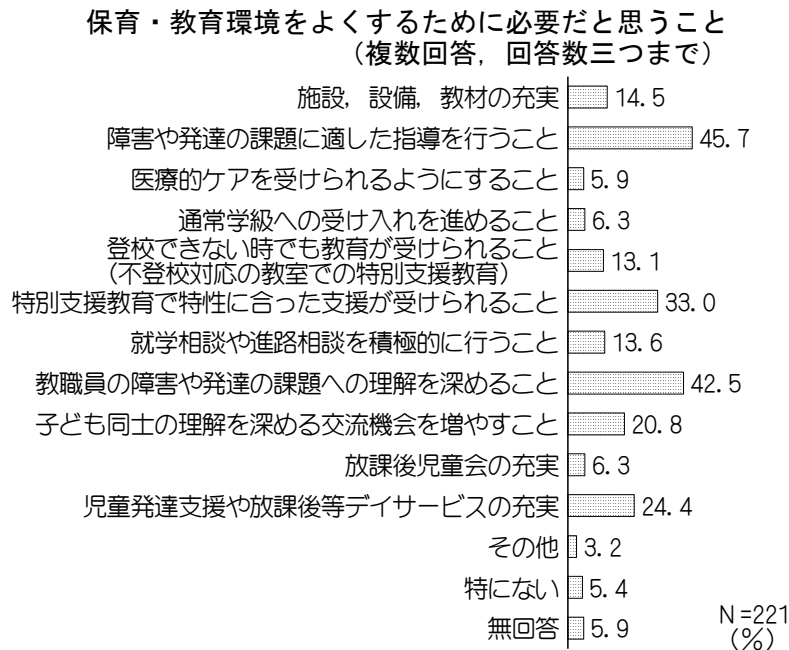
通所, 通学する上で困っていること （複数回答, 回答数無制限）



（通所, 通学の状況で「通っている」と答えた人）

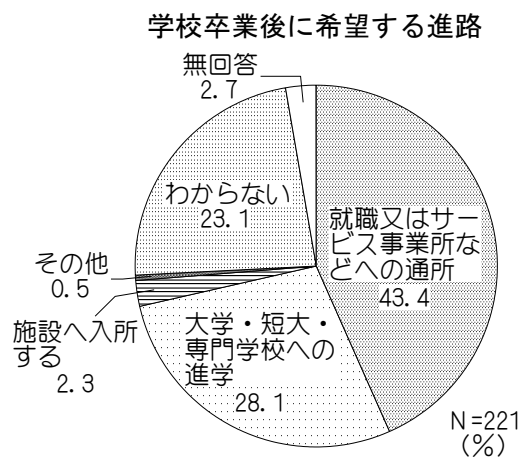
(I) 保育・教育環境をよくするために必要だと思うこと

保育・教育環境をよくするために必要だと思うことは、「障害や発達の問題に適した指導を行うこと」「特別支援教育で特性に合った支援が受けられること」「教職員の障害や発達の問題への理解を深めること」を挙げた人の割合が高くなっています。



カ 学校卒業後に希望する進路

学校卒業後に希望する進路は、「就職又はサービス事業所などへの通所」と答えた人の割合が43.4%と最も高く、次いで「大学・短大・専門学校への進学」28.1%、「わからない」23.1%の順となっています。



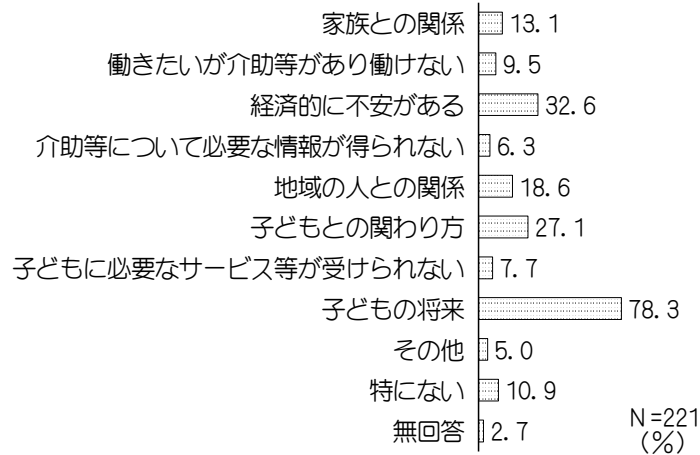
注：選択肢「自宅で過ごす」を選択した回答者はいない。

キ 相談について

(7) 困っていることや不安に思うこと

日常生活で、困っていることや不安に思うことについては、「子どもの将来」を挙げた人の割合が78.3%で特に高いほか、「経済的に不安がある」「子どもとの関わり方」を挙げた人の割合も高くなっています。

日常生活で困っていることや不安なこと
(複数回答, 回答数無制限)



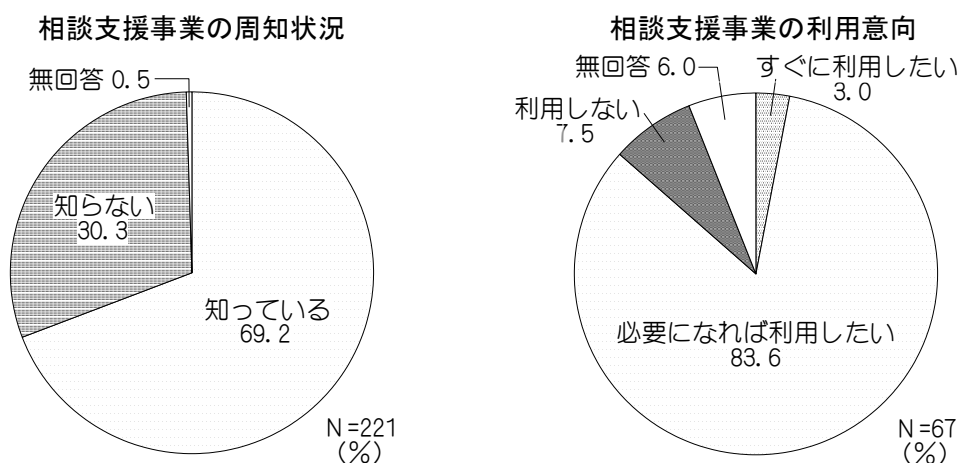
(イ) 相談支援事業

① 相談支援事業の周知状況

相談支援事業を「知っている」と答えた人の割合は69.2%、「知らない」は30.3%となっています。

② 相談支援事業の利用意向 (相談支援事業を知らない人)

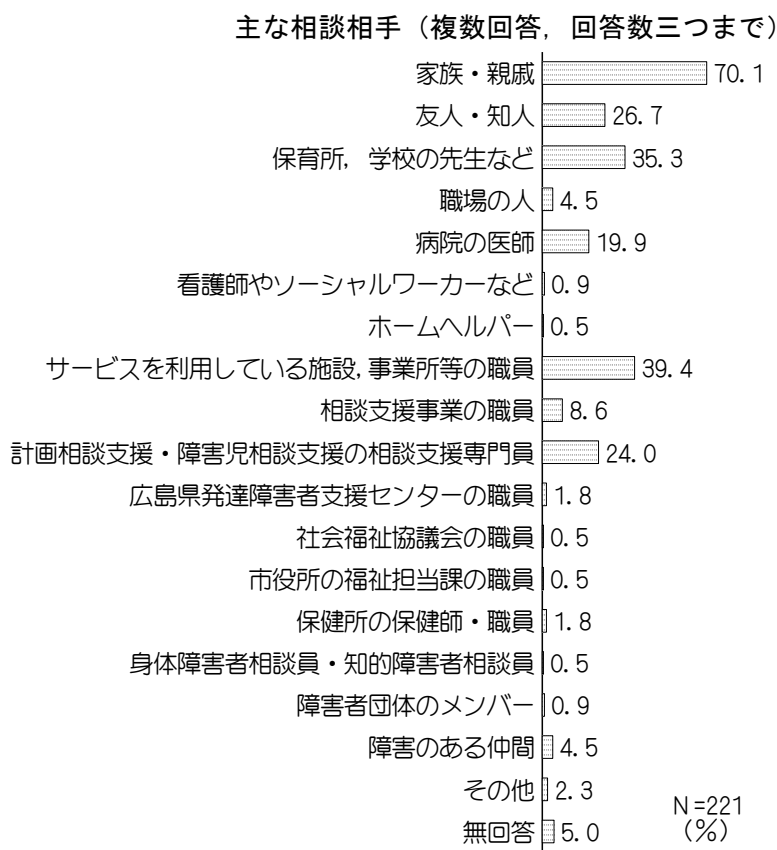
相談支援事業を「すぐに利用したい」又は「必要になれば利用したい」と答えた人の割合を合わせると86.6%で、利用意向は高い状況にあります。



(相談支援事業の周知状況で「知らない」と答えた人)

(ウ) 主な相談相手

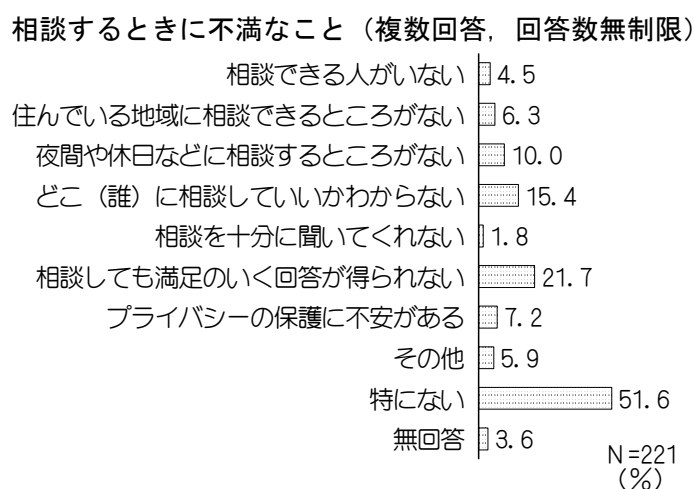
困っていることや不安に思うことを相談する相手は、「家族・親戚」を挙げた人の割合が70.1%で特に高いほか、「友人・知人」「保育所、学校の先生など」「サービスを利用している施設、事業所等の職員」を挙げた人の割合も高くなっています。



注：選択肢「近所の人」「呉市身体障害者福祉センターの職員」「広島県高次脳機能センターの職員」「民生委員・児童委員」「相談できる人はいない」を選択した回答者はいない。

(エ) 相談するときの不満なこと

相談するときの不満なことについてみると、「相談しても満足のいく回答が得られない」を挙げた人の割合が、比較的高くなっています。



ク 地域における生活について

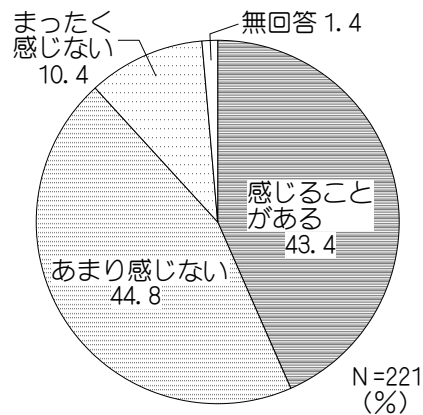
(7) 差別や偏見, 疎外感を感じること

差別や偏見, 疎外感を「感じることもある」と答えた人の割合は43.4%で, 約4割を占めています。

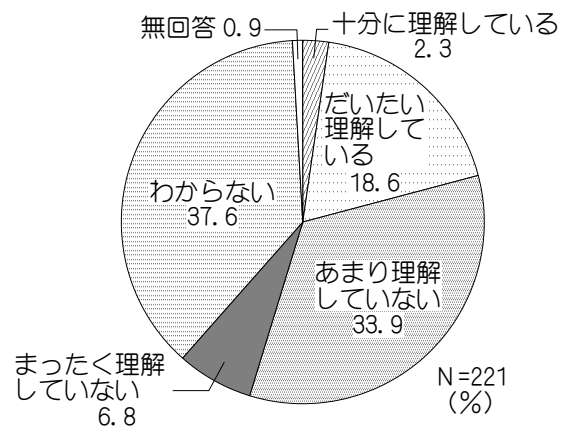
(イ) 障害に対する理解

地域の人々の障害に対する理解についてみると, 「理解している」(「十分に理解している」「だいたい理解している」の合計)割合は20.9%, 「理解していない」(「あまり理解していない」「まったく理解していない」の合計)は40.7%で, 「理解していない」の割合が「理解している」を上回っています。

差別や偏見, 疎外感を感じること



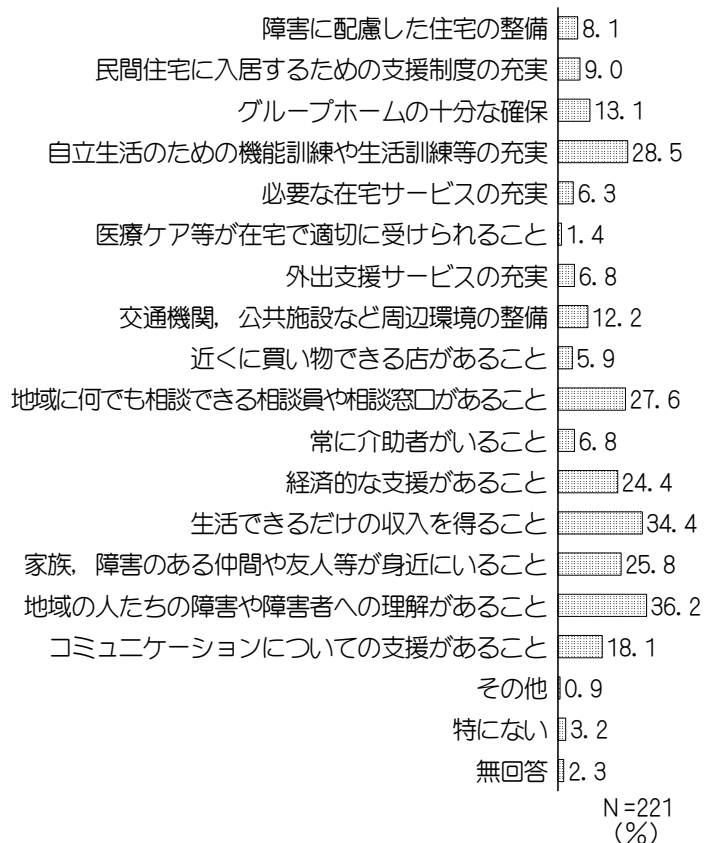
地域の人々の障害に対する理解



(ウ) 障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援については, 「自立生活のための機能訓練や生活訓練等の充実」「地域に何でも相談できる相談員や相談窓口があること」「生活できるだけの収入を得ること」「家族, 障害のある仲間や友人等が近くにいること」「地域の人たちの障害や障害者への理解があること」などを挙げた人の割合が高く, その内容は多岐にわたっています。

障害者が住み慣れた地域で生活するために必要だと思う支援 (複数回答, 回答数三つまで)



ケ 「地域共生社会」について

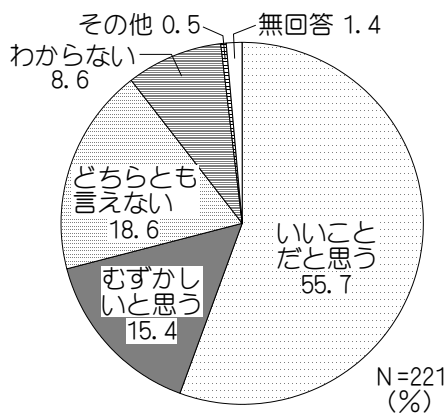
(7) 地域住民が日常的に交流すること

地域住民が同じ場所でサービスを利用したり，日常的に交流したりすることについて，「いいことだと思う」と答えた人の割合は55.7%，「むずかしいと思う」は15.4%となっています。

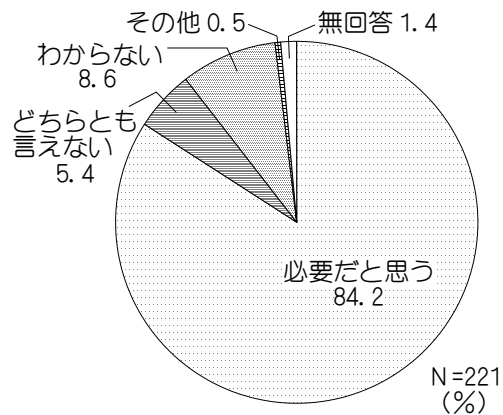
(イ) 地域において関連分野が連携し，支援すること

地域において，保健，医療，福祉，保育，教育などの関連分野が連携し，支援することについて「必要だと思う」と答えた人の割合は84.2%と，高くなっています。

地域住民が日常的に交流することについて



地域において関連分野が連携し，支援することについて

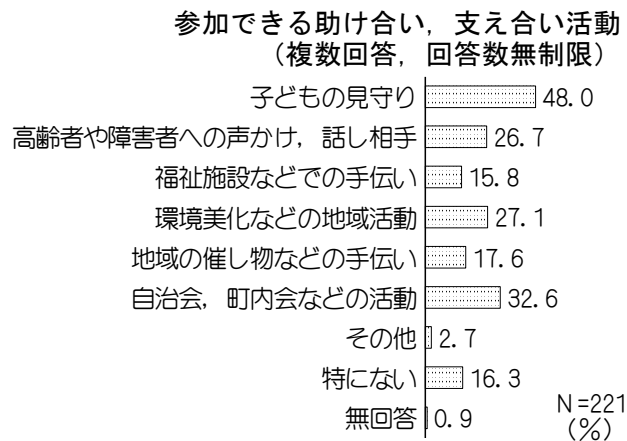


注：選択肢「必要ないと思う」を選択した回答者はいない。

(ウ) 参加できる助け合い，支え合い活動

地域において参加できる助け合い，支え合い活動は，「子どもの見守り」「高齢者や障害者への声かけ，話し相手」「環境美化などの地域活動」「自治会，町内会などの活動」を挙げた人の割合が高くなっています。

一方，「特にない」と答えた人の割合は16.3%となっています。



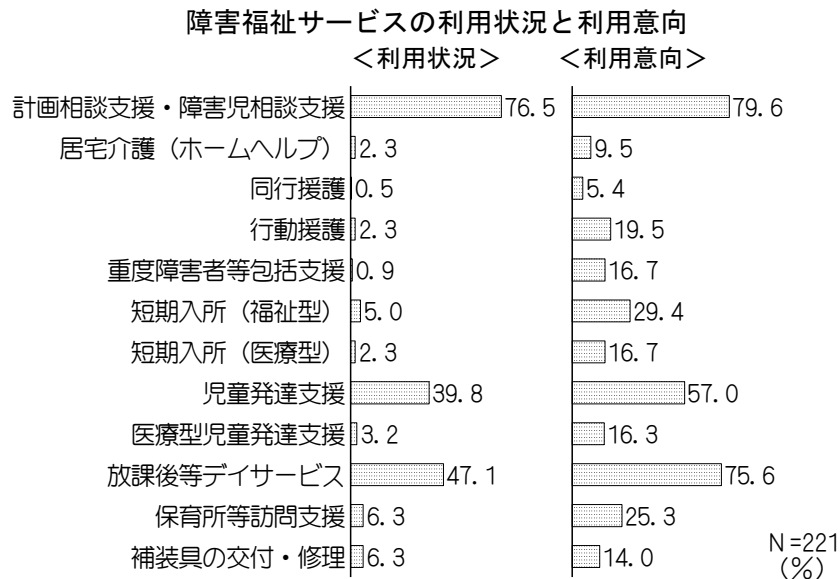
コ 障害福祉サービス等について

(7) 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

障害福祉サービス等を「今年度利用している」と答えた人の割合は、「計画相談支援・障害児相談支援」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」で高く、その他のサービスについては低い状況にあります。

また、「今後利用したい」と答えた人の割合についても、「計画相談支援・障害児相談支援」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」で高くなっています。

各サービスについて、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っており、利用意向は強い状況にあります。

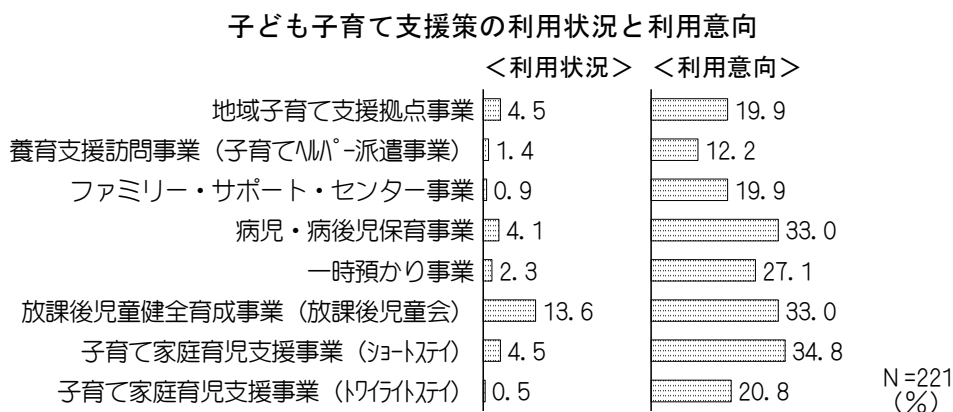


(イ) 子ども子育て支援策の利用状況と利用意向

子ども子育て支援策を「今年度利用している」と答えた人の割合は、「放課後児童健全育成事業（放課後児童会）」で高く、その他の支援策については低い状況にあります。

また、「今後利用したい」と答えた人の割合は、「病後・病後児保育事業」「放課後児童健全育成事業（放課後児童会）」「子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）」で高くなっています。

各支援策について、「利用したい」の割合が「利用している」を上回っており、利用意向は強い状況にあります。



(ウ) 新規サービスに対する利用意向

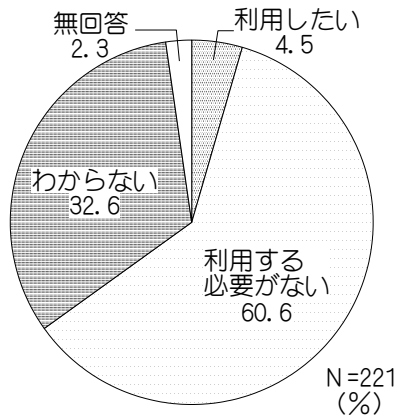
① 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」を「利用したい」と答えた人の割合は 4.5%，「利用する必要がない」60.6%，「わからない」は32.6%となっています。

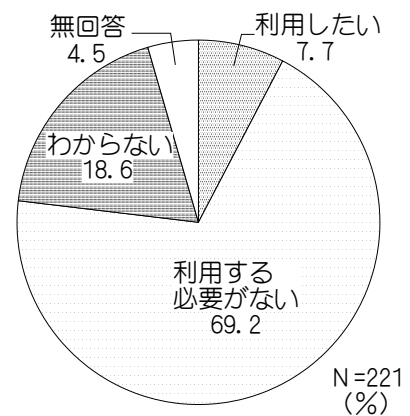
② 補装具の貸与

「補装具の貸与」を「利用したい」と答えた人の割合は 7.7%，「利用する必要がない」69.2%，「わからない」は18.6%となっています。

「居宅訪問型児童発達支援」の利用意向



「補装具の貸与」の利用意向

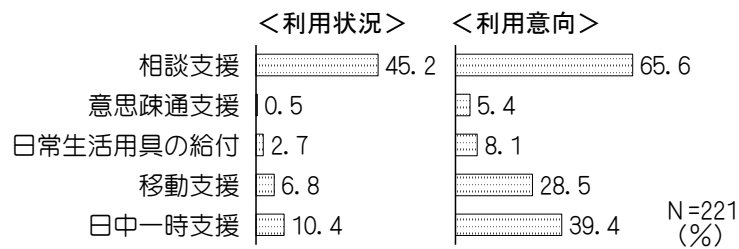


(エ) 地域生活支援事業の利用状況と利用意向

地域生活支援事業を「今年度利用している」と答えた人の割合は、「相談支援」で高くなっています。

また、「今後利用したい」と答えた人の割合は、「相談支援」「移動支援」「日中一時支援」で高くなっています。

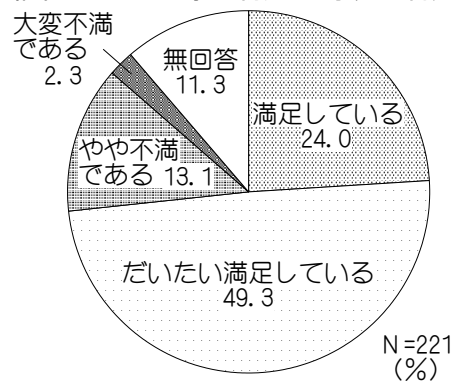
地域生活支援事業の利用状況と利用意向



(オ) 福祉サービス等に対する満足度

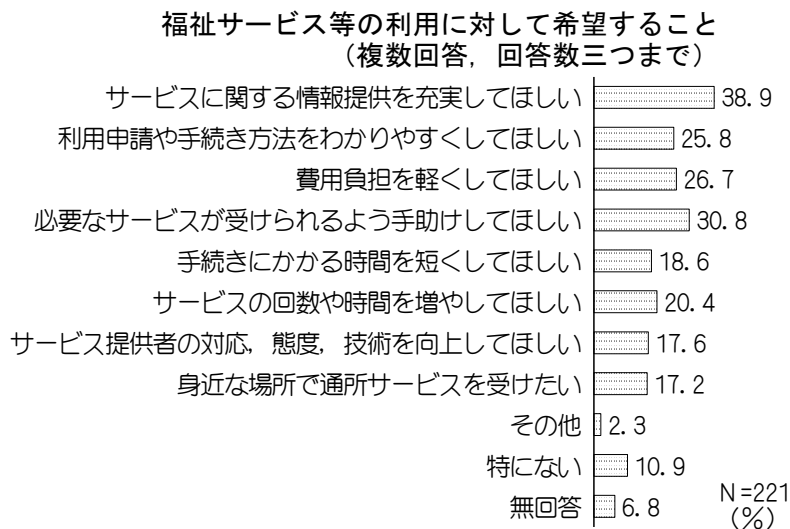
福祉サービス等に対する満足度をみると、「満足している」又は「だいたい満足している」と答えた人の割合は73.3%で、満足度は高い状況にあります。

福祉サービス等に対する満足度



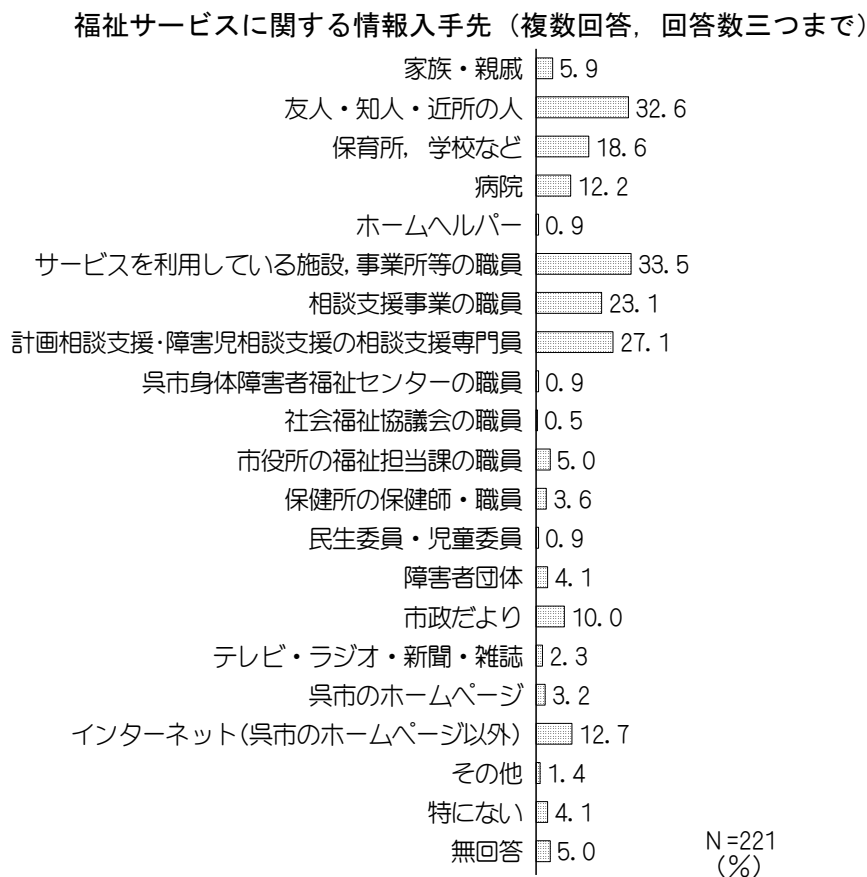
(カ) 福祉サービス等の利用に対して希望すること

福祉サービス等の利用に対して希望することをみると、「サービスに関する情報提供を充実してほしい」「利用申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」「費用負担を軽くしてほしい」「必要なサービスが受けられるよう手助けしてほしい」を挙げた人の割合が高くなっています。



(キ) 福祉サービスに関する情報入手先

福祉サービスに関する情報入手先をみると、「友人・知人・近所の人」「サービスを利用している施設、事業所等の職員」「計画相談支援・障害児相談支援の相談支援専門員」を挙げた人の割合が高くなっています。



注：選択肢「身体障害者相談員・知的障害者相談員」を選択した回答者はいない。

資料 9 障害者施策に係る国の動向及び呉市の障害者施策の推進

時期	国の動向	呉市の障害者施策の推進
平成15年度	○障害者基本計画（第2次）及び重点施策実施5か年計画の策定 ○支援費制度の導入	○呉市障害者保健・福祉基本計画の策定
平成16年度	○障害者基本法の改正 ○精神保健医療福祉の改革ビジョン →入院医療中心から地域生活中心へ	
平成17年度	○発達障害者支援法の施行 ※自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害者とその家族への支援	
平成18年度	○障害者自立支援法の施行 ※障害者の福祉サービスの一元化、就労支援の強化、支給決定の仕組みの透明化・明確化 等 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 ※公共交通、道路、都市公園、建築物等の新設・改良時の移動等円滑化基準への適合義務 等 ○改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の施行 ※精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援 等	○呉市障害福祉計画の策定
平成19年度	○改正障害者基本法の施行 ※都道府県及び市町村の障害者計画の策定義務化、教育における相互理解の促進等	
平成20年度		○呉市障害者保健・福祉基本計画及び障害福祉計画(第2期)の策定
平成21年度	○改正障害者雇用促進法の施行(一部、平成22、27年度) ※中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し 等	
平成23年度	○改正障害者基本法の施行 ※障害者の定義の見直し、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調、国民の理解・責務 等	○呉市障害福祉計画（第3期計画）の策定
平成24年度	○障害者虐待防止法の施行 ※障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の定義の明確化、発見者に対する通報義務、市町村による立入調査の権限 等	
平成25年度	○障害者総合支援法の施行（一部、平成26年度） ※基本理念の創設、障害者の範囲の見直し、障害支援区分の創設、障害者に対する支援の拡充、サービス基盤の計画的整備等 ○障害者優先調達推進法の施行 ※障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成と調達実績の公表 等 ○障害者差別解消法の成立（平成28年度施行） ※障害を理由とする差別の禁止、権利侵害の防止、社会的障壁を取り除くための合理的配慮 等 ○障害者雇用促進法の一部改正（平成28年度施行） ※障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理、紛争解決援助 等 ○障害者基本計画（第3次）の策定	

時期	国の動向	呉市の障害者施策の推進
平成26 年 度	○障害者総合支援法の施行（一部） ○改正精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の一部施行 ※保護者制度の廃止，医療保護入院の見直し，精神医療審査会に関する見直し 等	○呉市障害者基本計画・呉市障害福祉計画（第4期計画）の策定
平成27 年 度	○難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）の施行 ※難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の確立，難病の医療に関する調査及び研究の推進，療養生活環境整備事業の実施 等	
平成28 年 度	○障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（平成30年4月施行） ※自立生活援助，就労定着支援，居宅訪問型児童発達支援の創設，障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定），医療的ケアを要する障害児に対する支援 等 ○改正発達障害者支援法の施行 ※発達障害者支援地域協議会の設置，発達障害者支援センター等による支援に関する配慮 等 ○障害者差別解消法の施行 ○改正障害者雇用促進法の一部施行 ○成年後見制度利用促進法の施行 ※成年後見制度利用促進委員会の設置 等	
平成29 年 度	○障害者基本計画（第4次）の策定	○第5期呉市障害福祉計画・第1期呉市障害児福祉計画の策定

注：国の動向は「平成29年版障害者白書」を参考とした。